

会 議 録

会議の名称	令和元年度第4回つくば市環境審議会		
開催日時	令和元年10月9日 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所	つくば市役所2階防災会議室2		
事務局（担当課）	環境政策課		
出席者	委員	田邊 潔（会長）、田瀬 則雄（副会長）、野中 勝利、 吉野 邦彦、丸井 敦尚、加茂 徹、松橋 啓介、 山谷 憲司、村上 義孝、石川 幸子	
	その他		
	事務局	生活環境部：谷内次長、石川企画監 環境政策課：嶋崎課長、沼尻課長補佐、松田係長、小沼主任技師 環境保全課；中澤課長補佐、臼井係長、國府田主事	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由			
議題	<p>(1) つくば市環境基本計画の改定について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 前回の環境審議会での御意見の反映について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ （仮称）第3次つくば市環境基本計画素案について</p> <p>(2) つくば市きれいなまちづくり行動計画の改定について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント（案） について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ その他</p>		

会議録署名人	課長 嶋崎 道徳	確定年月日	令和元年 10 月 16 日
会 議 次 第	別紙のとおり		

<審議内容>

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) つくば市環境基本計画の改定について

事務局：資料 1、素案を用いて説明。

<第 1 章 計画の基本的事項>

委員：第 1 章「計画の基本的事項」において、つくば市が研究学園都市であることを明記するとともに、知的財産の活用や啓蒙活動の推進について触れることが望ましい。

委員：つくば市は SDGs 未来都市に選定されている。そのことを、SDGs の説明を行う箇所で明記し、アピールした方がよいのではないか。

事務局：御指摘の観点について、追記を行う。

委員：P 7 のアンケート結果の説明が P 6 の図の説明であるため、P 7 の図の説明をきちんと行った方がよい。

委員：文章中で図の説明をする場合には、例えば「(右図)」のように、文中で図に言及することが望ましい。

会長：図番号を付記した方がよい。

委員：P 7 の図はとても興味深い。満足度はあがっている一方で、以前と比較して悪化していると市民が感じているという結果になっており、その理由を解説できた方がよいだろう。

委員：分析結果に基づく、推論ではない解説ができることが望ましい。

会長：P 6 の図と P 7 の図が異なる設問に基づき作成されていることがわからないので、丁寧に説明する必要がある。また、それぞれの図の説明も簡略すぎるため、分かりにくい。

委員：市民満足度や市民の環境の認識は、P33 の苦情件数とも関連があるよ

うに思う。一言触れた方がよいだろう。

事務局：P6～P7の図について、丁寧に説明を加える。また、文章と図の関連がわかるよう、図番号を付記する。

委員：重点施策3「持続可能なライフスタイルの推進」とある。P9のSDGsの説明において、『持続可能なライフスタイル』という文言を加えては如何か。

事務局：修正する。

<第2章 目指すべき将来像および施策体系>

委員：P12の目指すべき将来像のイラストについて、文字で吹き出しを入れた方がよいのではないか。

委員：一案として、吹き出しのみを記載した透明シートをイラストに重ねる方法もありうる。例えば、小中学校の環境教育などで、まずイラストを見て、将来像が何を意味しているか考えてみて、その後、透明シート（吹き出し）を重ねて、答え合わせをできるかもしれない。

委員：文字ではなく、「基本目標」や「施策の柱」の番号を記載することもありうる。

事務局：イラストに文字を入れるか否か悩んだが、結局、文字がなくとも分かるようなイラストにしたいと考えていた。イラストだけで表現しきれない場合、文字の追記も検討する。透明シートの利用可能性については検討したい。

委員：基本目標の将来像で示されていること、施策として実施しようと考えていることが含まれる必要がある。例えば、筑波山や川、アダプト・ア・パークなどの取組、さらに、つくば市の特徴である大学や研究所が入っていることもきちんと描いておきたい。

事務局：御指摘の点について、イラストの追加を行っていく。

委員：描かれている人物は若い人が多い。人々の多様性を考えると、高齢者や車いすの方などが外で活発に過ごしている様子も描いた方がよい。また、全ての屋根に太陽光パネルがのっており、全ての建物に設置しなければならないようなメッセージに見えるため、イラストの中では程々にした方がよいのではないか。さらに、チェーンソーで木を伐っている人が描かれているが、前面から木を伐っているように見えるので、望ましくないだろう。

委員：里山管理で木を利用することは望ましいことであるが、イラストでは里山の絵に見えない。

委員：幹線道路が家に直接つながっているように見えるので、望ましくない。必ずしもリアルにする必要はなく、あまり批判を受けないようなイラストにする必要がある。

事務局：御指摘を踏まえて、イラストを修正したい。なお、SDGsも念頭におき、高齢者などが安心して暮らせることや幅広い世代に環境教育を行っていることを意識して描きたい。

会長：基本目標3の循環型社会の要素を加える必要がある。例えば、ゴミ収集車や、スーパーの分別収集ポストを描いては如何か。

事務局：ごみの描き方は工夫が必要である。分別している様子やゴミ収集車を描いたところ、ごみが多い印象を受ける可能性があった。循環型社会の将来像について感じられる部分が少ないため、吹き出しを追記して理解できるようにするなどの方法を検討する。

田邊会長：議論を円滑にするため、数パターンイラストを用意できないか。

事務局：時間等の制約からイラストを数パターンつくることは難しいが、吹き出しなどのパターン分けは可能と考えている。修正が間に合う場合には、次回審議会前にメール等で御意見をいただきたい。

委員：基本目標ごとにイラストを描くことはできないだろうか。

会長：これまで出た御意見を参考にして事務局で修正を行い、それでも強調したい要素を一つのイラストに描き切れない場合には、基本目標ごとに描く方法を試みてもよいかもしれない。

<第3章 施策・取組、第4章 重点施策>

会長：市民アンケート調査の結果が評価指標となっている基本目標が3つある。市民アンケート結果を評価指標とする場合には、環境基本計画の進行管理の評価指標として適したアンケートにする必要がある。例えば、「満足度」のみを聞くだけではなく、『どう満足していて、市民の生活がどのように変わったか』を合わせて確認する必要がある。また、途中の状況がわからないため、5年に1度ではなく、高頻度で実施する必要がある。したがって、評価指標にするアンケートは、単なる「市民アンケート（市民満足度調査）」ではなく、「環境基本計画の評価を行うためのアンケート」としなくてはいけない。

事務局：P17の『市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度』は、2年に1度、市が実施している市民満足度調査の一項目であり、その他の基本目標の市民アンケートは環境基本計画のためのアンケートである。後者のアンケートは予算と時間の制約があり頻度を上げるのは難しく、前者については、各課に割り当てられる質問数が限られてしまう。一方、御指摘のとおり、5年に1度というアンケート調査の頻度では施策の進捗状況を確認する上で少ないと感じるが、それを補完するために環境基本計画の「施策の柱」を環境審議会ですべて毎年、定量的あるいは定性的に進捗を確認していくことで対応していきたい。

会長：現実的に不可能な場合には仕方がないと考えるが、5年に1度のアンケートは、その5年間に何がどう変わったかを具体的に評価できるア

ンケート項目にしなくてはいけない。

委員：施策の柱1－4「気候変動への適応」において、水資源に合わせ、災害時の電気について触れた方がよいのではないか。

事務局：重点施策1「マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進」に記載のとおり、再エネの設置を進めるなどの施策を行い、自然災害の発生時にもエネルギーを使用できるように、市民生活の安定化・強靱化を図りたい。

会長：重点施策2「生物多様性つくば戦略（仮称）の策定」の調査は専門的な内容になると考えられるが、どのように進行管理を行う予定か。

事務局：御指摘のとおり、生物多様性つくば戦略（仮称）の策定には専門性が必要である。現時点ではどのように進めるか決まっていないが、有識者や専門性のある市民で構成される会議にて検討する必要性を感じている。環境審議会への報告としては、調査状況やその会議の議論の内容になるだろう。

委員：基本目標2の評価指標が前回の審議会の議論を受け、緑地面積に変更されており望ましい。また、基本目標3の評価指標も、「廃棄物の総量」から「一人当たりごみ排出量」に変更されており、人口が増加しているつくば市の現状に即している。

委員：重点施策2のロードマップの表現方法について、年度と実施内容の関連がわかりにくいので修正した方がよい。

事務局：修正する。

委員：今年度よりプラスチック製容器包装の収集・資源化を行っているので、P28「リサイクルセンター」の写真の代わりに、プラ製容器包装のリサイクルについて明快に示せる写真を加えては如何か。

事務局：P31に該当する写真があるが、写真を改めて探す。

委員：P33「苦情件数の推移」において、苦情件数が減っている。例えば、

何らかの施策の効果があったなど、その要因が判明しているのであれば、現状と課題に記載しては如何か。

事務局：担当課に確認する。

委員：基本目標 5 の評価指標に「環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数」という項目がある。5 事業所を 10 年後に 70 事業所にするのはとても大きな変化とを感じるが、具体的にはどのような取組を指しているのか。また、環境スタイルサポーターズの取組への参加だけではなく、アダプト・ア・パークなど、市の他の施策に協力している事業者数を含めることも一案である。

事務局：2018 年度の現状値は、グリーンカーテンコンテストに参加した事業所数である。現在の課題として、事業所会員数は増えている一方、具体的な取組に結びついていない状況にある。そのため、事業所のニーズ等も確認しながら、市がソフト（取組）を提供することで、参加してくださる事業所数を 70 事業所まで増やせようと考えている。

委員：P37「つくば市主催の環境啓発事業参加者数」のデータが示されており、参加者数は減少傾向にある。このデータを選んだ意図の説明をお願いしたいのと、文章に、「このような状況であるため頑張らないといけない」旨を記載した方がよいのではないか。

事務局：御指摘のとおりである。参加者数が減少傾向にあるため、改善が必要である旨、文章に記載する。

会長：評価指標は「事業所数」であるが、データは「環境啓発事業参加者数」となっている。

委員：「SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点」は、もっと「施策の柱」との関連を考える必要がある。また、施策間でトレードオフになることも記載されているので、問われた際の対応を検討する必要がある。

事務局：記述について改善を行う。

委員：つくば市では開発などにより緑が失われることが問題の一つである。

しかし、基本目標 2 の評価指標は「緑地面積」と「生物多様性つくば戦略（仮称）の策定」の二つであり、この問題の状況を測る方法は示されていない。例えば、施策の柱 2－3「都市の緑を増やし、質を高める」を基本目標 4 に移動させ、都市景観や都市内の緑地を取り上げた方がよいのではないか。

事務局：御指摘の点について検討する。

委員：「重点施策」が第 4 章で突然出てくるため、その他の施策との違いを明確にした方がよいのではないか。

田邊会長：丁寧な説明を行ってほしい。

事務局：修正を行う。

< 第 5 章 計画の進行管理 >

委員：進行管理の「Plan（計画）」にも市民を含めた方がよいのではないか。ステークホルダー全員が一緒に計画を作り（Plan）、全員が実施（Do）するということができないか。

事務局：御指摘の点は重要である。今回の改定にあたっては、市民懇話会（環境未来カフェ）やアンケートを実施している。

委員：毎年度と 5 年ごとの 2 本の PDCA サイクルがあることがわかりにくい
ため、修正した方がよい。

事務局：修正する。

田邊会長：新しい環境基本計画の進行管理において、各分野の審議を適切に行うためには、環境審議会に様々な分野の委員（有識者）がいた方がよいだろう。

事務局：環境審議会の体制についても検討を行う。

(2) 第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリック

コメント（案）について

事務局：第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（素案）を用いて前回からの修正追加箇所を説明。

委員：この新しいもの見栄えもよくて、内容的にもわかりやすくなっていてその努力は大変だったと思い、いいものができたとは思いますが、2つほどお願いというか考えていただきたい。まず、用語解説が後ろのほうについており、「あ」から始まっているいろいろある。例えば空家バンク制度というのに関して「こういう制度です」と書いてあるが、冊子の中の何ページにあるとか、ホームページのどこへいったら詳しく見られるか場所をしっかりと書いてあるとありがたいと思う。例えば花と緑の環境美化コンクールとか、あるいは河川環境保全事業とかいろいろ名前が付いたものがきれいなまちづくりの行動計画の中でやっているのだから、この用語集を使って宣伝していただき市民の皆さんに見てほしい項目だけでもあげて、計画書の中の何ページにあるとして、計画書のダイジェスト版にも使える感覚で用語集にしてはどうか。また、最初にある写真で子供達が川の中でやっているのですが、小学生でも高校生でもお年寄りの方でも良いが、何かまちづくりの行動計画に参加していただけるイベントのようなものをつくっていただけるとよいと思う。

事務局：用語解説については、語意が少ないものもあるので確認し返事をさせていただく。

委員：重点地区について質問したい。P79 ページとか80 ページに地図があって、建物とか民有地が白抜きになっている。これが関係するのは P7 にあるごみのポイ捨ての科料の対象となるのが重点地区と書いてあるので、そういう考え方のときにはずしてあると思うが、ここまで外さ

なくても面的に塗ってあってもいいような気がする。道路から敷地にポイ捨てするとかそういったことをあえて除外したくはずしてあるのか。

事務局：敷地内に関しては指導の対象で、市の関係施設があるところを重点地区としている。

委員：隣接する敷地はそういうものを指定されたくないことがあるからか、あるいは市の責任の範囲だから範囲内はきれいにしておきたいから指定しているのか。しくみはわかった。ポイ捨てとか境界線とかで切れない気がするのでまとめて塗れるのであれば塗ったほうが全体としていいと感じた。

事務局：こちらで検討させていただき重点地区も考えていきたい。

委員：第4次の行動計画の結果を踏まえての行動計画の流れで気になったが、第3章現状の課題の整理があり、第4章では第5次行動計画が出てくるが、第3章はあくまでの第4次の行動計画のことなので章立てをあわせて第3章に第4次を加えたほうがよいのではないか。

委員：第3章の現状と課題の整理の内容は第4次行動計画までの整理になっているので第4次と書いてしまうと内容が異なってしまう。

委員：第4次までのとすると第3章の3節のところでは第4次とするのは少しおかしい。今までの実績の総括というタイトルとしたほうがふさわしいのではないか。

事務局：考えさせていただく。

委員：指標について、一部の指標は参加者人数とか監視回数でそれを達成しているとしているが、そのときに例えばごみの量などもあるが、参加している団体数とかが少なくなっても実際に環境が良くなっているとかを確認できればいいので、水質パトロールは異常を見つけることもあるが、何回やっただけでなく、何回やって全体として最後にパトロール

員の感想、きれいになってきているのかそうではないのかという評価をのせたらいいのではないか。

事務局：他課と協議させていただく。

委員：ここに書ききれなくても、今までの指標以外の情報として今回いろいろ入れてもらったが、そういうものをなるべく探してわかりやすくしていく。

委員：第3章のところでこれまでの現状と課題が整理されているのですが、8ページのところにそれぞれの施策の記述内容がどういう構成になっているのか書かれたほうが親切かなと思う。例えば8ページの投棄対策で事業概要はわかるが、実績、参考値となっているが、こういうものが一体何になるのか、その上のところで「ここでは第4次・・・整理しました。」というところで、もう少し丁寧に、例えば第4次行動計画の事業概要とか実績、指標を使って整理し、さらに第5次行動計画に向け課題を整理したとすると読む人もそれ以降の事業の解釈もできるのではないかと親切になるのではないかなと思う。あと1行ぐらい加えればよろしいかなと思う。

事務局：検討したい。

委員：今回の計画にあたり1ページにSDGsが書いてあるが、例えば神奈川県とか鎌倉市とかがやっているのを見ると、つくば市は他の自治体とは全然関連がなく、書いてはあるがつけただけのように見える。今から変えろとはいわないが、神奈川とか鎌倉を参考に取り入れていただければいいかなと思う。

事務局：参考にさせていただく。

委員：写真が使われているが、写真が単にスペースが余ったから使ったといったことにならないように、できればキャプションを入れてもらったほうが、例えばつくば市の場所を示すと市民には身近になるので

キャプションを入れたほうがよい。P37 の写真だけがキャプションが入っているが、もしコンクールの写真であるならば、もう少し違うのがあってもいいのではということが感想としてある。あと P26 のグラフが間違っているのではないか。

事務局：P26 と P27 に同じものが入っているので直させていただきます。

委員：これも今さらですが、うしろにきれいなまちづくり重点地区があるが、ウエルカムフラワーがセンター地区だけになっていてもうそろそろ他にも広げていいのではないか。今は増やせないとしても5年の計画の間に検討してもらいたい。

事務局：担当する市民活動課に確認しているが、センター地区のみを指定しているのは、現状センター地区の活性化の意味も含め行っており、他の地区に広げる予定はないと聞いているが、審議会からの意見があったと伝える。

イ その他

なし

4 閉会

令和元年度第4回つくば市環境審議会次第

日時：令和元年10月9日（水）10：00～12：30

場所：つくば市役所2階防災会議室2

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) つくば市環境基本計画の改定について

ア 前回の環境審議会での御意見の反映について

イ （仮称）第3次つくば市環境基本計画素案について

（休憩）

(2) つくば市きれいなまちづくり行動計画の改定について

ア 第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画パブリックコメント（案）
について

イ その他

4 閉会

令和元年度第2回環境審議会における主な委員意見及び対応方針

基本目標1「低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する」について

主な委員意見	対応方針
温室効果ガス排出量の経年データについて、出典・出所を明記すべき。	算出方法を明記。
評価指標において、部門別の温室効果ガス排出量の議論をしない場合には、部門ごとの排出量内訳は記載しなくともよいだろう。	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定検討における集計データの整理が終了次第検討する。
評価指標「居住誘導区域内の人口割合」について、基本目標1の「施策の柱」との関係がわからない。	評価指標「居住誘導区域内の人口割合」を削除。
「雨水利用施設の設置を進めること」について、個人では雨水利用より浴槽水利用の方がしやすいだろう。	浴槽水利用も併記。

基本目標2「豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ」について

主な委員意見	対応方針
生物多様性のデータベース作成時に、市民参加を得ながら調査を進める方法がある。基本目標2において、市民参加を促進するような施策があってもよいのではないか。	重点施策2「生物多様性つくば戦略（仮称）の策定」において、市民の参加を得ながら策定を進めることを明記。
「水辺の生き物の生息・生育環境の保全」の「河川、ため池」の後に「湿地」を入れてほしい	「湿地」を追記。
つくば市では、緑地面積を増やす目標をたてたとしても実現が難しいと考えられるので、自然をどのようにするかという観点からの目標設定が望ましいと考える。	「緑地面積の現状維持」を評価指標の目標として設定。 さらに、生物多様性つくば戦略（仮称）の策定により、市民参加を得ながら、望ましい自然のあり方を検討する予定。
つくばエクスプレス沿線の森林が一斉になくなってしまった過去があり、同じことが起こるのは望ましくないと感じる。	
森林や緑地の面積を指標に入れてはどうか。	つくば市の緑地面積を指標に追加

基本目標3「資源を賢く使う循環型社会に近づく」について

主な委員意見	対応方針
「資源を賢く使う」という趣旨の中で、未利用資源の利用促進を加えられないだろうか。	「生ごみの家庭での有効活用」を「資源の有効活用を推進」に変更
基本目標3に現在記載されていない「マテリアルリサイクル」や「未利用資源の利用」などについて、記載可能な内容があるか否か担当課に確認してほしい	
地域循環共生圏を「施策の柱」とし、地産地消をその施策の柱に持っていく可能性もある。	地域循環共生圏の考え方は重要であり、関連する内容は既に存在（循環型社会形成に係る普及啓発等）。※地域循環共生圏を新たに「施策の柱」とすると、施策体系全体の見直しが必要となるため現時点から修正することは難しい。

基本目標4「安心して快適な生活環境で暮らす」について

主な委員意見	対応方針
評価指標として、市民の満足度指標を加えてほしい	市民の不満足度を指標に追加
「騒音・振動の防止」に記載の「必要に応じて」という文言は削除する必要がある。	文言（「必要に応じて」）を削除。

基本目標5「市民一人ひとりが環境を考え、行動する」について

主な委員意見	対応方針
評価指標は検討中であろうが、環境配慮に取り組んだことが分かる成果指標にしてほしい	評価指標として、市民の環境配慮行動と、環境配慮の取組に参加した事業者数とした。
事業者が環境配慮に取り組むインセンティブが重要であろう。	重点施策3「持続可能な生活スタイルの推進」にて簡潔に記載

全体に関する事項

主な委員意見	対応方針
「①施策の方向性」として市が実施すること、そして「②各主体に期待されること」で市民や事業者に実施してほしいことが記載されている。表現がアンバランスに少し感じるので改善してほしい。	②の名称を「市民・事業者に期待される取組」と改善。
<ul style="list-style-type: none"> 『緑提灯』のような、既存の枠組みを指標として活用することも考えられる 地産地消レストランやアダプト・ア・パークに参加する市民団体数は、評価指標としてのスケール感が小さすぎる。 基本目標2の指標に「生き物の生息・生育状況や生態系の調査の回数」があるとよいのではないか。 市民農園や農業体験ののべ参加者数は伸びており、指標にすることもあり得るだろう レジ袋の辞退数のデータをみた記憶がある。そのような内容を指標にすることも考えられる 	環境審議会における議論を踏まえ評価指標は、基本目標全体に係るスケール感が大きいものとした。また、「施策の柱」ごとに進捗管理を行うため、個別具体的なものは指標から除く。
環境基本計画の評価指標としては、施策の成果があったか否かを大まかに把握できるものを設定すると望ましいと考える。市の具体的取組を評価することは、環境基本計画の評価とは別に、別途指標を設けるなどもあり得る。	施策に基づく市の取組・実績は毎年度確認していく。また、取組・実績の指標設定については、個別計画で設定する

第3次つくば市環境基本計画
(素案)

令和2年(2020年)

つくば市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1) 計画策定の背景と目的.....	2
2) 環境基本計画の位置づけ.....	3
3) 計画の対象範囲.....	3
4) 計画期間.....	3
5) 環境施策の実施状況及び市民満足度、今後の方向性.....	4
6) 計画の改定において特に重視した観点.....	9
7) 計画の構成.....	10
第2章 目指すべき将来像および施策体系	11
1) 目指すべき将来像.....	12
2) 施策体系.....	14
第3章 将来像の実現に向けた施策・取組	15
基本目標 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する.....	16
基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ.....	22
基本目標 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく.....	28
基本目標 4 安心して快適な生活環境で暮らす.....	32
基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する.....	36
第4章 重点施策	41
重点施策 1 マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進.....	42
重点施策 2 生物多様性つくば戦略（仮称）の策定.....	43
重点施策 3 持続可能なライフスタイルの推進.....	44
第5章 計画の進行管理	45
1) 進行管理体制.....	46
2) 進行管理の考え方.....	47
資料編	49

第 1 章 計画の基本的事項

1) 計画策定の背景と目的

(1) 環境基本計画の趣旨

私たちは、恵み豊かな地球環境の恩恵を受けながら、日々の暮らしを営んでいます。きれいな空気、清らかな水、色とりどりの草花、食卓を彩る様々な食材など、数多くの自然の恵みを享受しています。

しかしながら、日々の生活が豊かで便利になった一方、大量消費・大量生産・大量廃棄を行う社会経済構造となり、それが環境への負荷となって地球環境を損なっています。気候変動や生物多様性の損失などは人間が安全に活動できる「地球の限界」に達しているという指摘もあるほど、人類を支える地球環境の悪化がますます深刻化しており、喫緊の課題となっています。

地球環境の問題は、日々の暮らしを脅かされるという意味で私たち一人ひとりが被害者といえ、一方で私たちの生活による環境への負荷が引き起こすため一人ひとりが加害者でもあります。そのため、地球環境の恩恵を将来の世代に引き継いでいくために、私たち一人ひとりが主体的に環境問題に取り組む必要があります。

つくば市環境基本条例（平成10年（1998年）施行）では、このことを「私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている」と明快に示しています。そして、つくば市環境基本計画は、「環境の保全」の基本理念（第3条）に則り、つくば市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、第7条の規定に基づき策定される計画です。

参考：つくば市環境基本条例第3条

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり推進されなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、事業者及び市民がその事業活動及び日常生活において環境の保全を優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(2) 第3次つくば市環境基本計画策定の経緯

第2次つくば市環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）は、第1次つくば市環境基本計画の満了に伴い平成22年（2010年）4月に策定され、この第2次計画に基づき、つくば市の環境行政が進められてきました。令和2年（2020年）3月に第2次計画が期間満了するに当たり、つくば市における環境行政をより一層推進していくため、第3次つくば市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2) 環境基本計画の位置づけ

本計画は、「つくば市未来構想」を環境面から具体化するものであり、つくば市の環境に関する計画の中で最も上位の計画と位置づけられます。そのため、今後策定する個別の計画は本計画との整合を図るものとしします。

また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的かつ効果的、計画的に環境の保全の推進を図っていくものとなります。

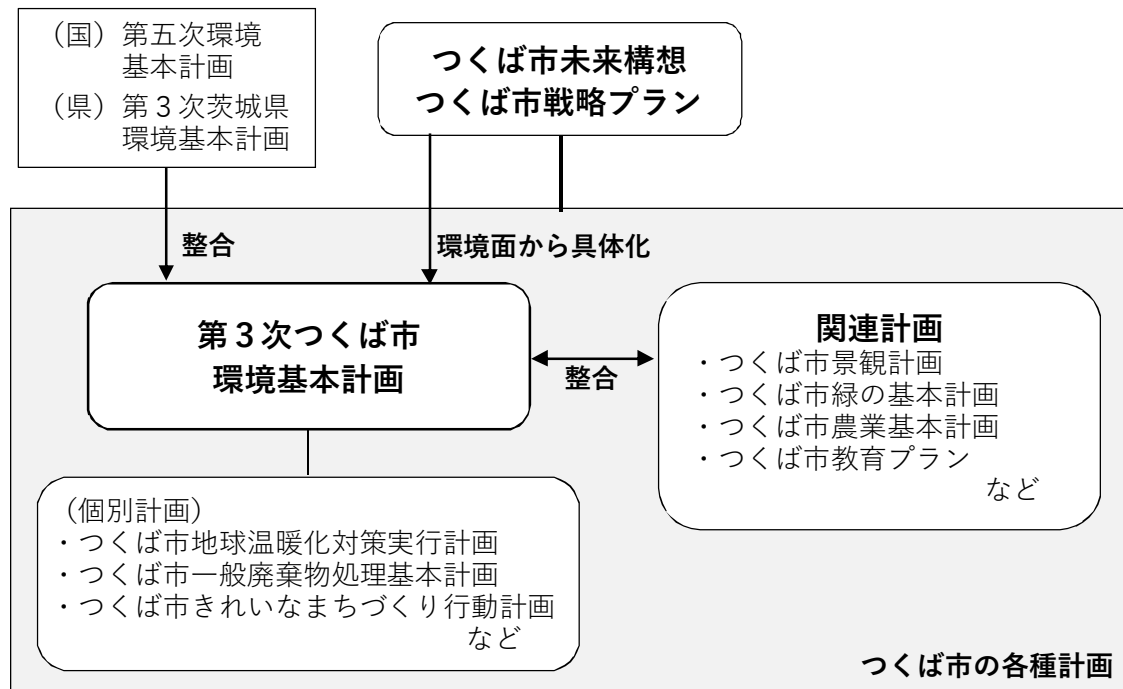


図 第3次つくば市環境基本計画の位置づけ

3) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、つくば市全域とします。

しかしながら、環境問題は、市内の局所的なものから、茨城県や国レベル、そして、世界レベルで取り組むべきものまで様々な問題が存在します。そのため、近隣自治体や茨城県、国とも連携しながら施策を展開していきます。

4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年(2020年)4月から令和12年(2030年)3月までの10年間とします。

ただし、本市を取り巻く環境・社会状況の変化を考慮して、計画策定後5年を目途に計画の取組内容や指標等について見直しを行います。

5) 環境施策の実施状況及び市民満足度、今後の方向性

(1) 施策の実施状況

第2次計画では、9つの『環境項目』（水、大気、土、地球温暖化対策、緑と生き物、廃棄物とリサイクル、産業、くらし、環境教育）が取り組むべき環境項目として設定されており、環境を改善する『施策』を実施してきました。

具体的には、それぞれの施策に関連する『関連施策』を実施しました。のべ356関連施策（細項目間の重複も含む）のうち、315関連施策を「実施中」または「完了」しており、予定されていた関連施策のうち約88%を10年間で実施したことになります。

表 第2次つくば市環境基本計画の『環境項目』、『施策』、『関連施策数』

環境項目	施策	関連施策数※
水	1 安全・安心でおいしい水の確保	2 3
	2 水をよごさない取り組みの推進（有機性汚濁物質）	
	3 水辺の保全、整備	
	4 水循環システムの構築	
大気	1 大気汚染の防止	1 0
土	1 土壌汚染の防止	1
	2 地盤沈下の防止	
	3 表土の保全、表土の風食防止	
地球温暖化対策	1 低炭素社会の目指した環境都市づくりの推進	8 3
	2 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策の推進	
	3 省資源、省エネルギーの推進	
	4 新エネルギー導入の推進	
緑と生き物	1 筑波山の生物相の保全	5 2
	2 里山環境の保全	
	3 都市緑化の推進	
	4 自然景観の保全と活用	
	5 緑と生き物を守り育てる市民活動の育成	
廃棄物とリサイクル	1 廃棄物の減量・再利用・リサイクル、修理	3 0
	2 廃棄物の適正な処理処分	
	3 不法投棄、不適正な屋外燃焼行為の防止	
産業	1 環境保全型農業への転換	3 3
	2 工業における環境負荷の低減	
	3 商業における環境負荷の低減	
くらし	1 生活型環境問題の防止	3 1
	2 現在直面している環境問題に対する対策	
	3 歴史的環境・景観の保全と創造	
環境教育	1 地域と連携した学校における環境教育の推進	9 3
	2 職場における環境教育の推進	
	3 地域における環境教育の推進	
	4 家庭における環境教育の推進	
	5 環境の情報・学習センターの整備とネットワークの推進	

※関連施策数には細項目間で重複を含み、県が実施する関連施策は除外して集計

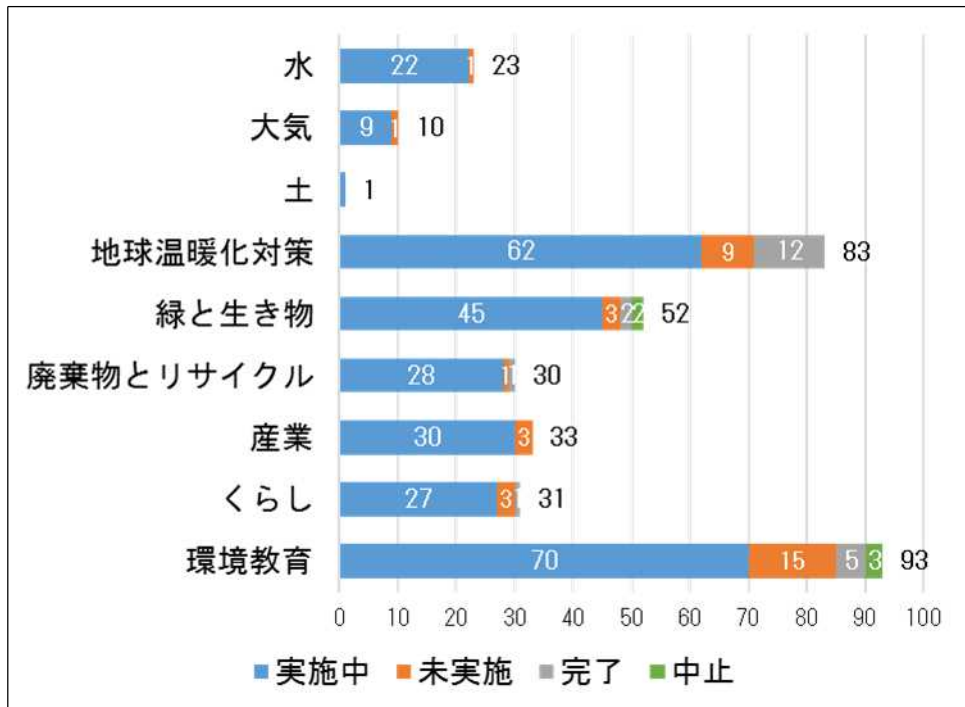


図 第2次計画の環境項目ごとの関連施策の実施状況
 (関連施策数には細項目間で重複を含み、県実施施策は除外して集計)

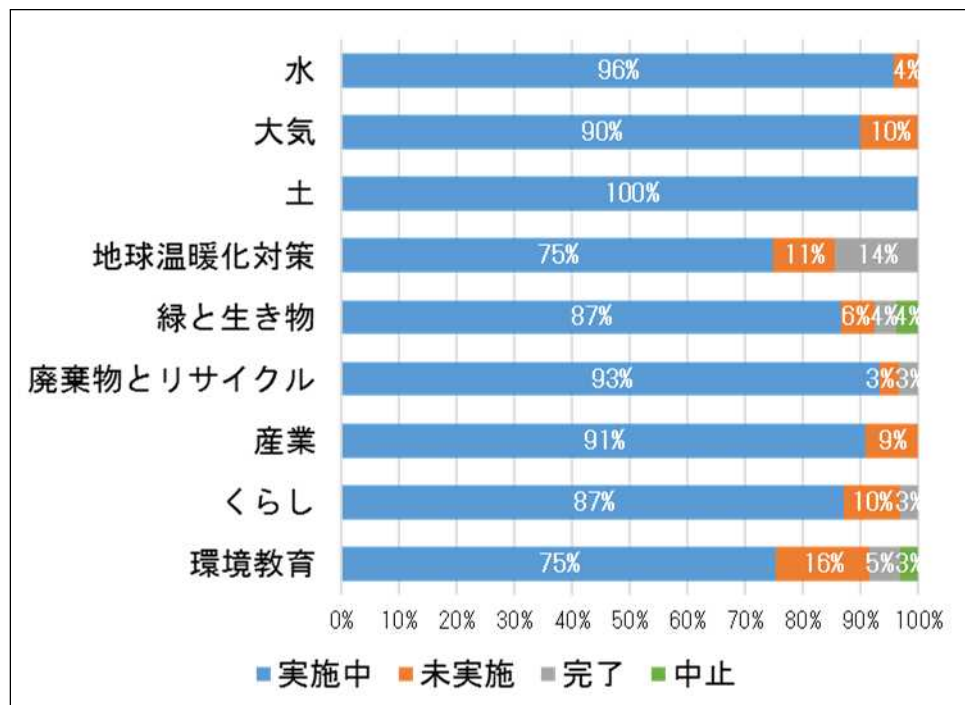


図 環境項目ごとの関連施策の実施状況 (割合)
 (関連施策数には細項目間で重複を含み、県実施施策は除外して算出)

(2) 市民の環境に関する満足度

市民を対象として平成30年(2018年)度実施したアンケート調査の結果より、「全体として」居住地域の環境に満足している人の割合は約8割(満足+やや満足)となり、つくば市民の多くは居住地域の環境に満足していました。また、平成11年(1999年)年度や平成21年(2009年)度と比較すると、全ての項目で平成30(2018年)度の満足度が最も高い割合となっており、市民の環境満足度は向上しているといえます。ただし、10年前と比べて環境が「悪化」したと市民が認識している項目が多いため、さらなる環境の改善が求められます。

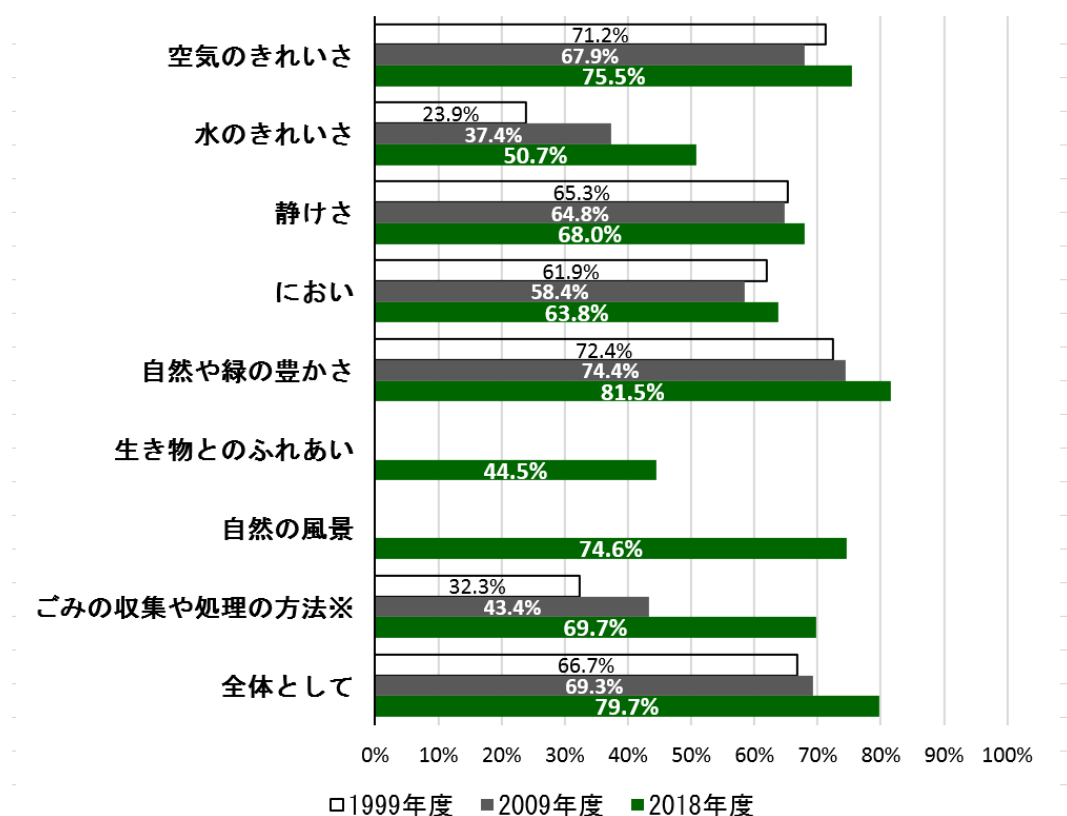


図 住んでいる地域の環境の満足度(満足+やや満足)

※「ごみの収集や処理の方法」は平成11年(1999年)度、平成21年(2009年)度では「廃棄物処理」という項目名であった

※平成11年(1999年)度、平成21年(2009年)度は「生き物とのふれあい」「自然の風景」という項目はない

参考：2018年に実施された市民アンケート

1) 調査方法

対象：無作為抽出の18歳から79歳までのつくば市民2,000名
 配布方法：郵送アンケート調査（郵送配布・郵送回収）
 調査期間：平成30年（2018）年12月上旬～12月下旬

2) 調査票郵送数・回収数・回収率

調査票郵送数：1,994件（宛先住所に受取人が非居住だったため、6件の返送有）
 調査票回収数：812件
 回収率：約40.7%

3) 居住地域やつくば市の環境についての結果概要

- ◇全体として、つくば市の環境に満足している市民が多い（約8割）という結果であった。
- ◇「空気のきれいさ」「自然や緑の豊かさ」「自然の風景」について7割以上の市民が満足している一方、「水のきれいさ」「生き物とのふれあい」に満足している市民は比較的少なかった。また、「水のきれいさ」「静けさ」は不満をもっている市民も比較的多かった。
- ◇この10年間の環境の変化として、『良くなった』という回答が全体的に少なかった一方、「静けさ」「自然の風景」「自然や緑の豊かさ」は『悪くなった』と回答する市民が他の項目と比較して多く、2割弱であった。
- ◇「ごみの収集や処理の方法」（廃棄物処理）について、10年くらい前と比べ『良くなった』と回答した市民が12.4%と他項目と比較すると多く、また、満足度も69.7%であった。
- ◇つくば市の環境に関する問題として、「酷暑や豪雨などの異常気象」を課題とあげる市民は8割を超え、続いて、「ごみのポイ捨てや不法投棄」（約7割）、「自動車交通による排気ガスや騒音」（約6割）が上位となった。

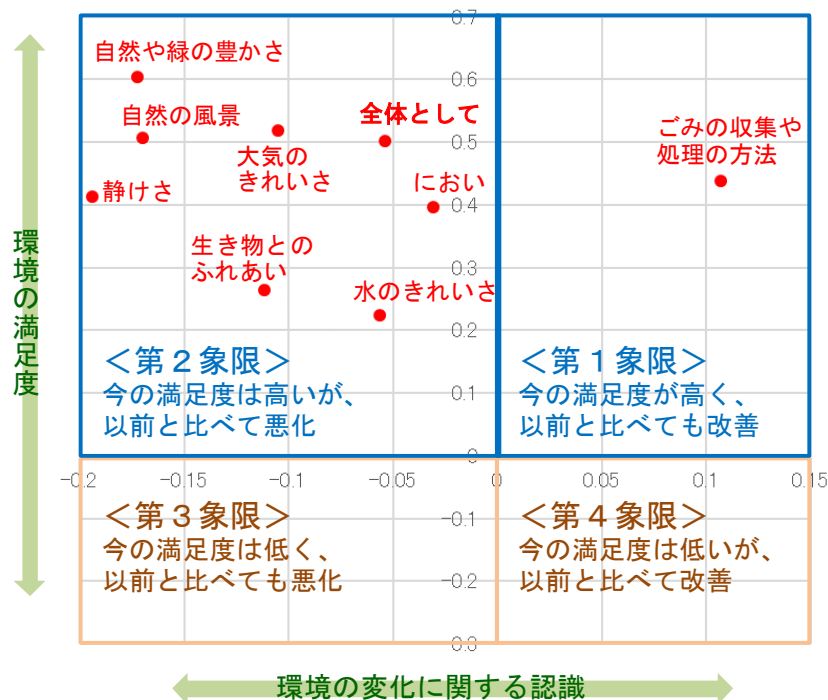


図 「環境の満足度」 × 「環境の変化に関する認識」

<配点> 満足度：満足…2 / やや満足…1 / やや不満…-1 / 不満…-2 / どちらともいえない…0
 変化：良くなった…1 / 悪くなった…-1 / どちらともいえない・変わらない…0
 <集計> (配点 × 回答数) の合計 ÷ 有効回答数

(3) つくば市の環境の分析及び今後の施策の方向性

つくば市の環境に係る今後の施策の方向性を検討するため、第2次計画の進捗状況や市民アンケート結果、環境未来カフェ（市民ワークショップ）における議論を踏まえ、つくば市の環境の現状に関する分析を実施しました。その結果、つくば市の環境は、筑波山の眺めや自然が豊かな環境が魅力的であることや、田園都市や研究学園を背景とした、つくば市の環境の「強み」が明確となりました。一方、都市開発により自然が減少していることや、野焼きや騒音が課題であることなど、環境の「弱み」も明らかとなりました。

したがって、つくば市の環境をより望ましいものとするためには、つくば市の環境の「強み」をより強化し、「弱み」を改善していくことが必要です。また、国内外の環境に関する動向をみると、国際的に積極的な取組を進めているSDGsの達成に貢献することや、気候変動対策や生物多様性の保全・活用などに取り組むことが重要であると考えられます。

『つくば市の環境』に係るSWOT分析

	プラス要素	マイナス要素
内部要因	強み (Strength) <ul style="list-style-type: none"> 環境の魅力 <ul style="list-style-type: none"> 筑波山の眺めが綺麗 自然が豊かである 山、川、緑が身近にある 平地林を含め、森林が多い 植物や昆虫などが多様 公園が多い 自然体験施設がある 空が広い 空気がきれい 田園都市としての特性 <ul style="list-style-type: none"> 田舎と都会が両立している 地産地消が可能である 住と職が近い 研究学園都市としての特性 <ul style="list-style-type: none"> 研究機関が多い 環境に係る講演会やイベントが開催されている 環境関連の人材が豊富 産業界との連携がある 市が積極的に環境施策を実施 <ul style="list-style-type: none"> つくばSDGs未来都市先導プロジェクトを推進中 環境モデル都市として積極的に地球温暖化対策を推進 環境マスターや環境スタイルサポーターズの制度や団体支援の仕組みがある 市民参加による緑化・美化を推進してきた 小中一貫教育のつくばスタイル科にて次世代環境教育カリキュラムを実践 事業者と公害防止協定等の締結している ごみ・環境美化 <ul style="list-style-type: none"> ゴミ分別・収集ルールが分かりやすい プラスチック製容器包装の分別収集が始まった リサイクルセンターの供用開始 この10年間でごみの収集や処理の方法が改善した 一斉清掃ボランティア活動を実施している 	弱み (Weakness) <ul style="list-style-type: none"> 自然や緑の劣化 <ul style="list-style-type: none"> 都市開発で自然が減少（戸建、マンションの増加） 自然の実態が調べられていない 林地を開発したソーラー発電が増えてきた 特定外来生物が増加している 交通事情 <ul style="list-style-type: none"> 車が多く、渋滞が課題 公共交通機関の利用が大幅には進まず、自家用車利用率が高い 自転車安心して走れる道路環境ではない 生活環境の改善が必要 <ul style="list-style-type: none"> 野焼き・たき火が多い ごみポイ捨てや不法投棄が多い 更地からの土ほごりがひどい 騒音が気になる リサイクルが不十分 <ul style="list-style-type: none"> リサイクル率が茨城県や全国と比べると低い 普及啓発が充分でない <ul style="list-style-type: none"> 環境マスター認定者数が伸び悩んでいる 環境基本計画を読んだことがある市民はごく少数（1割程度）
	外部要因	機会 (Opportunity) <ul style="list-style-type: none"> SDGs達成に向けた取組が国内外で進められている 筑波山地域が日本ジオパークに認定された パリ協定が採択され、気候変動対策が進められている 日本へのインバウンド（訪日外国人旅行者）が増加 国は、脱炭素社会にむけ、2030年に温室効果ガスの26%削減を達成し、2050年までに80%削減を目指す TX沿線の都市化は継続しており、これから新築される住宅・街に最先端の技術を導入できる可能性がある

図 『つくば市の環境』に関する分析結果

6) 計画の改定において特に重視した観点

第2次計画が策定された平成22年(2010年)からの10年間に、環境に関する潮流の変化が数多くありました。中でも、持続可能な開発目標(SDGs)の採択や、気候変動対策の進展、生物多様性への国内外の関心の高まりについては、計画改定において特に重視する必要があります。

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

この10年の大きな変化のうちの一つとして、「持続可能な開発目標(SDGs)」という国際目標が掲げられたことが挙げられます。SDGsは、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載され、持続可能な世界を実現するための17のゴール(右図)・169のターゲットから構成されています。国としても積極的にSDGsに取り組んでおり、平成30年(2018年)4月に採択された第五次環境基本計画においても、地域の計画でSDGsの考え方を活用することも述べられています。



図 SDGsのロゴ
(出典：国際連合広報センターHP)

(2) 気候変動対策の進展

気候変動対策(地球温暖化対策)は、第2次計画策定時である平成22年(2010年)以降も進展しています。京都議定書の第1約束期間(2008年~2012年)を経て、2015年にはパリ協定が合意され、2020年以降は各国の約束草案に基づき取組が進められます。日本の中期目標は2030年度に2013年度比で26%減を目標としており、再生可能エネルギー導入量を増やすなどの取組を推進しています。

このように気候変動対策が進められていますが、国内においても猛暑日や大雨となる日数が増加するなど、気候変動による影響が現われはじめています。そのため、平成30年(2018)年には気候変動適応法が成功され、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

(3) 生物多様性への国内外の関心の高まり

平成22年(2010年)10月、生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、愛知目標が採択されました。この愛知目標では、2050年に向けた長期目標(ビジョン)として「自然と共生する世界」、2020年までに短期目標(ミッション)である「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」が掲げられ、その実現に向けた20個の個別目標が設定されました。

国内においても、愛知目標の達成に向けた日本のロードマップとしての役割を担う「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年(2012年)に策定されています。また、茨城県も「茨城の生物多様性戦略」を平成26年(2014年)に策定しており、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

7) 本計画の構成

本計画は、第1章において、環境基本計画の趣旨や位置づけ、対象範囲や計画期間などの基本的事項を示しました。

第2章において、2030年に実現したい目指すべき将来像について、文章とイラストで表現しました。また、その将来像を実現するため、5つの「基本目標」、15個の「施策の柱」、そして「施策の柱」に紐づく53の「施策」からなる施策体系を構築しました。

第3章において、「基本目標」ごとに、つくば市の現状と課題、基本目標に特に関連するSDGsを示し、さらに計画の成果を測る評価指標を設定しました。また、それぞれの「基本目標」「施策の柱」に紐づく「施策」の方向性と、市民や事業者に期待されることを示しました。

第4章では、今後10年間で特に重点的に推進したい3つの施策を「重点施策」とし、その目的、具体的な内容、ロードマップ、主な推進主体を示しました。

第5章では、本計画を実効性のあるものとしていくための進行管理方法を示しました。

第2章 目指すべき将来像および施策体系

1) 目指すべき将来像

つくば市環境基本条例に示されているとおり、筑波山を望む豊かな自然の恵みのもと、私たちは日々の暮らしを営んでいます。そして、この恵みを楽しむ権利を有するとともに、将来の世代に引き継げるよう環境を保全する責務を担っています。

つくば市には、豊かな自然、最先端の科学技術、多様な市民がいるなど、多くの強みがあります。このつくばならではの強みを活かした持続可能都市となることで、世界に新たな未来像を提示し、SDGsの達成に貢献することができます。

以上のことを踏まえ、本計画では、令和12年(2030年)の目指すべき将来像を以下のように設定します。また、その将来像を実現するため、5つの基本目標を設け、より具体的な将来像と施策を示します。

豊かなつくばの恵みを未来につなぐ 持続可能都市
～つくばの強みを活かして、多様な主体の協働でSDGsの達成に貢献する～



図 目指すべき将来像

基本目標 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

- ・つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組んで、先進的な低炭素モデル都市となっています。
- ・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進されることで、まちや建物の低炭素化が実現した生活が豊かになる環境技術があふれる都市となっています。
- ・バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- ・酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、強靱で柔軟性のあるまち（レジリエンスのあるまち）となっています。

基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

- ・筑波山や牛久沼、里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- ・貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。

基本目標 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく

- ・市民や事業者、市が地球の資源の有限性を認識しており、地域で最適な生産・消費が行われることで、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- ・資源の浪費がなくなるだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを推進することで、“ごみ”という概念がなくなるくらい資源循環される仕組みができています。

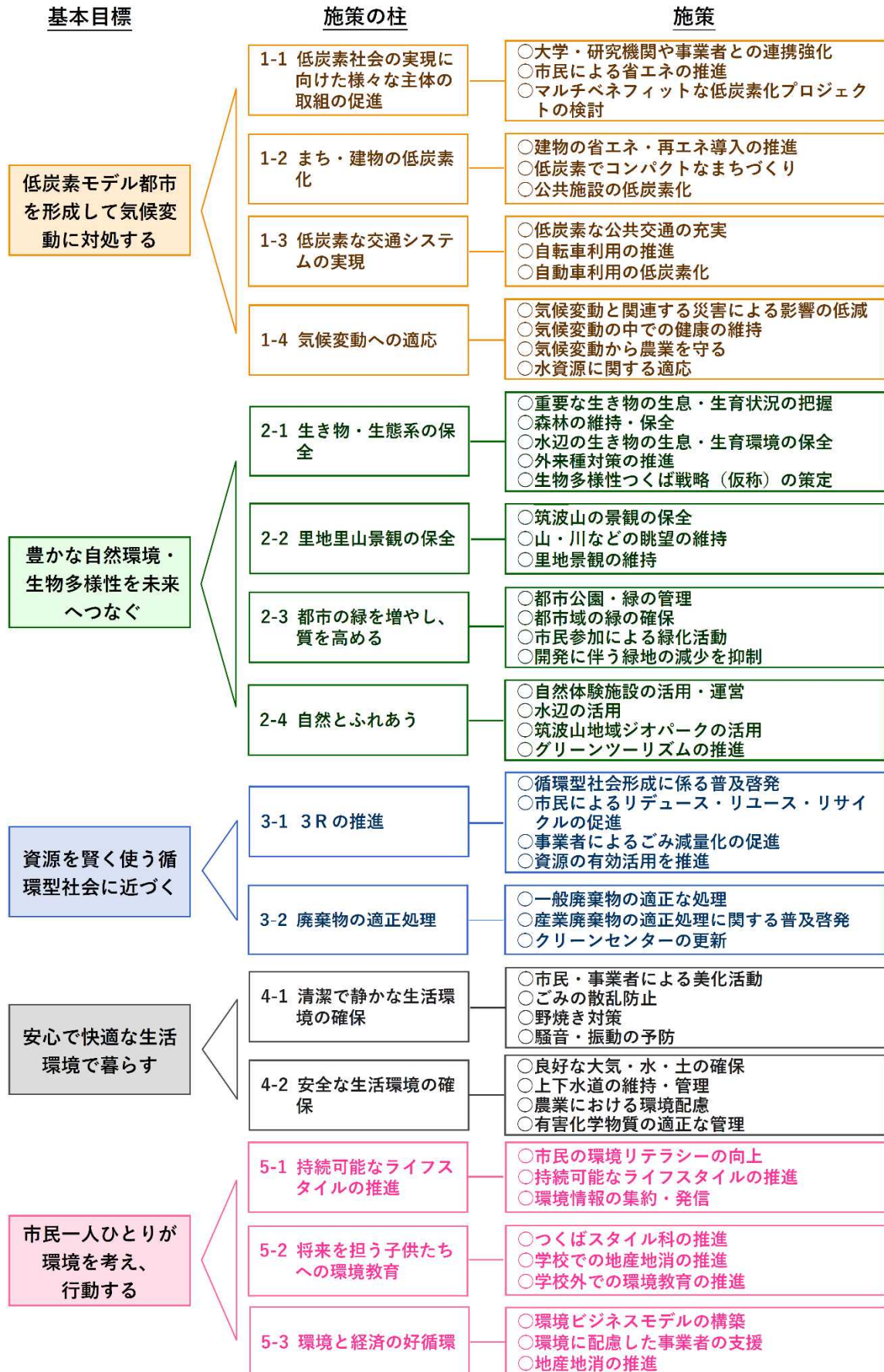
基本目標 4 安心して快適な生活環境で暮らす

- ・静かで清潔なまちの中で、清々しい空気、安全な水を享受した、穏やかな暮らしが営まれています。
- ・市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進めたことで、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、快適で心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を予防するため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。

基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する

- ・市民一人ひとりが、環境について楽しく学び、日々の暮らしで持続可能なライフスタイルを実践しています。また、家庭や職場、学校において、つくば市の環境や地球環境について話すのが当たり前になっていて、皆で一緒に創意工夫しながら環境保全に取り組んでいます。
- ・子どもへの環境教育も重視されており、これからのつくば市の未来を担う子どもたちの環境意識がどんどん高まっています。

2) 将来像を実現するための施策体系



第3章 将来像の実現に向けた施策・取組

●将来像

- ・つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組んで、先進的な低炭素モデル都市となっています。
- ・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進されることで、まちや建物の低炭素化が実現した生活が豊かになる環境技術があふれる都市となっています。
- ・バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- ・酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、強靱で柔軟性のあるまち（レジリエンスのあるまち）となっています。

●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 1 - 1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進
- 施策の柱 1 - 2 まち・建物の低炭素化
- 施策の柱 1 - 3 低炭素な交通システムの実現
- 施策の柱 1 - 4 気候変動への適応

●現状と課題

つくば市は、世界的な課題である気候変動に対して、環境モデル都市として積極的に対策を進めてきました。しかしながら、つくば市域から排出される二酸化炭素に代表される温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。温室効果ガス排出量は、第2次つくば市環境基本計画で設定した基準年である平成18年（2006年）より増加しており、平成27年（2015年）は合計196万t-CO₂の排出となりました。国の目標である2030年に2013年比26%減に貢献するためには、効果的な取組をより加速して実施する必要があります。





これまでの取組として、市の特徴である研究学園都市の知見をいかした対策を行うため、「モビリティロボットシェアリング」などの実証実験を研究機関と連携して実施するなど大学・研究機関との連携に努めてきました。今後も、つくばらしい低炭素モデル都市の実現に向け、様々な主体との連携を強化することが重要です。

また、つくばエクスプレス沿線では新たな宅地開発も進められており、まちや建物の低炭素化を図るため、平成29年（2017年）に「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を策定しました。同ガイドラインの周知を行うとともに、つくば SMILe ハウスやつくば SMILe 街区の認定を進めることで、建物や街区の低炭素化を促進する必要があります。

自家用車が市民の主たる交通手段となっているつくば市にとって、低炭素な交通システムを実現することは欠かせない課題です。エコドライブの推進など自家用車を利用する際に温室効果ガスの排出を抑えるように努めるとともに、自家用車に頼らずとも生活できるように公共交通等の充実や自転車利用を推進する必要があります。

気候を観測した事実として、日本では真夏日や猛暑日が増加傾向にあり、また、短時間強雨の発生回数が増加しています。異常気象による災害の発生、人の健康や農業などの産業にもその影響が及ぶと予想され、平成 30 年（2018 年）には気候変動適応法が施行されました。つくば市においても、これまで取組を進めてきた温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取組も進めることが求められます。

●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの割合を拡大し、クリーンエネルギー技術の開発を推進すること エネルギー効率を改善すること
 11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられる まちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な交通システム、輸送システムを発達させること 持続可能に人が暮らしている都市にすること 災害に対する適応を進めること
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に 具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> 世界的な課題である気候変動及びその影響を軽減するため、緊急的な取組を推進すること
 17 パートナシップで 目標を達成しよう	パートナーシップで 目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> 多様な関係者と協力して気候変動への対処を推進すること つくば市で開発した技術や専門的知見などの共有を進めること

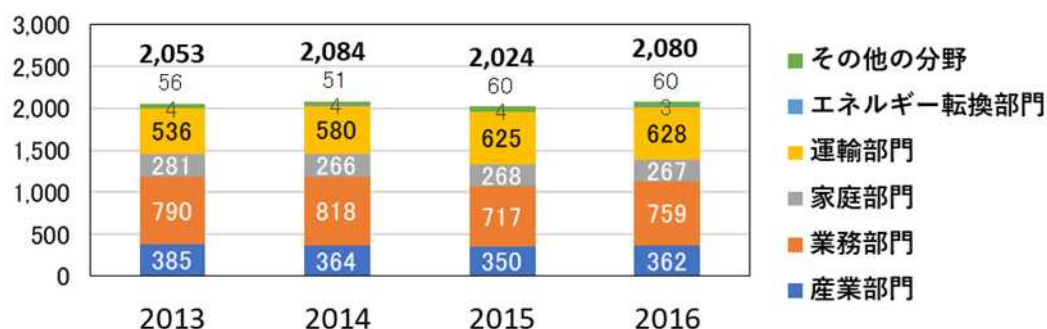
●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値	目標（2030 年度）
温室効果ガス排出量	205 万 t-CO ₂ (2013 年)	152 万 t-CO ₂ (2013 年度比 26%減)
市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度	19.7% (2017 年)	30.0%

評価指標に係る経年データ

温室効果ガス排出量の推移（千t-CO₂）



算出方法：環境省（2017）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver1.0」

① 施策の方向性

- 大学・研究機関や事業者との連携強化

市内にある大学・研究機関、事業者との連携を強化し、低炭素化に寄与する取組や研究を進めます。特に、事業活動における低炭素化を促進するため、市内の事業者のニーズなどの情報を把握し、事業者との連携を進めます。



街区エネルギーデータ分析発表会

- 市民による省エネの促進

地球温暖化対策に関する普及啓発プログラムの実施、取組成果の見える化を行い、市民生活における温室効果ガスの発生抑制を進めます。

- マルチベネフィット^{*}な低炭素化プロジェクトの推進 重点施策

様々な主体と連携して、気候変動への対策となるだけでなく、経済や社会的課題の解決にも貢献できるような低炭素化プロジェクトを検討・推進します。

^{*}マルチベネフィット：気候変動対策の効果に加え、経済社会的な便益もあること

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○照明をこまめに消灯するなど日常生活の中で省エネ行動を行う ○製品やサービスを購入する際は、省エネ型のものを選択して（COOL CHOICE）、環境に良い製品の普及促進に努める ○家庭でのエネルギー使用量を把握して、家庭でできることを考えて、省エネ型の生活に転換する ○地球温暖化の影響について理解を深める
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○商品に省エネラベルなどを掲載し、その良さを説明することで、消費者の理解促進に努める ○国等の支援制度を活用して設備更新時に省エネ設備や再生可能エネルギーを導入し、事業所の省エネを推進する ○モーダルシフト[*]やグリーン物流を推進することで、温室効果ガスの排出を抑える ○環境への負荷が小さい電気事業者から電気を購入する ○「RE100」を宣言する（事業運営の全てで再生可能エネルギーを利用） ○代替フロン[*]の排出抑制及び適正な回収を実施する ○低炭素化に向けて行政や研究機関、他の事業者、市民との連携を進める

^{*}モーダルシフト：自動車（トラック等）で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること

① 施策の方向性

○建物の省エネ・再エネ導入の推進

建物の省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの導入を推進し、建物の低炭素化を進めます。特に、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を運用し、エネルギー効率や断熱性能に優れたつくば SMILe ハウスやつくば SMILe ビルなどへの認定を進めることで、低炭素性能の高い建物を増やします。



○低炭素でコンパクトなまちづくり

低炭素社会づくりを牽引する先導的かつ優れた街区の普及を進めるため、つくば SMILe 街区の認定を進め、市内外に広く PR します。また、つくば市型の多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を推進し、市域の面的な低炭素化を進めます。

○公共施設の低炭素化

公共施設において、導入コストと導入後の光熱水費などを比較検討した上で省エネ設備への更新を進め、消費エネルギーを削減します。また、適切なエネルギーの消費量を把握し、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー設備の導入や排熱利用を推進します。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建物を新築する際には、エネルギー効率や断熱性能に優れたつくば SMILe ハウスの認定を目指す ○既存住宅に太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することや、改築の際に高断熱化や省エネ設備を導入するなど、低炭素化を進める
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対して、エネルギー効率や断熱性能に優れた住宅の快適性や経済的なメリットなどを紹介し、普及促進に努める ○街区整備の際は、SMILe 街区への認定を目指して、つくば SMILe ハウスなどの導入を進める ○エネルギーの効率的な消費を目指して、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの面的利用を促進する ○所有する既存施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入を検討する ○オフィスや工場などを新築・改築する際は、つくば SMILe ビルやつくば SMILe マンションの認定取得に努める

① 施策の方向性

○低炭素な公共交通の充実

つくば市が構築を進めている「ハブアンドスポーク型都市構造」の方針を踏まえ、市民の利便性向上と交通の低炭素化を推進するため、コミュニティバス（つくバス）やデマンド型交通（つくタク）など公共交通の充実を図ります。また、高齢社会が進行するとともに、人口が増加傾向にあるという都市の成長を見据え、交通サービスの多層化を検討します。



つくバス

○自転車利用の推進

自転車は環境に良い交通手段であることから、駐輪場や道路など自転車が安全かつ快適に利用できるような空間を整備し、継続的な改善を検討します。また、市外からの来訪者が経済的かつ効率的に移動できるように、つくば駅周辺や筑波山麓でのレンタサイクルの利用を促進します。

○自動車利用の低炭素化

公用車の低公害化を図るとともに、低炭素自動車への補助金制度を運用することで、市内の低炭素自動車台数を増やします。また、自動車利用時にエコドライブが行われるよう普及啓発を行うとともに、交通手段の転換を促進します。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車運転時のエコドライブに努める ○可能な限り、自家用車に代わりに公共交通機関や自転車を利用する ○自家用車を低炭素自動車へ転換する ○高齢者の免許返納を促進する
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○事業で利用する自動車の低炭素自動車に転換する ○自動車運転時にエコドライブをするよう従業員を啓発する ○公共交通機関や自転車、徒歩による通勤を奨励する ○時差通勤を奨励し、交通渋滞の緩和に努める

① 施策の方向性

○気候変動と関連する災害による影響の低減

気候変動によって生じる酷暑などの異常気象や風水害の危険性やそれらに対する事前の備えについて啓発を行うことで、その影響を低減します。

○気候変動の中で健康の維持

気象情報や「暑さ指数」の提供・注意喚起、熱中症の予防・対処法の普及啓発等を適切に実施します。

○気候変動から農業を守る

気候変動の影響による農作物の収量や品質の低下が懸念されるため、高温影響を軽減する技術や高温耐性品種などの適応方策について生産者に対し積極的に情報提供を行うとともに、温暖化による影響の実態把握などにより、農業への影響の低減に努めます。

○水資源に関する適応

市の渇水リスクに関する最新情報を入手し、渇水被害を軽減するための事前の備えを行い、渇水時には迅速に対応します。また、市民や事業者自ら渇水への備えを行うことを促すため、水資源に関する情報提供や雨水利用や浴槽水利用などの普及啓発を進めます。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から気候変動に適応することの重要性について関心と理解を深める ○つくば市ハザードマップを確認するなど、風水害に対する事前の備えを行う ○酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる運動や作業を避け、休憩や水分補給を行い、対処方法を理解・実践する ○渇水時には特に、水を大切に利用する ○雨水利用や浴槽水利用を進める
<p>事業者期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の安全のため、異常気象に対する事前の備えとして、ハザードマップの確認、熱中症予防措置を行う ○酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる作業を従業員にさせず、水分補給や休憩をさせるなど、異常気象時の対処方法を理解・実践する ○農業において、気候変動の影響を受けにくい品種の導入を検討する ○特に渇水時に、水を大切に利用する ○雨水利用施設の設置を進める

●将来像

- ・筑波山や牛久沼、里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- ・貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。

●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 2 - 1 生き物・生態系の保全
- 施策の柱 2 - 2 里地里山景観の保全
- 施策の柱 2 - 3 都市の緑を増やし、質を高める
- 施策の柱 2 - 4 自然とふれあう




●現状と課題

つくば市の自然環境は、筑波山をはじめとする山々や、桜川、小貝川、谷田川などの河川、牛久沼、平地林、畑地、水田が一体となった田園風景を望むことができる里地里山に特徴づけられます。このような自然環境は、フクロウ（市の鳥）やホシザキユキノシタ（市の花・市の天然記念物）などの住み処となり、また、雨水を蓄え、農作物が育つ、自然の恵み（生態系サービス）を提供しています。一方で、つくばエクスプレス沿線地区では平地林などの開発が進み、生き物の住み処や自然景観が損なわれてしまっている場所があります。

将来にわたって自然の恵みを享受していくため、自然環境や生物多様性について把握するとともに、計画的に保全していくことが求められます。また、つくば市では農地の面積が減少しつつあり、里地里山の景観を今後も維持していくためには、新規就農者への支援を行うことはもとより、地産地消を促進するなど、農業を活性化することが必要です。

中心市街地では、例えばアダプト・ア・パーク（市民参加による緑化・美化活動）などにより、市民との協働で緑化を推進する取組が進められてきました。このような緑化活動に加え、平成 28 年（2016 年）に日本ジオパークに認定された筑波山地域ジオパークへのエコツーリズムや、里地里山の魅力を感じさせるグリーンツーリズムなどの自然とふれあう活動が活発になることで、自然環境の重要性を市民や来訪者が理解し、自然環境や生物多様性を守る活動につなげていくことが重要です。

●基本目標に特に関連する SDGs

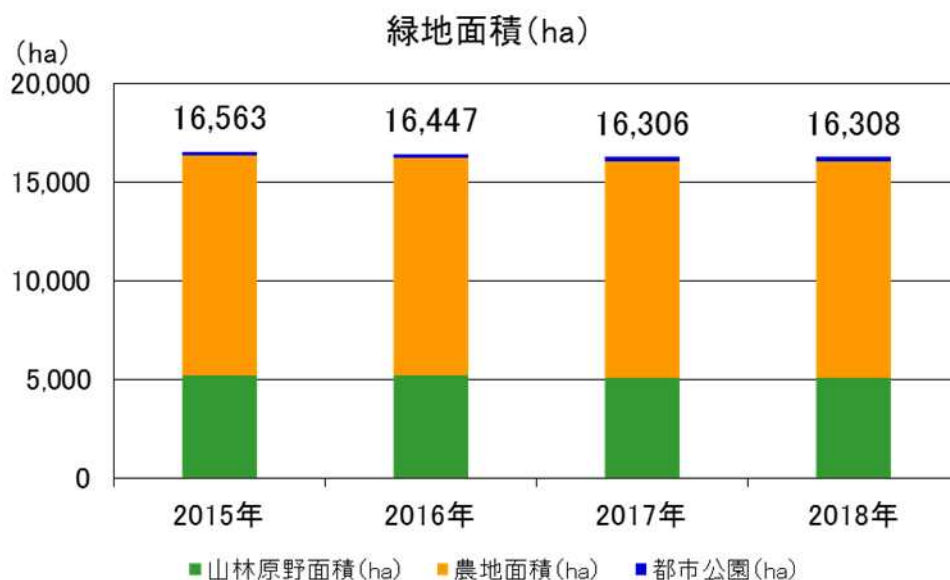
特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	・強靱で持続可能な農業を実践すること
 15 陸の豊かさも守ろう	陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保護・回復や持続可能な利用を推進すること ・土地の劣化を阻止し、回復すること ・生物多様性の損失を阻止すること
 17 パートナシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	・多様な関係者と協力して自然環境・生物多様性保全を推進すること

●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値	目標（2030年度）
つくば市の緑地面積（山林原野面積＋農地面積＋都市公園の面積）	約 16,300ha (2018年)	現状維持
生物多様性つくば戦略	—	策定（2025年） 取組の推進

評価指標に係る経年データ



① 施策の方向性

○重要な生き物の生息・生育状況の把握
つくば市に生息・生育している生き物の現状を把握し、つくば市の重要な生き物について認識を深めます。



フクロウ

○森林の維持・保全
市有林の適正管理を行うとともに、平地林、屋敷林など民有林の適正管理を支援し、森林生態系の維持・保全を進めます。

○水辺の生き物の生息・生育環境の保全
小貝川や桜川などの河川、牛久沼、ため池、湿地、湧水などの水辺環境を維持・改善することで、水辺に生息・生育する生き物の保全を図ります。

○外来種対策の推進
在来の生態系に悪影響を及ぼすため、外来種対策を推進します。特に、アライグマやオオキンケイギクなどの特定外来生物の防除を進めるとともに、外来種による被害を予防する「入れない、捨てない、拡げない」の三原則に基づき、外来種対策や普及啓発を進めます。

○生物多様性つくば戦略（仮称）の策定 **重点施策**

市の生物多様性に関する取組を戦略的かつ計画的に実施するため、市民と連携しながら生物多様性つくば戦略（仮称）を策定します。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生き物の生息・生育状況や生態系の調査、保全・再生活動に参加・協力する ○里山や平地林などの地域の森林を大切にし、学習の場として活用するとともに、それらを守る活動を実施する ○外来種による地域固有の生態系への影響を認識し、特定外来生物を発見した場合には駆除する ○ペットを含む愛玩動物を野外に放さず、適正飼育する ○保安林や緑地環境保全地域などを指定する際に協力する
事業者期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な野生生物が生息する場所や自然環境が残されている場所の開発はできるだけ避け、やむをえない場合には、法令等に基づき、開発行為による影響を最小限に留める ○物流において、外来種を拡げないように気をつける ○生き物の生息・生育状況や生態系の調査や、保全・再生活動に参加・協力する

① 施策の方向性

○筑波山の景観の保全

筑波山及びその周辺の景観を保全するため、水郷筑波国定公園における乱開発を防止します。

○山・川などの眺望の維持

つくば市景観計画やつくば市屋外広告物条例に基づき、筑波山への眺望や牛久沼などの水辺空間を損なわないように配慮した景観形成を図ります。



筑波山と里地景観

○里地景観の維持

里地景観の主な要素である優良農地を保全するため、耕作が困難な農地又は既に耕作されていない農地を意欲のある担い手や新規就農者に仲介・あっせんするグリーンバンク事業の活用や地産地消を推進し、地元産農作物の消費を増やすことで、優良農地の維持に貢献します。合わせて、イノシシなどの野生動物による農業・生活環境への被害を予防・防止することで、野生動物と農業の共生を図ります。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の様々な眺望地点からの筑波山の景観や水と緑による広がりのある水辺景観を楽しむ ○自然景観を損なわないように建築物や工作物の位置や形態意匠、色彩に配慮する ○積極的に地元産農産物を消費する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心かつ環境負荷の小さいつくば産の農作物を生産・消費する ○旬のつくば産食材コーナーを設置するなど、地元産農作物の流通や販売を積極的に推進する ○生産過程において地元農産物や林産物を活用する ○事業所の新築や改築の際には、景観計画や屋外広告物条例に基づき、自然景観を損なわないように建築物や工作物の位置や形態意匠、色彩に配慮する

① 施策の方向性

○都市公園・緑の管理

都市公園の緑や街路樹を適切に管理します。また、公園などでは可能な限り、昔からつくばに自然に生えていた樹木等（在来種等）を植えていきます。

○都市域の緑の確保

工場や工業団地の民有地や国の研究機関等研究・教育機関などにおける緑を確保するとともに、学校の校庭芝生化や公共施設の植栽・花壇の整備を進めます。また、緑の拠点としての都市公園を、引き続き整備・管理していきます。

○市民参加による緑化活動

緑化活動において市民参加を促進し、市民の自然環境や環境美化に関する意識の向上を図ります。特に、公園の花壇の手入れや芝刈り、公共施設などへのウェルカムフラワーの設置・管理を市民参加で実施します。



春のセンター地区花壇づくり

○開発に伴う緑地の減少を抑制

つくばエクスプレス沿線地区や中心市街地周辺などの開発に伴う緑地の減少を抑制するため、地区計画制度を活用し、緑地の確保に努めます。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生垣や芝生などで住宅や庭の緑化を進め、身の回りの緑を増やす ○アダプト・ア・パークによる公園管理や緑化活動に参加する ○花と緑の市民参加事業等による花壇などの管理に参加・協力する
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地内の樹木や花壇などの緑を維持し、可能な場合には緑を増やす ○開発行為の際には、まとまった緑地やオープンスペースの確保に努める ○花と緑の市民参加事業等による花壇などの管理に参加・協力する

① 施策の方向性

○自然体験施設の活用・運営

市民の憩いの場として、筑波ふれあいの里や高崎自然の森、豊里ゆかりの森などの良好な森林や自然体験施設を適切に管理・運営します。また、自然観察会や森の手入れ体験、収穫体験などの体験型余暇活動を実施し、自然への理解を深める機会を増やします。

○水辺の活用

きれいな水を育む筑波山や牛久沼の自然環境を知ってもらうため、筑波山自然環境学習を実施し、湧水や河川、湖沼への水のつながりに触れる機会を増やし、水資源の保全について啓発します。

○筑波山地域ジオパークの活用

筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然を活用して、エコツーリズムやジオツーリズムを積極的に推進します

○グリーンツーリズムの推進

農業体験事業などによりグリーンツーリズムを推進することで、つくば市の里地里山の魅力を体感する機会を作ります。



グリーンツーリズム

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑波山や自然体験施設、身近な川、近くの公園を訪れ、自然と親しみ、理解を深める ○自然観察会や自然の管理活動体験などのイベントに積極的に参加し、自然を知る機会をもつ ○市民農園や体験農業に参加し、里地里山の魅力を体感する ○自然や緑を守る活動を進める市民ネットワークづくりを推進する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生き物や自然とふれあう活動に積極的に参加・協力するとともに、従業員にその機会を提供する ○筑波山地域ジオパークの訪問者に対して、地域の自然環境の魅力や価値を伝える ○市の自然観光資源を活かした体験型プログラムを開発したり、農業体験イベントに参加するなど、エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進に協力する

●将来像

- ・市民や事業者、市が地球の資源の有限性を認識しており、地域で最適な生産・消費が行われることで、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- ・資源の浪費がなくなるだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを推進することで、“ごみ”という概念がなくなるくらい資源循環される仕組みができています。

●将来像を実現するための施策の柱

施策の柱3-1 3Rの推進

施策の柱3-2 廃棄物の適正処理

●現状と課題

近年の1人当たりごみ排出量は、2015年度までは増加傾向にあり、それ以降は微減傾向にあります。全国平均や茨城県平均と比べると多い状況であり、家庭や事業所における3Rのより一層の推進が必要です。一方、生活系ごみに限定すると微減傾向が続いており、これまで行ってきた啓発活動や各家庭におけるごみ減量の取組の成果が一定程度出ているといえます。



リサイクル率は、2013年度は16.0%でしたが2017年度は17.8%と微増しています。しかしながら、全国平均や茨城県平均と比べるとやや低い水準となっており、取組を加速する必要があります。2019年4月からのリサイクルセンターの供用開始にあわせてプラスチック製容器包装の収集・資源化を行っており、リサイクル率の向上が期待されます。



つくば市リサイクルセンター

食品ロスを減らすための普及啓発
(エコクッキング事業)

●基本目標に特に関連する SDGs

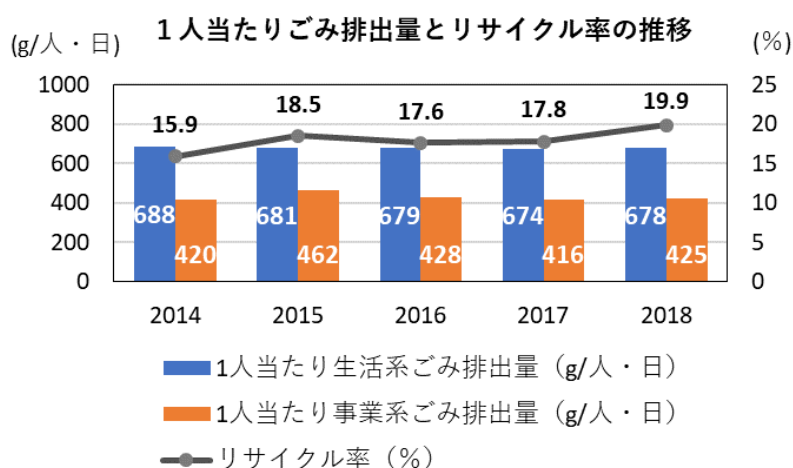
特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 8 働きがいも 経済成長も	働きがいも 経済成長も	・消費と生産における資源効率を改善し、経済成長と環境悪化の分断を図ること
 11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられる まちづくりを	・一般廃棄物、産業廃棄物などを適正に管理することで、都市環境への悪影響を発生させないこと
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の効率的な利用・資源循環を進めること ・フードロスを減少させること ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用を推進し、廃棄物発生量を大幅に削減すること

●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標 (2029 年)
市民一人当たりの生活系 ごみ排出量	678 g/ 人・日	648 g/ 人・日
市民一人当たりの事業系 ごみ排出量	425 g/ 人・日	359 g/ 人・日
リサイクル率	19.9%	25.0%

評価指標に係る経年データ



※リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量

① 施策の方向性

○循環型社会形成に係る普及啓発

日常生活における資源のムダづかいや資源の有限性、資源循環の重要性を実感・理解できるような環境関連の学習やイベントなどを、事業者や教育・研究機関と協力しながら開催します。また、ごみの排出・分別ルールについての普及啓発を行い、循環型社会形成を進めます。

○市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進

家庭から出るごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進します。市民の意識向上や行動促進につながる様々な取組を事業者（小売店等）・市民団体・学校などと協力して検討・実施します。また、環境フェスティバルなどの環境関連イベントにおけるリユース食器の導入可能性の検討を進めます。

○事業者によるごみ減量化の促進

ごみ総排出量の3割～4割を占める事業系ごみの削減を進めます。特に多量排出事業者に対して、減量化のための計画書作成を推進するとともに、取組の参考になる冊子「事業所向けごみ減量・リサイクルパンフレット」の配布や優良事例の紹介など、自主的な取組を支援します。

○資源の有効活用を推進

生ごみの有効活用やバイオ燃料の利用などについて、これまでのつくば市の調査結果や全国的な取組をふまえて、研究機関などと協力しながら検討を進めます。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイバッグやマイ箸を日常的に持ち歩き、不要・過剰な包装は積極的に断る ○中古品でも十分な場合には中古品を積極的に購入する ○市の「不要品リサイクル掲示板」やフリーマーケットなどを利用し、不要品を他の人へ譲る ○家庭から出されるごみの排出・分別ルールを守る ○施設見学や環境学習のイベントへ積極的に参加する ○廃食用油からのバイオディーゼル燃料づくりやフードバンクへの寄付などの3R活動に対し関心をもち、積極的に協力する ○修理できるものは直して使い、ごみとしない
<p>事業者期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動で生じるごみの相当量を占める可燃ごみ・紙ごみを減らす ○お店での野菜のばら売りや量り売りを行い、マイバッグ持参の推奨を行う（小売業者） ○可能な限り、非石油系の容器包装を使用する（小売業者） ○食品ロスを減少させる（食品製造・小売卸売・外食関連事業者） ○生ごみを含むバイオマスの利活用の調査研究を行う（研究機関等） ○中古品市場に関するビジネスや活動に、社会的課題の可決の観点からも積極的に取り組む

① 施策の方向性

○一般廃棄物の適正な処理

廃棄物の中間処理や最終処分を適正に行います。そのために、リサイクルセンターなどの施設の維持管理を適正に行います。また、粗大ごみの戸別収集など、市民が排出・分別ルールを守りやすいような支援策を実施していきます。



リサイクルセンター

○産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

産業廃棄物については、必要に応じて県と連携し、事業者に対して適切な指導や助言等を行います。また、不法投棄や資源の持ち去りなどに対して、関係機関（地権者・県・警察等）と連携し速やかに対応します。

○クリーンセンター（ごみ焼却施設）の安定稼働

機器の経年劣化などによるクリーンセンターの停止は、市民生活に大きな影響を及ぼすため、機器の保守点検や、計画的な改修によって将来的にも安定した稼働を図ります。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○不適正な排出・分別が廃棄物処理施設に支障を及ぼすことを理解し、ごみの分別を行う ○ごみの不法投棄や資源物の持ち去りを見つけたときは、無関心とならず、関係機関（市・県）に連絡する ○区会などで設置したごみ集積所を活用して、効率的なごみの収集に貢献する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○不適正な排出・分別がごみ処理施設に支障を及ぼすことを理解し、事業所から出される廃棄物の排出・分別ルールを遵守する ○自らの責任のもと、産業廃棄物を適正に処理する ○製造・小売業者は、処理困難な物質や有害物質をできるだけ含まない製品をつくるとともに、消費者に対して適正な処理方法の周知や回収サービスの提供を行う ○不法投棄を行わない

●将来像

- ・静かで清潔なまちの中で、清々しい空気、安全な水を享受した、穏やかな暮らしが営まれています。
- ・市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進めたことで、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、快適で心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を予防するため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。

●将来像を実現するための施策の柱

施策の柱 4 - 1 清潔で静かな生活環境の確保

施策の柱 4 - 2 安全な生活環境の確保




●現状と課題

本市では、清潔できれいなまちづくりを推進するための「きれいなまちづくり行動計画」に基づき、参加型ボランティアプロジェクト（きれいきれい大作戦など）による環境美化活動や市内一斉清掃、野焼きや不法投棄を防止する定期的なパトロールなどを実施してきました。今後も引き続き、きれいなまちづくりを形成する取組を推進することが必要です。

市内で実施している環境モニタリングの結果によると、法令に基づく環境基準は概ね達成している現状にあります。これまでどおり、法令に基づく指導や監視を行い、生活排水や水道の普及率向上などに努め、生活環境の改善を図ることが重要です。一方、自動車騒音は、常時監視によるシミュレーション結果では一部環境基準を達成できておらず、また、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）の中では騒音に関する苦情件数が最も多くなっており、騒音に対する対策をこれまで以上に進めることが必要です。

今後は、法令を満たして満足するのではなく、市民が安心して快適に暮らしていけるよう、生活環境の改善をさらに推進していくことが求められます。

●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
	すべての人に健康と福祉を	・有害化学物質による悪影響や、大気、水質及び土壌の汚染を予防すること
	安全な水とトイレを世界中に	・全ての人の安全な飲料水へのアクセスの確保 ・適切な下水施設を設置、汚染の減少、不法投棄の廃絶、有害な化学物質の放出を最小化し、水質を改善すること
	つくる責任 つかう責任	・化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減し、適正な化学物質及び廃棄物管理を実現し、健康や環境への悪影響を最小化すること

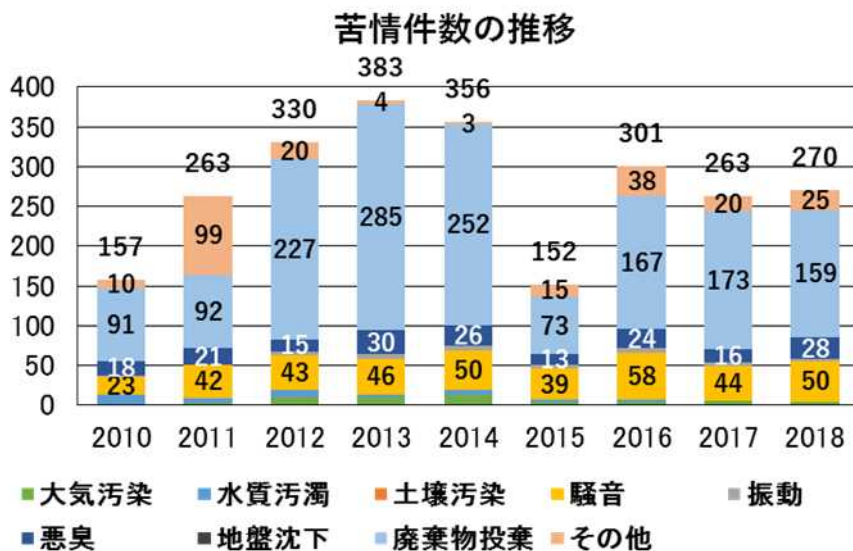
●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値（2018年度）	目標（2030年度）
市民の環境不満足度*	空気のきれいさ：5.8% 水のきれいさ：18.4% 静けさ：13.2% ごみ収集や処理方法：9.5%	現状より改善

*アンケート調査（5年に1度程度実施）の「不満」「やや不満」の合計値

評価指標に係る経年データ



出典：つくば市環境白書

① 施策の方向性

○市民・事業者による美化活動

清潔な生活環境を確保するため、市民・事業者が主体的に実施する美化活動を推進します。特に、きれいなまちづくり実行委員会が実施する「きれいきれい大作戦」など、市民を巻き込んだ美化活動を継続的に実施し、美化意識の高揚を図ります。



きれいきれい大作戦の様子

○ごみの散乱防止

まちをきれいに保つための市内一斉清掃を継続するとともに、集積所の設置補助を行うなどごみ回収の方法を改善することで、ごみの散乱を防止します。また、不法投棄禁止看板の無料配布や環境防犯美化サポーターによる巡回パトロールなどを実施し、不法投棄の未然防止と早期発見・回収に努めます。

○野焼き対策

ごみの野焼き（不適正な屋外燃焼行為）が禁止されていることについて周知・注意喚起するとともに、野焼き抑止のための定期的なパトロールなどを行うことで、野焼きによる生活環境の悪化を防ぎます。また、農業用廃プラスチックの回収事業、葉刈り芝の回収事業などを実施し、野焼きや不法投棄の防止を図ります。

○騒音・振動の防止

法令に基づき、事業所や建設作業場などの騒音・振動に対する規制や指導、監視を継続します。また、自動車騒音・道路交通振動の測定を行い、要請限度値を上回る場合には、道路管理者や県公安委員会等に、防止措置を講ずるよう要請します。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市民団体の主催する環境美化活動や市内一斉清掃に積極的に参加する ○ごみが散乱しないように、ごみの出し方に注意する ○自宅の周辺を清潔に保つ ○野焼きを実施しない ○日々の暮らしにおいて、騒音や振動などの原因となる行為を慎む
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市民団体の主催する環境美化活動や市内一斉清掃に積極的に参加する ○事業所周辺を清潔に保つ ○野焼きを実施しない ○騒音規制法や振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などの関係法令を遵守した事業活動を行う

① 施策の方向性

○良好な大気・水・土の確保

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの典型的な公害を防止するため、法令に基づく環境モニタリングを継続実施するとともに、環境汚染の発生源となる工場や事業所に対する適切な指導や助言、環境配慮を促進する公害防止協定の締結などを進めます。

○上下水道の維持・管理

上水道や公共下水道の維持管理及び必要な整備を行うとともに、高度処理型合併浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を促進することで、安全な水道水の供給と生活排水による水質汚濁の防止を図ります。

○農業における環境配慮

農業による環境影響を軽減するため、農薬の適正使用の周知や有機肥料の利用を促進するなど、環境にやさしい農業生産を推進します。また、休耕農地からの表土流出や土埃を防止する取組を促進し、霞ヶ浦などの湖沼や河川への負荷軽減を図ります。

○有害化学物質の適正な管理

有害化学物質による健康影響を防止するため、法令に基づく排出規制等を引き続き実施し、化学物質の排出量などの情報を収集し、市民へ提供します。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○窒素酸化物などの大気汚染物質の排出や生活排水による水質汚濁を、日々の暮らしの中でできるだけ減らす工夫を実践する（例：油を流さない、合成洗剤の使用を減らすなど） ○環境にやさしい農業で作られた農作物を購入する ○行政や事業者が発信する環境モニタリング結果や有害化学物質の情報を確認する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染防止法など公害や生活環境に係る法令を遵守する ○事業活動が事業所の周囲に与える環境影響に関心をもち、近隣住民の生活環境へ配慮する ○事業活動によって発生する大気汚染物質（ばい煙など）や排水について、法令の基準を上回る環境改善を進める ○事業所周辺の住民と日常的に良好なコミュニケーションをとり、苦情発生を防止する ○有害化学物質の使用や発生を極力控え、使用することが不可欠な場合には、適切に管理する ○農薬や化学肥料の使用を抑え、土壌や水質への影響を最小限にする

●将来像

- ・市民一人ひとりが、環境について楽しく学び、日々の暮らしで持続可能なライフスタイルを実践しています。また、家庭や職場、学校において、つくば市の環境や地球環境について話すのが当たり前になっていて、皆と一緒に創意工夫しながら環境保全に取り組んでいます。
- ・子どもへの環境教育も重視されており、これからのつくば市の未来を担う子どもたちの環境意識がどんどん高まっています。

●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 5 - 1 持続可能なライフスタイルの推進
- 施策の柱 5 - 2 将来を担う子供たちへの環境教育
- 施策の柱 5 - 3 環境と経済の好循環



●現状と課題

つくば市では、市民・事業者の環境への関心を高め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すため、様々な環境イベントを開催してきました。とりわけ、「環境マイスター養成講座」の開催や「つくば環境スタイルサポーターズ」の設立など、市民による自発的な環境活動を促進する取組を実施してきました。今後は、市民がより主体的に、日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換し、自ら環境保全活動を実施するようになることが重要となります。

子ども向けの環境教育では、小中一貫教育の「つくばスタイル科」のもと、市内の全ての小中学校で、ヤゴ救出大作戦などの次世代環境カリキュラムを実践しています。また、学校外においても、つくばサイエンスラボや親子向けエコクッキングなどを開催し、子どもたちの環境意識の醸成を図ってきました。このような取組を継続することで、つくば市の将来を担う子どもたちの環境意識を高めることが一層求められています。

また、環境をよりよく持続可能な社会に近づくためには、市民に加え、事業者の主体的な取組も欠かせません。環境と経済の好循環を促進するため、ビジネスの中で環境に配慮する事業者を積極的に支援するとともに、環境ビジネスを発展させることが必要です。

●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 4 質の高い教育を みんなに	質の高い教育を みんなに	・持続可能な開発のための教育を通じて、持続可能なライフスタイルにするために必要な知識と技能を習得すること
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	産業と技術革新の 基盤をつくろう	・包摂的かつ持続可能な産業を促進すること ・資源利用効率向上や環境に配慮したクリーン技術の導入などで、持続可能性を向上させること
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	・人々が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報や意識をもつこと ・グリーン調達や、企業の持続可能な取組を奨励すること

●計画の成果を測る評価指標

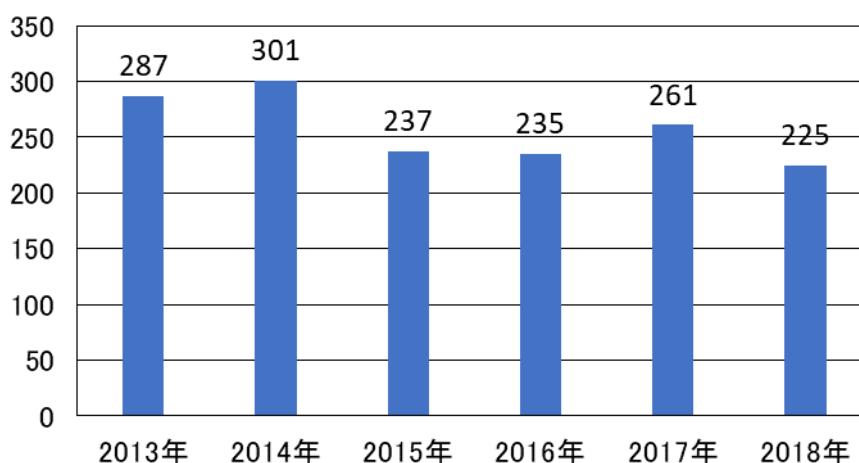
評価指標

評価指標	現状値	目標 (2030 年)
市民の環境配慮行動	58% (2018 年)	90%
環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数	5 事業所等(2018 年度)	70 事業所等

*アンケート調査 (5 年に 1 度程度実施) の「環境配慮物品購入状況」

評価指標に係る経年データ

つくば市主催の環境啓発事業参加者数(人)



① 施策の方向性

○市民の環境リテラシー^{*}の向上

市民一人ひとりが、環境リテラシーを身につけることを促進するため、大人向け普及啓発活動“大人の環境教育”を推進します。特に、市の豊かな自然や地球環境問題、日々の暮らしの環境負荷や環境にやさしい暮らし方などに関する正しい知識を身につけるため、環境教育講座（自然観察講座やリサイクル講座など）、自然体験イベント、つくば環境フェスティバルなどを開催します。

○持続可能なライフスタイルの推進 **重点施策**

市民の日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換するサポートを推進し、例えば、優れた環境配慮製品などを購入する際の補助や環境スタイルサポーターズへのポイント制度の見直し、市民団体への支援などを行います。また、地域の環境教育や環境保全活動に自ら取り組むリーダーが増えるよう、活動しやすい場づくりや市民ネットワークづくりの支援を行います。

○環境情報の集約・発信

本市の環境の状況や取組状況をとりとまとめた「つくば市環境白書」を作成することで、市の環境情報の集約を行います。また、ホームページや広報誌・冊子などを通じて、最新の環境情報や環境にやさしい生活の方法・工夫について、市民の環境への関心度に応じた情報提供・共有することで、持続可能なライフスタイルを実践する市民を増やします。

^{*}環境リテラシー：環境に関わる資質や責任感、能力や知識・技能を示す概念

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に対する関心を持ち、積極的に情報を入手して理解を深め、環境リテラシーを身につける ○環境について日々学び、日常生活の中で「つかう責任」を意識した持続可能なライフスタイルを実践する ○市や団体等が開催する各種環境イベントなどへ参加する ○つくば環境スタイルサポーターズへの会員登録を行い、エコプログラムへ参加する ○環境に関心の高い市民は、自ら環境リーダーとして活動し、つくば市民の環境リテラシー向上を図るとともに、市が実施する環境関連事業などに積極的に協力する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○つくば環境スタイルサポーターズへの会員登録を行い、市内の環境活動に積極的に参加する ○市の出前講座やSDGs パートナーズなどを活用して、自社の研修などで従業員が環境や持続可能性（SDGs など）について学ぶ機会を設ける

① 施策の方向性

○つくばスタイル科の推進

つくば市独自の次世代環境教育カリキュラムの実践により、子供たちが環境やエネルギー、持続可能性を大切にする実践的な態度の育成や環境に関する体験的な活動の充実を図ります。実践にあたっては、教員や専門家、事業者、市が連携し、環境教育を通じて市全体の環境意欲を高めます。



桜川での稚魚放流

○学校での地産地消の推進

地元の農作物を地元で消費する「地産地消」を推進するため、学校給食で積極的に市産農産物を利用します。また、児童・生徒の地産地消や農業への関心を高めるため、生産者と直接交流する機会を設けます。

○学校外での環境教育の推進

市内の小中学生を対象とした環境学習イベントや、筑波ふれあいの里を中心とした筑波山麓の自然資源を活用した自然体験プログラムなどを通じて、学校外においても、子供たちの環境教育を推進します。また、子供たちが自ら環境学習を進められるよう、環境や持続可能性について分かりやすく解説した教材を作成します。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における子供たちの環境学習に協力する ○学校外で提供される環境学習や自然体験などの機会に、積極的に家族で参加する ○市民団体等は、学校や地域における環境教育に積極的に協力する ○旬の地元産農産物を楽しむ
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域における環境教育に積極的に協力する ○地元産農産物の旬の食べ物を提供する

① 施策の方向性

○環境ビジネスモデルの構築

公的研究機関や民間企業による、低炭素化などの環境技術の実証実験に積極的に協力し、市民に実験の様子を周知します。実証実験により、市域をフィールドとして活用することでまちなかへの環境技術の実装を進めるとともに、環境ビジネスモデルの構築に貢献します。



水素ステーション

○環境に配慮した事業者の支援

商業、工業、農業それぞれにおいて環境配慮された製品・商品を積極的に購入するグリーン購入を進めるとともに、環境配慮に取り組む事業者に対して、設備更新の補助や活動の認定など支援を行います。また、エコショップや環境認証制度などについて市内事業者へ情報提供したり、事業者の環境配慮に関する消費者の理解促進を進めるような普及啓発を行うことで、事業者による環境配慮を促進します。

○地産地消の推進

地産地消を促進することにより、地場産業の発展に貢献するとともに、温室効果ガスの排出量抑制や農地の維持を図ります。地産地消を推進するレストランを増やすとともに、学校給食で積極的に地元産農産物を利用します。

② 市民・事業者に期待される取り組み

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市域で行われる環境技術の実証実験に協力する ○「つかう責任」を意識し、環境負荷の少ない製品を選択して購入する ○小売店におけるレジ袋削減など、事業者による環境に配慮活動に積極的に協力する ○積極的に旬の地元産農産物を消費する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員一人ひとりが事業活動の中で環境行動を実践するよう促す ○「つかう責任」を意識し、環境負荷の少ない製品を選択して購入する ○事業活動に伴う環境負荷などの情報を収集・把握し、CSR 報告書などにとりまとめて、積極的に発信する ○「つくる責任」を意識し、例えば非石油系の容器包装を使用するなど、事業活動に伴う環境負荷を低減する ○安全・安心かつ環境負荷の小さい市産農作物を生産・消費する ○エコショップへの登録や環境認証の取得を検討する ○環境をビジネスの機会と捉え、技術開発や設備投資に取り組む

第4章 重点施策

重点施策 1

マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進

(1) 目的

多くの市民や事業者の理解を得ながら気候変動対策を強力に推進するためには、「低炭素」や「環境」の観点だけでなく、「経済」や「社会」の観点からもメリットがある施策を進めることが重要です。そのため、「つくば市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和元年（2019年）度策定）に基づき、事業者や市民と協働して、温室効果ガスの排出削減に寄与しながら経済的・社会的な課題の解決に貢献する、マルチベネフィットなプロジェクトを検討・実施します。

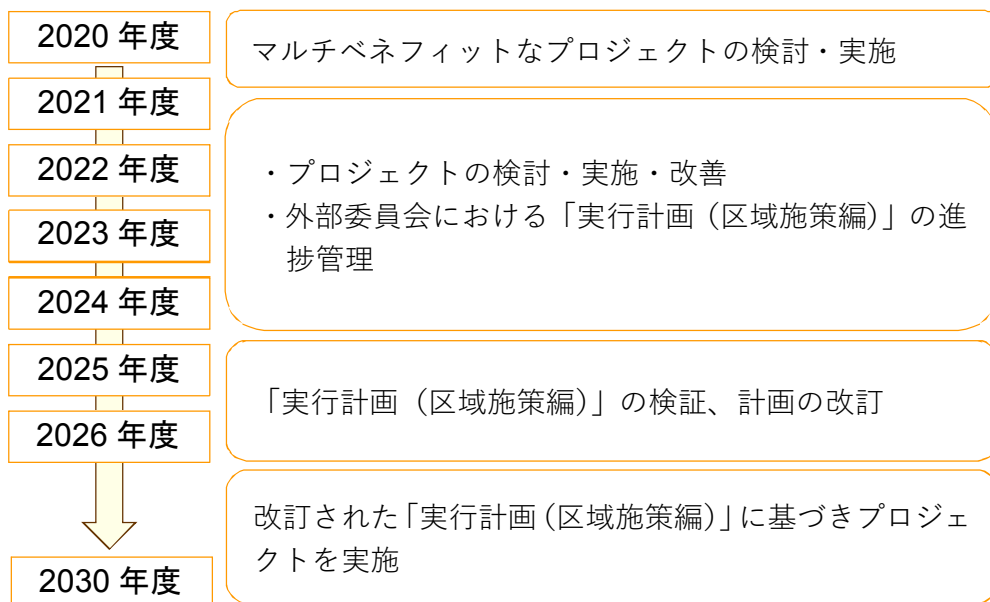
(2) 内容

低炭素で持続可能なまちづくりを推進するため、環境・経済・社会という3側面に効果があるマルチベネフィットなプロジェクトを検討・実施します。

例えば、低炭素化を推進するとともに経済面にも貢献できる、燃料や人手が重複して必要となってしまう宅配便の再配達頻度を下げる方法の検討や、エネルギーデータの活用したビジネスや研究の推進を図ります。

また、万が一自然災害の発生により停電してしまった場合でも、早期にエネルギーを使用することができるように再生可能エネルギー機器等の設置を推進することで、市民生活の安定化や強靱化を支援します。

(3) ロードマップ



(4) 主な推進主体

環境政策課、つくば市民

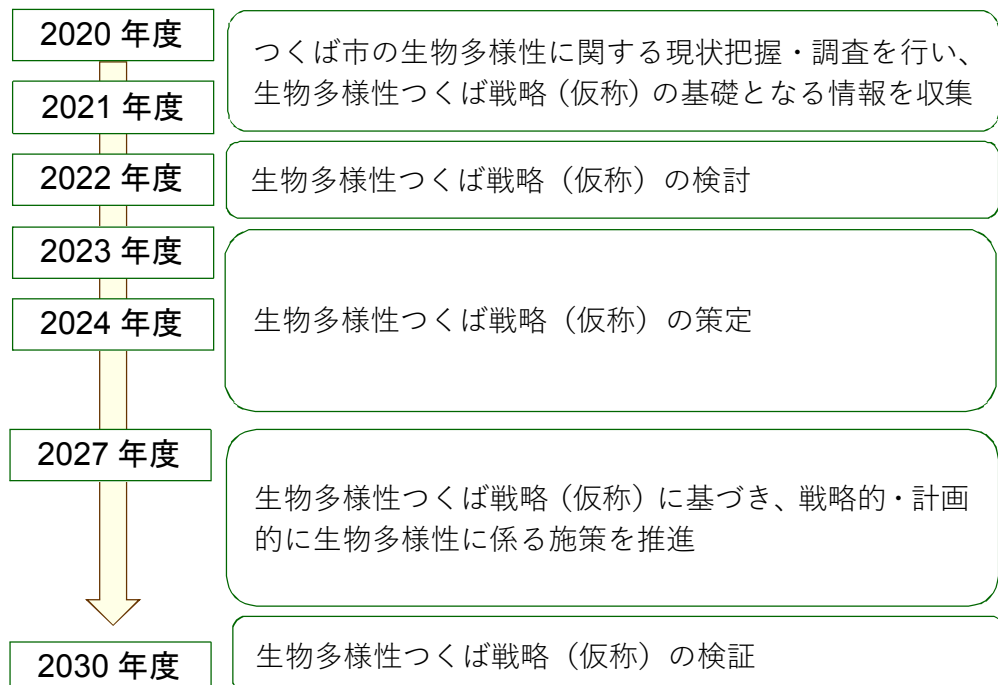
(1) 目的

つくば市には、筑波山や宝篋山などの山々や桜川・谷田川などの河川、そして平地林、畑地、水田が一体となった里地里山などの豊かな自然環境があり、その中には多様な生き物が息づいています。しかし、つくばエクスプレス沿線地区では平地林などの開発が進み、生き物の住み処や自然景観が損なわれてしまっている場所があります。

将来にわたって自然の恵みを楽しみ生物多様性を保全していくために、市内の生物多様性の現状をしっかりと把握し、戦略的・計画的に生物多様性に係る施策を講じる必要があります。そのため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略（生物多様性基本法第 13 条）を策定します。

(2) 内容

つくば市の生物多様性の保全やその持続可能な利用の戦略的推進に資する「生物多様性つくば戦略（仮称）」を策定します。戦略の検討にあたっては、つくば市内の生物多様性の現状把握を行うとともに、近隣市町村との協力も模索し、さらに市民の参加を得ながら策定を進めます。

(3) ロードマップ**(4) 主な推進主体**

環境保全課、つくば市民

重点施策3

持続可能なライフスタイルの推進

(1) 目的

つくば市では、市民・事業者に対して環境に関する情報や環境学習の場を提供してきました。今後は、市民や事業者がより主体的に環境への関心を高め、日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換するサポートを推進します。

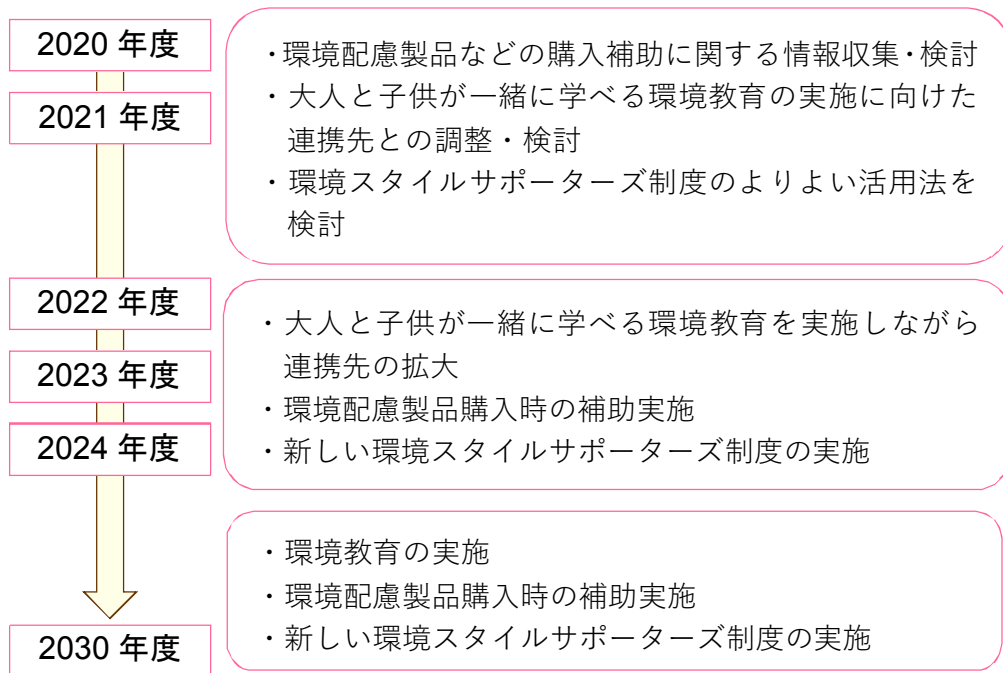
(2) 内容

持続可能なライフスタイルへの転換を推進するため、優れた環境配慮製品などを購入する際の補助を行うとともに、環境にやさしい生活の方法や工夫などについて市民の環境への関心度に応じて最新情報の提供・共有を行います。

また、研究機関及び学校等と連携し、大人と子供と一緒に持続可能なライフスタイルについて学べる機会を提供し、市民一人ひとりが環境を考え、日常生活において実践できるようにします。さらに、環境スタイルサポーターズのポイント制度を強化することで、市民の主体的取組を推進します。

事業者が環境に配慮した事業活動を行うことを推進し、持続可能な社会への転換が進むよう、環境スタイルサポーターズ制度などの仕組みを事業者インセンティブがあるように改善もしくは新しい制度を構築します。

(3) ロードマップ



(4) 主な推進主体

環境政策課、つくば市民

第5章 計画の進行管理

1) 進行管理体制

本計画を実効性のあるものとしていくため、計画の進行管理を行います。計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。

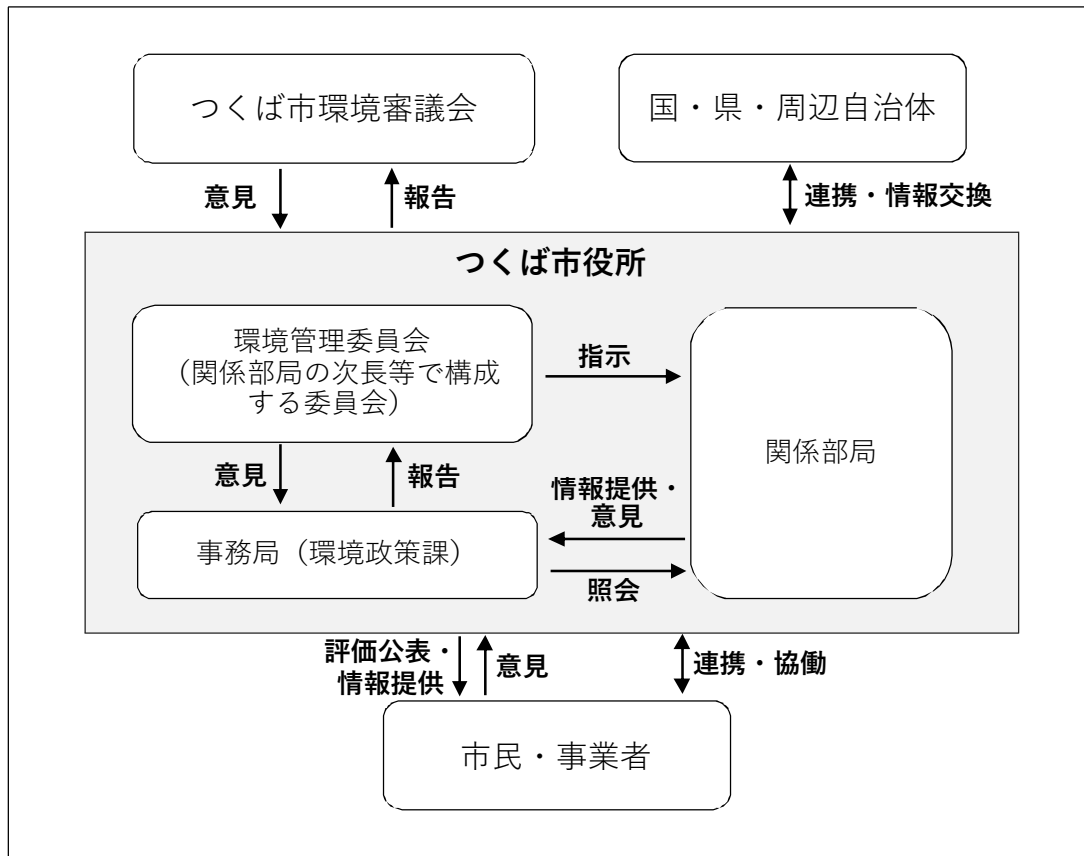


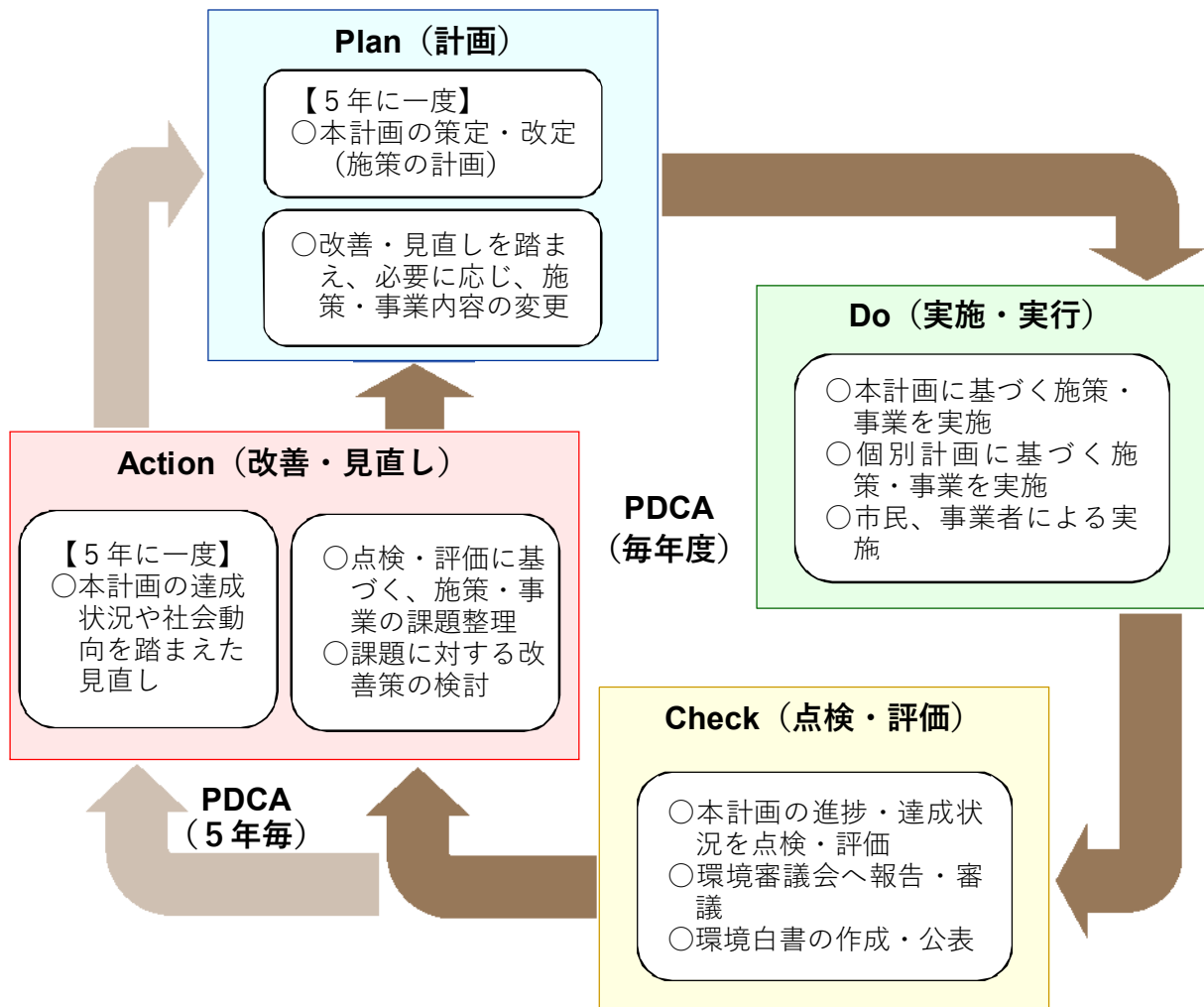
図 計画の進行管理体制

2) 進行管理の考え方

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の実効性を高めるため、基本目標の達成に資する施策を着実に実施し、その進捗・達成状況を点検・評価し、更に評価結果を次年度の実施へとフィードバックさせていく仕組みが必要です。

本計画では、P D C Aのサイクルを確立し、継続的に計画の進行を管理します。



(2) 点検・評価の方法及び公表

計画の点検・評価は、基本目標ごとに設定された評価指標を用いて実施します。その結果について、つくば市環境審議会に報告・審議して、点検・評価します。

また、つくば市の環境の現況や事業の実績（特筆すべきもの）とあわせて、「つくば市環境白書」にとりまとめ、毎年市民へ広く公表します。

資料

1 本計画に記載された各施策の主な担当部署

本計画に記載された施策を主に推進する担当部署（課・室）は表のとおりです。

施策	主な担当課・室
基本目標 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する	
施策の柱 1-1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進	
大学・研究機関や事業者との連携強化	環境政策課
市民による省エネの促進	環境政策課
マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの検討	環境政策課
施策の柱 1-2 まち・建物の低炭素化	
建物の省エネ・再エネ導入の推進	環境政策課
低炭素でコンパクトなまちづくり	環境政策課、市街地振興課
公共施設の低炭素化	環境政策課
施策の柱 1-3 低炭素な交通システムの実現	
低炭素な公共交通の充実	総合交通政策課
自転車利用の推進	総合交通政策課、公園・施設課、観光推進課
自動車利用の低炭素化	環境政策課
施策の柱 1-4 気候変動への適応	
気候変動と関連する災害による影響の低減	危機管理課
気候変動の中で健康の維持	健康増進課
気候変動から農業を守る	農業政策課
水資源に関する適応	水道監視センター
基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ	
施策の柱 2-1 生き物・生態系の保全	
重要な生き物の生息・生育状況の把握	環境保全課
森林の維持・保全	農業政策課
水辺の生き物の生息・生育環境の保全	環境保全課
外来種対策の推進	環境保全課
生物多様性つくば戦略（仮称）の策定	環境保全課
施策の柱 2-2 里地里山景観の保全	
筑波山の景観の保全	環境保全課
山・川などの眺望の維持	都市計画課
里地景観の維持	農業政策課
施策の柱 2-3 都市の緑を増やし、質を高める	
都市公園・緑の管理	公園・施設課
都市域の緑の確保	産業振興課、公園・施設課、教育施設課
市民参加による緑化活動	公園・施設課、市民活動課
開発に伴う緑地の減少を抑制	都市計画課

施策	主な担当課・室
施策の柱 2 - 4 自然とふれあう	
自然体験施設の活用・運営	観光推進課、農業政策課
水辺の活用	環境政策課
筑波山地域ジオパークの活用	ジオパーク室
グリーンツーリズムの推進	農業政策課
基本目標 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく	
施策の柱 3 - 1 3Rの推進	
循環型社会形成に係る普及啓発	環境衛生課
市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進	環境衛生課
事業者によるごみの減量化の促進	環境衛生課
資源の有効活用を推進	環境衛生課
施策の柱 3 - 2 廃棄物の適正処理	
一般廃棄物の適正な処理	サステナスクエア管理課
産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発	環境衛生課
クリーンセンターの更新	サステナスクエア管理課
基本目標 4 安心して快適な生活環境で暮らす	
施策の柱 4 - 1 清潔で静かな生活環境の確保	
市民・事業者による美化活動	環境保全課
ごみの散乱防止	環境保全課、環境衛生課
野焼き対策	環境衛生課、農業政策課
騒音・振動の防止	環境保全課
施策の柱 4 - 2 安全な生活環境の確保	
良好な大気・水・土の確保	環境保全課
上下水道の維持・管理	環境保全課、水道工務課、 下水道整備課・下水道管理課
農業における環境配慮	農業政策課
有害化学物質の適正な管理	環境保全課
基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する	
施策の柱 5 - 1 持続可能なライフスタイルの推進	
市民の環境リテラシーの向上	環境政策課
持続可能なライフスタイルの推進	環境政策課
環境情報の集約・発信	環境政策課
施策の柱 5 - 2 将来を担う子供たちへの環境教育	
つくばスタイル科の推進	教育指導課
学校での地産地消の推進	健康教育課
学校外での環境教育の推進	環境政策課、観光推進課
施策の柱 5 - 3 環境と経済の好循環	
環境ビジネスモデルの構築	環境政策課
環境に配慮した事業者の支援	環境政策課
地産地消の推進	農業政策課、健康教育課

2 つくば市環境基本条例

平成10年10月1日

条例第23号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境基本計画(第7条・第8条)

第3章 市が講じる環境の保全のための施策(第9条—第17条)

第4章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組(第18条—第23条)

第5章 地球環境保全の推進(第24条・第25条)

附則

私たちは、筑波山を望む豊かな自然の恵みの中で、生命を育み、日々の暮らしを営んできた。

近年、社会経済構造の変化や都市化の進展に伴い、私たちの生活が便利で活力の満ちたものになってきている一方で、資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現象がもたらされ、それらが環境への負荷となって、自然の生態系にまで影響が及ぶようになり、私たちの生命や生活の基盤である恵み豊かな環境が地球的な規模で損なわれようとしている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている。

今、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じていることを認識し、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、人と自然との共生を基本として、限りある自然を維持し、失われた自然を復元し、都市化の進展をこれに融和させ、やすらぎやゆとりの感じられる社会の創造を目指して、最大限の努力を払うことが求められている。

このような考え方に立って、市民、事業者、市の機関が一体となり、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なつくば市をつくり上げていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びにつくば市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全で快適な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲に

わたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり推進されなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、事業者及び市民がその事業活動及び日常生活において環境の保全を優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の大綱について定めるものとする。
 - 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、つくば市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

第3章 市が講じる環境の保全のための施策

(公害の防止等)

- 第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

- 第10条 市は、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、野生動植物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的利用等の促進)

- 第11条 市は、環境への負荷への低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

- 第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

- 第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査、研究等の推進)

- 第14条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

- 第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

- 第16条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(環境白書の作成等)

- 第17条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしたつくば市環境白書を作成し、公表するものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境の保全に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第20条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者の自発的な活動の支援)

第21条 市は、市民及び事業者が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収に係る活動その他環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(経済的措置)

第22条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第23条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことを目的とした環境管理に関する制度の導入の促進に関し必要な措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 計画改定の経緯

時期		主な実施事項
平成30年 (2018年)	11月	平成30年度第1回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第2次つくば市環境基本計画の概要について ・第3次つくば市環境基本計画改定の方針及びスケジュールについて
	12月	つくば市環境基本計画の改定に向けた市民アンケートを実施
	12月～ 翌2月	第2次つくば市環境基本計画に基づく施策実施状況の検証
平成31年 (2019年)	2月	環境審議会委員への意見照会（メール） <主な内容> ・第2次つくば市環境基本計画の検証結果について ・市民アンケートの結果について
	3月	環境未来カフェ（市民ワークショップ） <グループ討議の主な内容> ・つくば市の過去の環境の振り返り ～つくば市の環境の良いところ・悪いところ～ ・将来のつくば市の環境～2030年のつくば市の環境～
		平成30年度第2回つくば市環境審議会 <主な内容> ・環境未来カフェの結果について ・第3次計画体系・骨子について
令和元年 (2019年)	5月	令和元年度第1回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第3次環境基本計画の骨子について ・第3次環境基本計画における将来像について
	8月	令和元年度第3回つくば市環境審議会 <主な内容> ・環境基本計画における基本目標の記載内容について ・環境基本計画の進捗管理手法について
	10月	令和元年度第4回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第3次つくば市環境基本計画（素案）について
	●月	令和元年度第4回つくば市環境審議会 <主な内容> ・○○○○○○○○○○について
	11月～ 12月	パブリックコメントの実施
令和2年 (2020年)	●月	令和元年度第5回つくば市環境審議会 <主な内容> ・○○○○○○○○○○について
	●月	第3次つくば市環境基本計画策定

4. つくば市環境審議会名簿

氏名（敬称略）	役職	備考
田邊 潔	会長	学識経験者（国立研究開発法人 国立環境研究所）
田瀬 則雄	副会長	学識経験者（国立大学法人 筑波大学）
野中 勝利		学識経験者（国立大学法人 筑波大学）
吉野 邦彦		学識経験者（国立大学法人 東京大学）
丸井 敦尚		学識経験者（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
杉田 文		学識経験者（学校法人千葉学園 千葉商科大学）
井本 由香利		学識経験者（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
加茂 徹		学識経験者（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
松橋 啓介		学識経験者（国立研究開発法人 国立環境研究所）
五頭 泰誠		市議会議員
長浜 輝之		産業界（大和リース株式会社 水戸支店） （平成31年〇月まで）
野田 義光		産業界（大和リース株式会社 水戸支店） （平成31年〇月から）
山関 重人		市民（株式会社山関工務店） （令和元年7月まで）
山谷 憲司		市民（筑波電気工事株式会社） （令和元年8月から）
村上 義孝		市民（公募）
石川 幸子		市民（公募）



第5次つくば市 きれいなまちづくり行動計画（素案）

世界の
あしたが見えるまち。
TSUKUBA

つくば市

目次

第1章	行動計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけと役割	2
3	計画の構成	2
4	計画の対象	3
5	計画の期間	3
第2章	計画の目的と施策の方向性	4
1	目標とすべき将来像	4
3	市・市民・事業者の役割	6
第3章	現状と課題の整理	7
1	環境美化推進の経緯	7
2	第4次行動計画の取組状況	8
(1)	ごみの投棄対策	8
①	市内一斉清掃事業	8
②	アダプト・ア・ロード事業	10
③	アダプト・ア・パーク事業	11
④	環境美化活動支援事業	13
⑤	河川環境保全事業	15
⑥	不法投棄対策事業	18
(2)	飼い犬のふん放置対策	21
(3)	まちの景観保全対策	24
①	落書き対策事業	24
②	印刷物等の放置対策事業	26
③	違反広告物除却事業	27
④	除草事業	29
(4)	放置自転車対策	33
①	自転車等放置禁止区域での啓発事業	33
②	駐輪場の整備事業	36
(5)	自動販売機の適正管理	38
①	自動販売機の適正管理指導（たばこ）	38
②	自動販売機の適正管理指導（飲食）	40
(6)	花と緑の美化活動	41
①	花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）	41
②	花と緑の環境美化コンクール	44
3	第4次行動計画の実績総括及び今後の方向性	45
(1)	ごみの投棄対策	45

(2)	飼い犬のふん放置対策	45
(3)	まちの景観保全対策	46
(4)	放置自転車対策	46
(5)	自動販売機の適正管理	46
(6)	花と緑の美化活動	47
第4章	目標実現のための施策 ～第5次行動計画	48
1	ごみの投棄対策	49
(1)	市内一斉清掃	49
(2)	アダプト・ア・ロード事業	50
(3)	アダプト・ア・パーク事業	51
(4)	環境美化活動支援事業	52
(5)	河川環境保全事業	53
(6)	不法投棄対策事業	55
(7)	飼い犬のふん放置対策事業	57
2	まちの景観保全対策	58
(1)	落書き対策事業	58
(2)	違反広告物除却事業	60
(3)	空き缶・印刷物等散乱防止事業 新規事業 ※	61
(4)	除草事業	63
(5)	空家等の適正管理事業	64
3	放置自転車対策	65
(1)	自転車等放置禁止区域等での啓発事業	65
(2)	駐輪場の整備事業	66
4	花と緑の美化活動	67
(1)	花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	67
(2)	花と緑の環境美化コンクール	68
(3)	花と緑の啓発事業 新規事業	69
第5章	計画の推進	70
1	計画の推進体制	70
2	行動計画全体の評価及び見直し	70
参考資料		72
1	「つくば市きれいなまちづくり条例」	72
2	「きれいなまちづくり重点地区」	78
3	「用語解説」	1
4	つくば市 個別計画	1

1 計画策定の背景と目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がり恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成19年11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成20年1月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ポイ捨てごみ等、つくば市の環境美化を損なう問題も引き続きみられるとともに、高齢化による課題も顕在化しています。

2030年に向け国連が合意したSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17の目標には、目標11に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

つくば市においても、SDGsの考え方を取り入れ、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



2 計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

● つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等（注）及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注）市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。（条例第2条(1)）となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

3 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取り組みが実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

4 計画の対象

本行動計画が定める対象は、以下の事項とします。

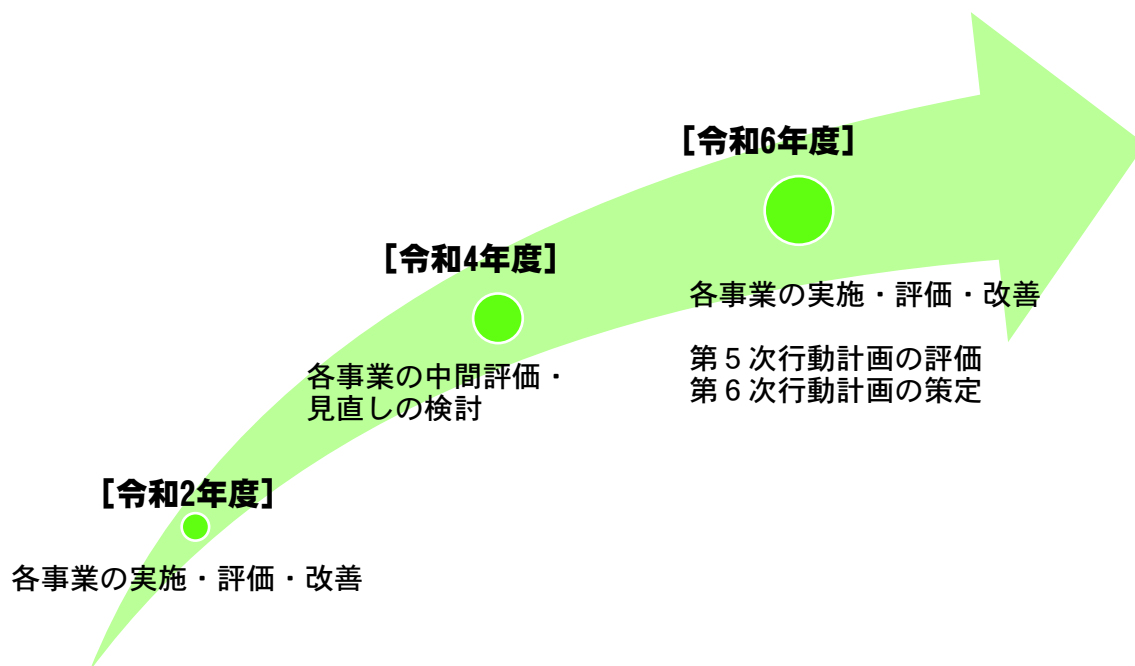
- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画(第1次)」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成23年4月1日施行)で対応します。

5 計画の期間

本行動計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月までとします。毎年度、各事業における年次計画の策定・評価・改善を行い、各事業の年度目標達成を目指します。

また、令和4年度には、中間評価を実施し、計画の進捗及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。



1 目標とすべき将来像

市・市民・事業者がともにつくる きれいなまち「つくば」

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市・市民・事業者の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。



2 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。

II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、街頭キャンペーン、公用車・市の封筒などへのメッセージ貼付、環境美化学習、環境美化作文・ポスターコンクールなど様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

IV. 市・市民・事業者の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市・市民・事業者の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

3 市・市民・事業者の役割

市・市民・事業者は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

◆ 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高める。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行う。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行う。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努める。

◆ 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶等のごみは持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納する。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車、電動機付自転車、自動二輪車等を放置しない。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶等のごみが捨てられないように適切な措置を講ずる。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出す。

◆ 事業者の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

1 環境美化推進の経緯

つくば市では、平成19年度に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定し、平成20年1月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定して以降、第4次行動計画に至るまで、条例で定めたルールの下、きれいなまちを目指し、市民・事業者・市が協働で取り組んできました。

改善が見られるものもありますが、後を絶たないごみのポイ捨てや管理不完全な空き地・空き家に関する問題など、今後も継続した対策が求められるものもあります。また、ボランティア団体等の高齢化などの問題もあります。

「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定に当たり、第4次行動計画の取組の成果、現状、課題等を整理し、今後の対応策を抽出し、環境美化推進会議で庁内の調整を図り、つくば市環境審議会において審議を行いました。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行為	規制内容	区域	違反時の措置
ごみのポイ捨て	禁止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
落書き 注1)	禁止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
ペットのふん放置	禁止	市内全域	勧告
印刷物等の放置 注2)	禁止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示 注3)	努力規定	市内全域	—
自転車の放置 注4)	努力規定	市内全域	—
土地の適正管理	努力規定	市内全域	—

注1) 落書きをした場合は、軽犯罪法などで処罰される場合があります。

注2) 印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物はその周辺に散乱したときに、配布者がそれを回収し、適正に処理しない場合をいいます。

注3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例、つくば市屋外広告物条例施行規則などの適用を受けます。

注4) つくば市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

2 第4次行動計画の取組状況

ここでは、第4次行動計画の現状と課題を抽出し、第5次行動計画に向け整理しました。なお、必要に応じ第3次行動計画からの推移も整理しました。

(1) ごみの投棄対策

①市内一斉清掃事業

◆ 事業概要

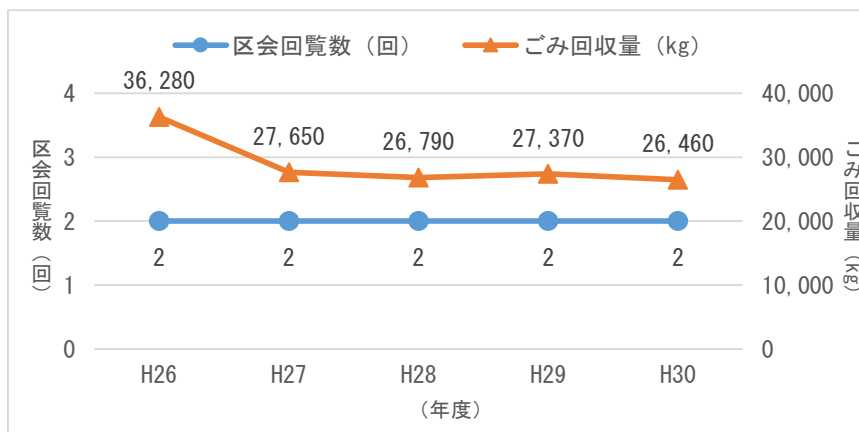
事業の目的	・市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て減少を図る。
事業の内容	・広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。 ・市が実施日を指定し、各区会単位で道路沿い等にポイ捨てされた空き缶、空きびん等を拾い集めてもらい、回収する。 ・ごみの回収実績等を、広報紙やHP等で報告する。
実施期間	・6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	市民参加による市内一斉清掃を行う。				
指標	一斉清掃の実施回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2	2

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
区会回覧数 (回)	2	2	2	2	2
ごみ回収量 (kg)	36,280	27,650	26,790	27,370	26,460



区会回覧数、ごみ回収量の推移

◆ 現状と課題

年2回の市内一斉清掃は区会回覧などの広報を行い、継続的に実施されています。

ごみ回収量は、平成27年度に大きく減少したあと、多少のばらつきは見られるものの約27,000kg前後と、毎年ほぼ一定量のごみが回収されています。ごみが多かった地域の区会には、不法投棄禁止看板を配布するなどして、再発防止とごみの減少を目指します。

市内一斉清掃に多くの市民が参加していただくことで、ポイ捨てなどがされないまちづくりの取組を継続していく必要があります。



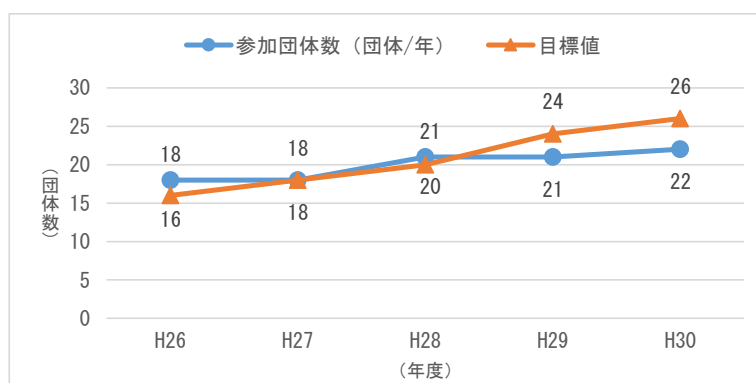
②アダプト・ア・ロード事業

◆ 事業概要

事業の目的	・ 市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
事業の内容	・ 道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う。 ・ 市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ 市内全域の市道

◆ 実績 指標

実施計画	登録団体による道路の清掃等を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	16	18	20	24	26
実績値	18	18	21	21	22



アダプト・ア・ロード参加団体数の推移

◆ 現状と課題

参加団体数は増加傾向となっておりますが、活動を終了する団体もあり、新規参加団体の確保が課題となっております。

アダプト・ア・ロード事業を広く周知し、参加団体数を増やしていく必要があります。

また、頻繁にごみが捨てられている箇所等参加団体にヒアリングを行い、対策をしていくなどすることで、きれいな道路環境づくりを目指します。



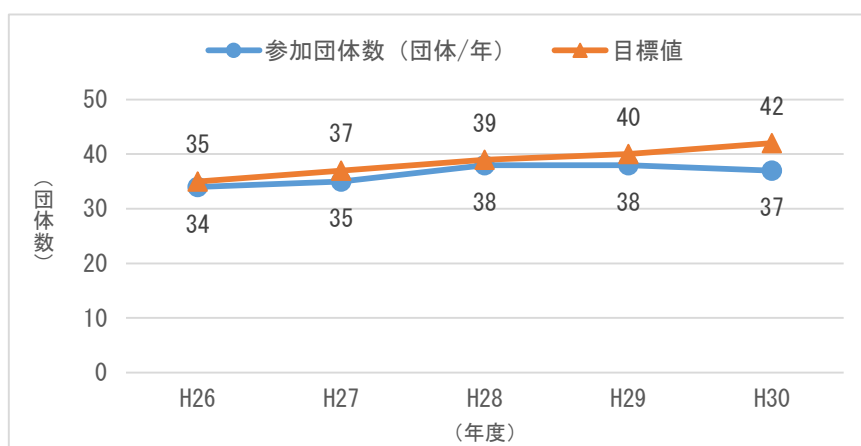
③アダプト・ア・パーク事業

◆ 事業概要

事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
事業の内容	・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の公園

◆ 実績 指標

実施計画	登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。				
指 標	参加団体数（団体/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	35	37	39	40	42
実 績 値	34	35	38	38	37



アダプト・ア・パーク参加団体数の推移

◆ 現状と課題

新たな開発により、つくば市内の公園数は増加したものの、アダプト・ア・パーク参加団体数は平成30年度に減少しており、参加団体の確保が課題となっています。

アダプト・ア・パーク事業を広く周知し、参加団体数を増やしていく必要があります。

また、頻繁にごみが棄てられている箇所等参加団体にヒアリングし、対策をしていくなどすることで、きれいな公園環境づくりを目指します。



●アダプト・プログラムについて

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト (adopt) とは英語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民や企業が里親となって養子の美化（清掃等）を行い、自治体がこれを支援する制度です。



市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで環境美化を推進します。

市民及び事業者の役割	清掃・美化活動、活動報告
市の役割	清掃用具の提供、安全指導（傷害保険への加入）、サインボード（看板）の掲出、ごみの回収 等



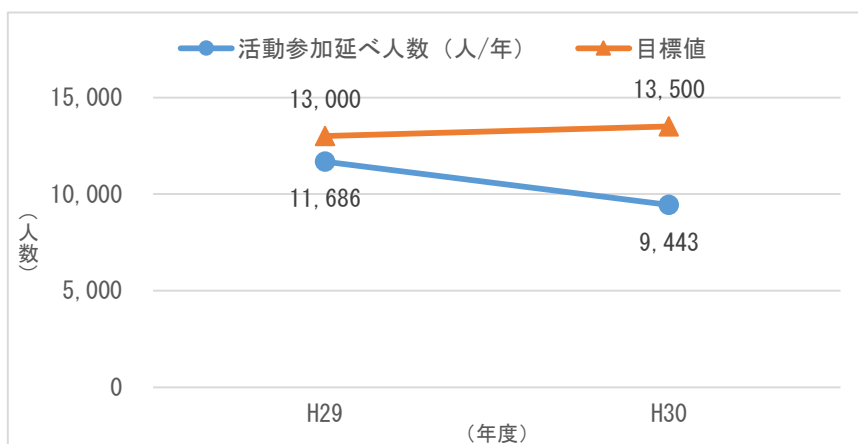
④環境美化活動支援事業

◆ 事業概要

事業の目的	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
事業の内容	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	市民及び事業者による清掃を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	活動参加延べ人数（人/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	13,000	13,500
実績値	—	—	—	11,686	9,443

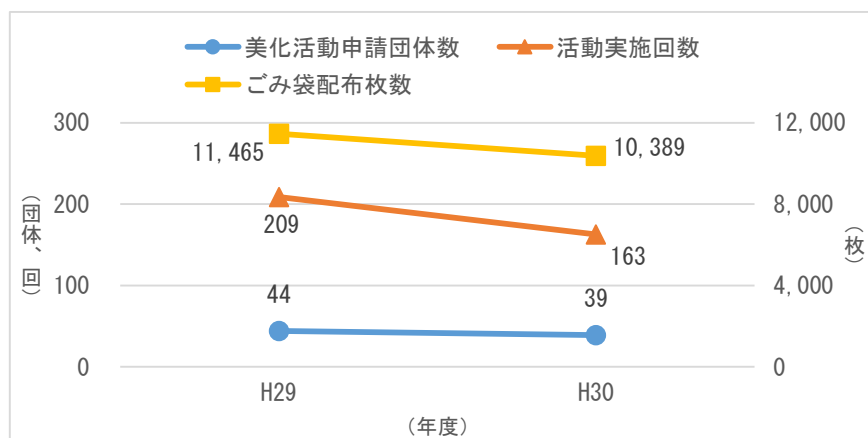


環境美化活動参加延べ人数の推移



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
美化活動申請団体数 (団体)	—	—	—	44	39
活動実施回数 (回)	—	—	—	209	163
ごみ袋配布枚数 (枚)	—	—	—	11,465	10,389



美化活動申請団体数、活動実施回数、ごみ袋配布枚数の推移

美化活動支援団体数・・・年度内の環境美化活動支援受付数

活動実施回数・・・年度内の環境美化活動実施回数

(団体により活動頻度が異なる)

ごみ袋配布枚数・・・年度内のごみ袋の配布支援枚数。1回の活動につき
1人2枚(可燃・不燃等の分別のため)、年度内1人
24枚を限度に支援

◆ 現状と課題

第4次行動計画の新規事業ですが、活動参加延べ人数の目標を達成することが出来ていません。市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報が必要と考えられます。区会回覧やイベント時に広報することで参加者の増加を目指します。

⑤河川環境保全事業

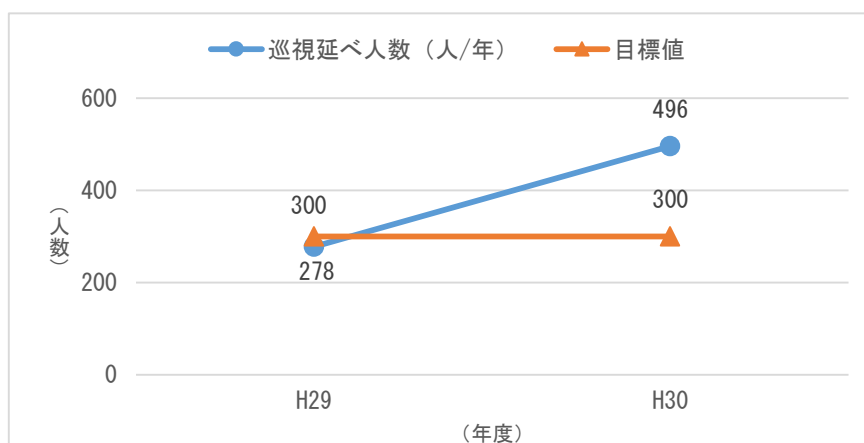
● 水質監視員による巡回

◆ 事業概要

事業の目的	・身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・水質監視員による巡視を実施する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の河川

◆ 実績 指標

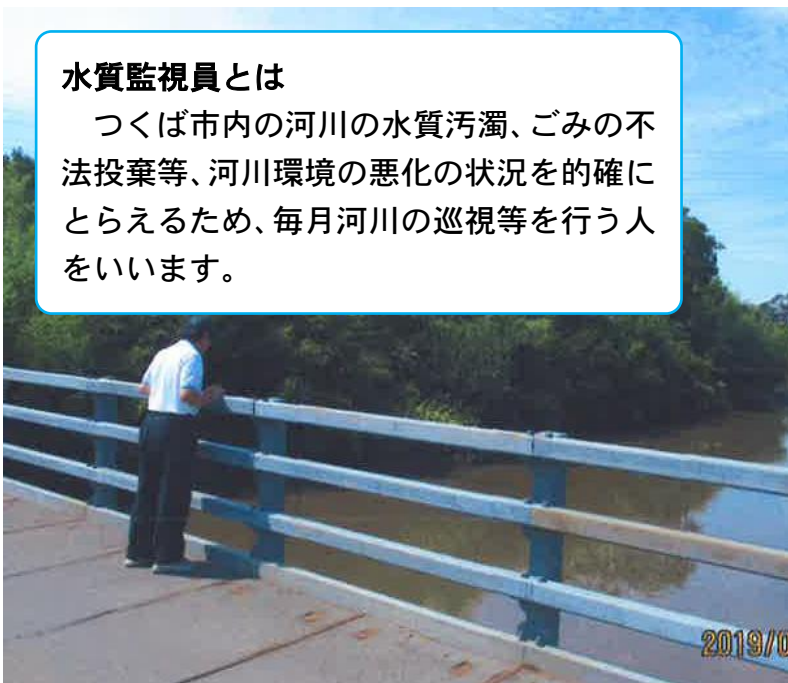
実施計画	水質監視員による巡視を実施する。				
指 標	巡視延べ人数（人/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	—	—	—	300	300
実 績 値	—	—	—	278	496



水質監視員巡視延べ人数の推移

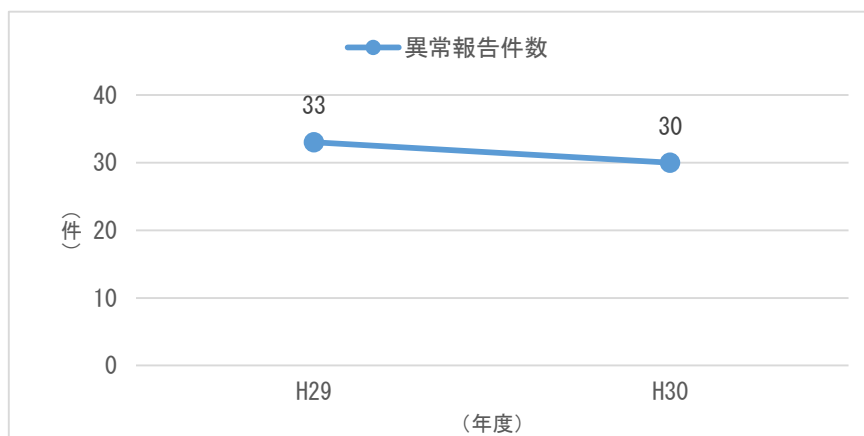
水質監視員とは

つくば市内の河川の水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を行う人をいいます。



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
異常報告件数 (件)	—	—	—	33	30



異常報告件数の推移

● 自然体験学習会

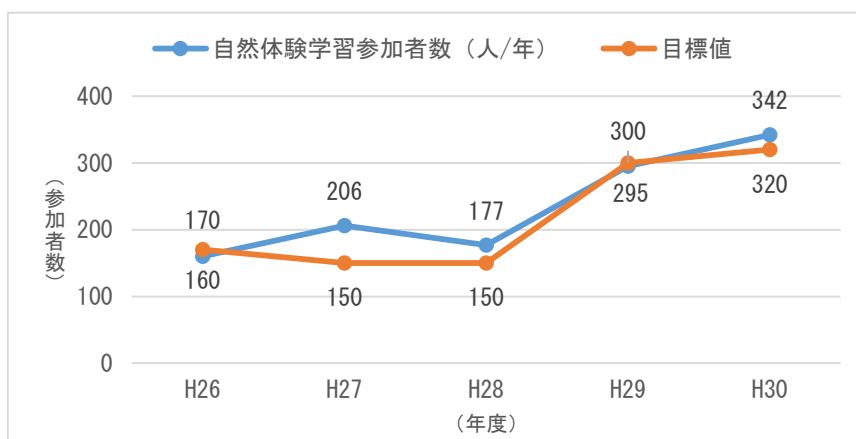
◆ 事業概要

事業の目的	・身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。
実施期間	・7月と9月
対象地域	・市内桜川流域



◆ 実績 指標

実施計画	河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。				
指 標	参加者数（人/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	170	150	150	300	320
実 績 値	160	206	177	295	342



自然体験学習会の参加者数の推移

◆ 現状と課題

水質監視員による巡視は、天候や監視員の体調等の都合により、年度によりばらつきは見られるものの、継続して実施されています。しかし、今後巡視員が減少していくことが想定されることから、新たな巡視員の確保が必要となっています。異常報告の多い箇所への対策をすることで、河川環境の改善を目指します。

自然体験参加者数は、対象の学校の児童数に左右されてしまうため、指標としては検討が必要と考えます。自然体験学習は、身近な河川と触れ合うことで、河川愛護意識の高揚につながることから今後も継続していく必要があります。

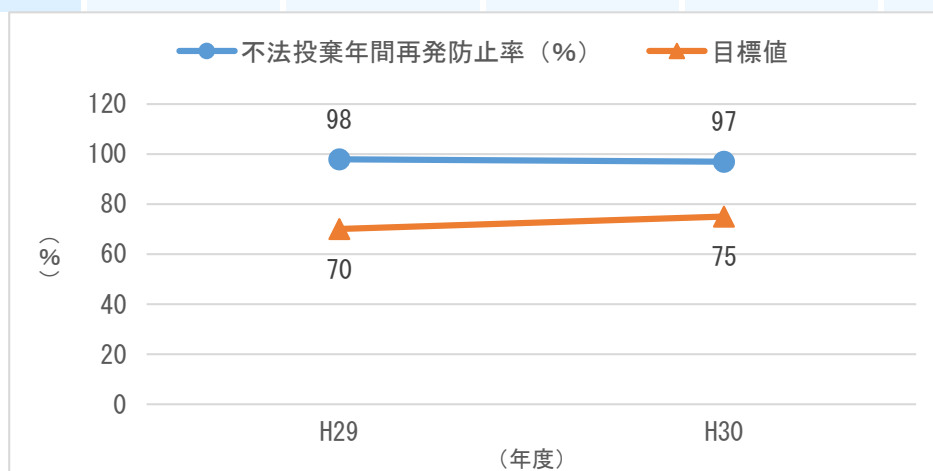
⑥不法投棄対策事業

◆ 事業概要

事業の目的	・不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。
事業の内容	・公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。 ・再発防止のため、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・再発防止のため、警告看板、監視カメラ等を設置する。 ・市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図る。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	巡回や看板配布等により、不法投棄の再発を抑制する。				
指標	不法投棄年間再発防止率（％）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	70	75
実績値	—	—	—	98	97



不法投棄年間再発防止率の推移

再発防止率の算出方法

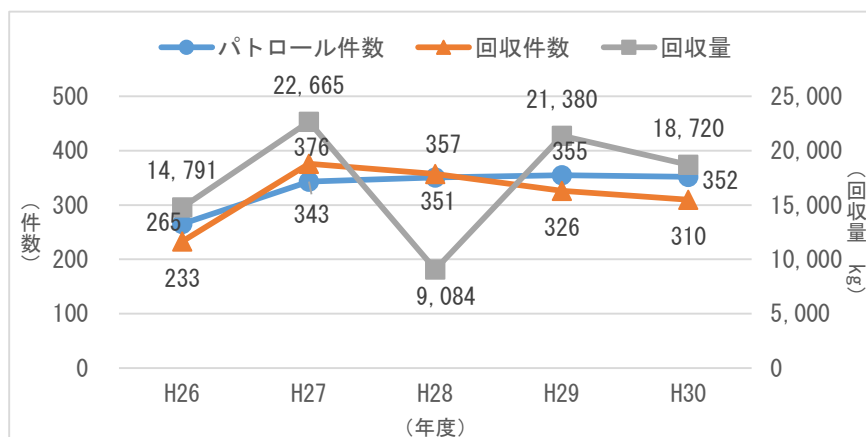
(年間不法投棄件数-同年度内に再度不法投棄された件数) ÷ 年間不法投棄件数

例) 年間100件の不法投棄があり、内5箇所再度不法投棄された場合
再発防止率 $100-5/100=0.95$ 95%

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
パトロール件数 (件)	265	343	351	355	352
回収件数 (件)	233	376	357	326	310
回収量 (kg)	14,791	22,665	9,084*	21,380	18,720

※ H28の回収量は、クリーンセンター搬入分のみ



パトロール件数、回収件数、回収量の推移

◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄物の回収、警告看板の設置などの迅速な対応により、不法投棄年間再発防止率は高くなっています。また、不法投棄の回収件数及び回収量は、微減傾向にあるものの、高い水準を保っています。

不法投棄は市内全域で行われる可能性があることから、防犯・環境美化サポーターによるパトロールに加え、市民や事業者などと連携した監視を継続していく必要があります。そのため、市では不法投棄禁止の看板を希望者に無料で配布しているほか、市報及び区会回覧等を利用し、市民に注意喚起しています。



●防犯・環境美化サポーターについて

平成26年4月1日より、従来、ごみのポイ捨て取締り等を担当していた「環境美化指導員」、不法投棄犯罪の防止等を担当していた「不法投棄巡回監視員」が、「防犯・環境美化サポーター」（嘱託職員）として一体化しました。市内全域の巡回を原則として毎日行い、以下のような業務に取り組んでいます。

【活動体制】

活動日・時間：土日祝日を含む7:00～24:00

活動総人数：18名（交代制）

【業務内容】※環境美化に関するものに限る

- ・つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた、ごみのポイ捨て・落書き等に対する勧告、命令、過料処分等の実施
- ・落書き及び自動販売機の管理状況等の確認
- ・印刷物等の放置状況の確認
- ・不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回



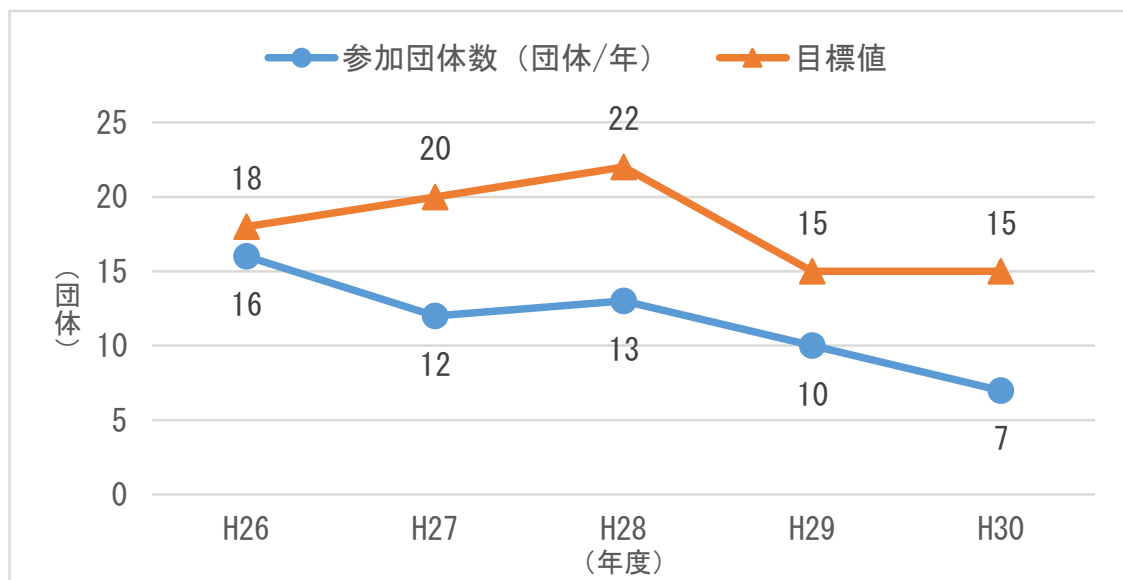
(2) 飼い犬のふん放置対策

◆ 事業概要

事業の目的	・犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る。
事業の内容	・広報紙等でふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・ふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

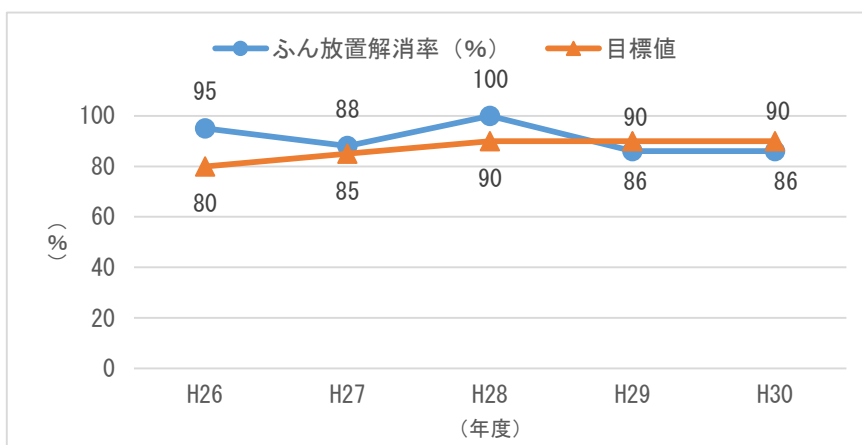
実施計画	イエローカード作戦を実施する。				
指 標	参加団体数（団体/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	18	20	22	15	15
実 績 値	16	12	13	10	7



参加団体数の推移

◆ 実績 指標

実施計画	イエローカード作戦を実施する。				
指 標	ふん放置解消率（％）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	80	85	90	90	90
実 績 値	95	88	100	86	86



ふん放置解消率の推移

ふん放置解消率の算出方法

イエローカード作戦の全参加団体に対して依頼しているアンケート結果を元としています。

- 1 おおいに効果があった
- 2 少しは効果があった
- 3 効果はなかった
- 4 どちらとも言えない
- 5 その他

の選択肢の中から「おおいに効果があった」及び「少しは効果があった」と回答した団体数の割合を「ふん放置解消率」としています。（無回答の団体も全体の数として含みます）

◆ 現状と課題

犬のふんの放置が解消されると活動が終了する団体もあることから、参加団体数は減少傾向で推移しています。しかし、ふん放置解消率が90%に達していないことから、今後も継続した対応が必要であると考えられます。

イエローカード作戦の周知は、年に1回全区会に実施していますが、区会での自主的な活動となるため、今後も継続して地域への啓発活動を行っていく必要があります。

●イエローカード作戦について

イエローカード作戦とは、地域と自治体が一丸となって進める「犬のふん放置対策」の取組です。

登録を受けた参加団体が、地域の巡回を行い、犬のふんが放置されている場所にイエローカードを設置し、「地域ぐるみで犬のふんの放置を監視している。」という姿勢を視覚的に示し、飼い主のマナー向上とふんの放置防止を図ります。

設置したイエローカードは、一定期間の監視を行った後、回収します。

実施方法



市民及び事業者の役割	巡回、イエローカードの設置、ふんの回収、活動報告など
市の役割	イエローカード・ごみ袋やトングなどの提供、安全指導（傷害保険への加入）、ふんの処分など



(3) まちの景観保全対策

①落書き対策事業

◆ 事業概要

事業の目的	・落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。
事業の内容	・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。 ・市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。 ・市民協働の落書き消去作業を実施する。 ・先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

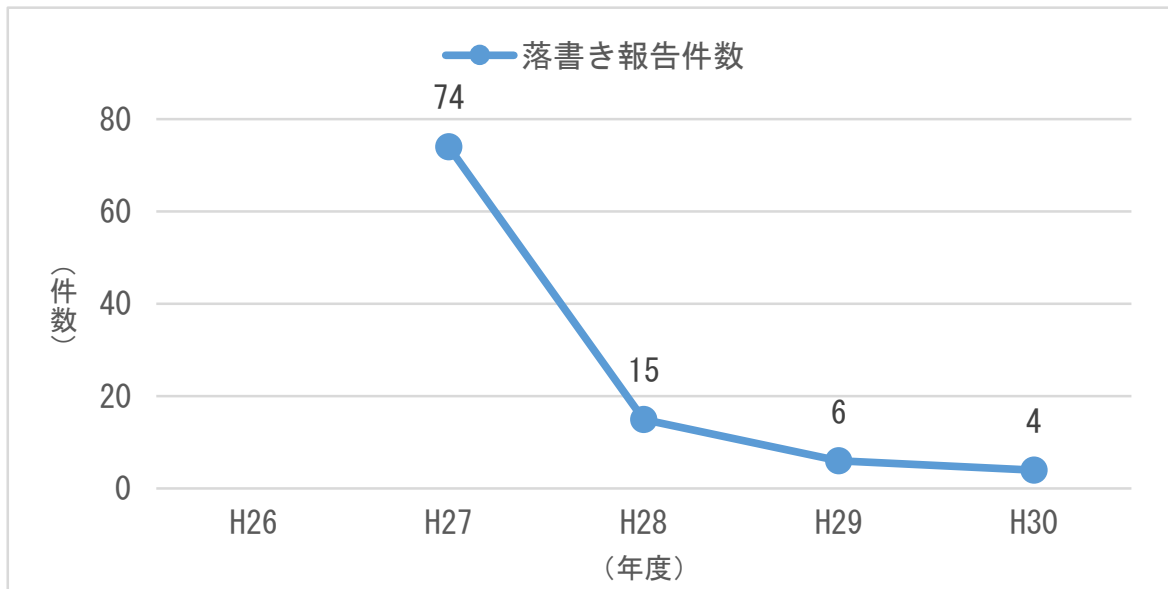
◆ 実績 指標

実施計画	巡回や速やかな消去作業等により、落書きの発生を抑止する。				
指標	巡回延べ人数（人/月）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	240	240
実績値	—	—	—	240	240



◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
落書き報告件数 (件)	—	74	15	6	4



落書き報告件数の推移

◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回で、早期発見し、管理者への除去依頼が行われています。また、小学生による絵画制作等も行っており、再発防止にも努めています。これらの取組により、落書き報告件数も減少していることから、早期発見・消去・再発防止対策の成果が見られます。この減少傾向を維持できるよう、今後も継続して対応していく必要があります。

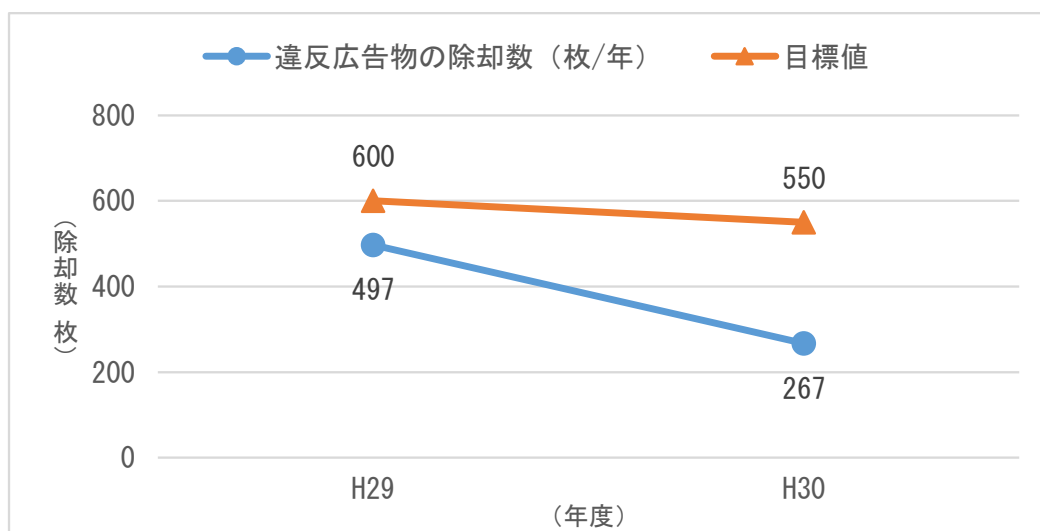
②印刷物等の放置対策事業

◆ 事業概要

事業の目的	・印刷物等の散乱、放置の防止に取り組み、まちの景観が保たれたきれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・公共の場所で、ビラ、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図る。				
指 標	巡回延べ人数（人/月）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	—	—	—	240	240
実 績 値	—	—	—	278	292



巡回延べ人数の推移

◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回が行われ、近年は、印刷物等の放置は報告されていません。しかし、良好な生活環境の確保の観点から、巡回は継続していく必要があります。防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。

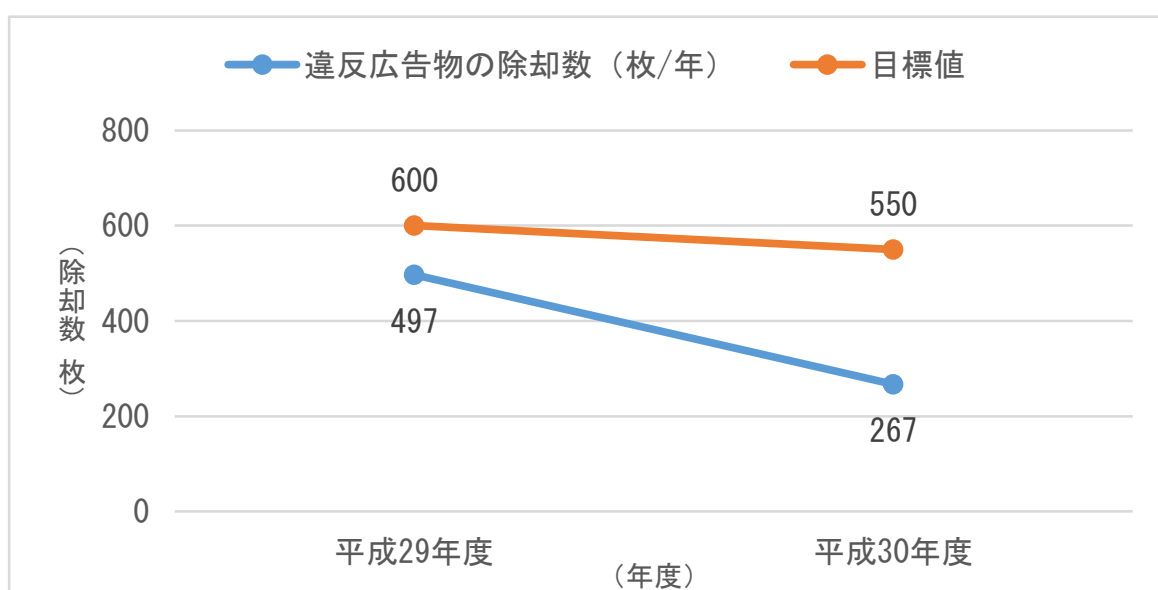
③違反広告物除却事業

◆ 事業概要

事業の目的	・違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
事業の内容	・住民、行政、管理者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

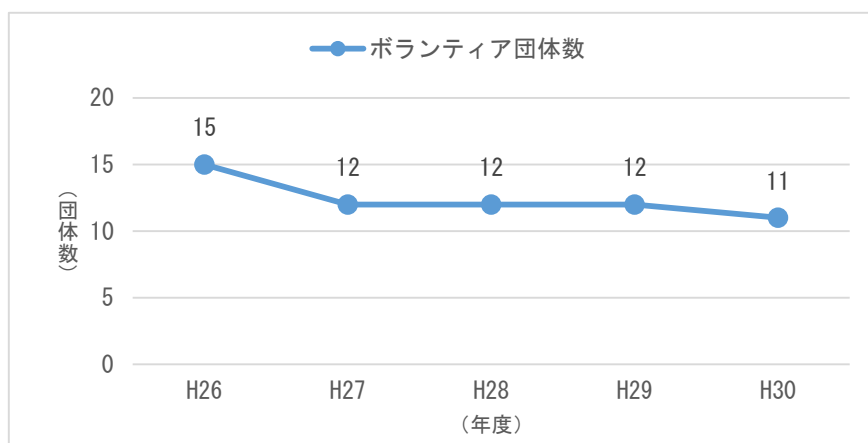
実施計画	市民ボランティア団体、市職員、委託業者、近隣市町村及び民間事業者等により、様々な側面から違反広告物の除却を行う。				
指 標	違反広告物の除却数（枚/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	—	—	—	600	550
実 績 値	—	—	—	497	267



違反広告物の除却数の推移

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
ボランティア団体数 (団体)	15	12	12	12	11



ボランティア団体数の推移

◆ 現状と課題

違反広告物の除却はボランティア団体、市職員、委託業者、警察、近隣市町村及び民間事業者が連携して実施しています。近年、違反広告物の除却数は減少していますが、除却をやめてしまうとまた増加することが懸念されるため、関係機関と連携した対応を継続していく必要があります。

減少傾向を想定して違反広告物の除却数の目標を設定するのが難しいため、指標の検討が必要であると考えられます。



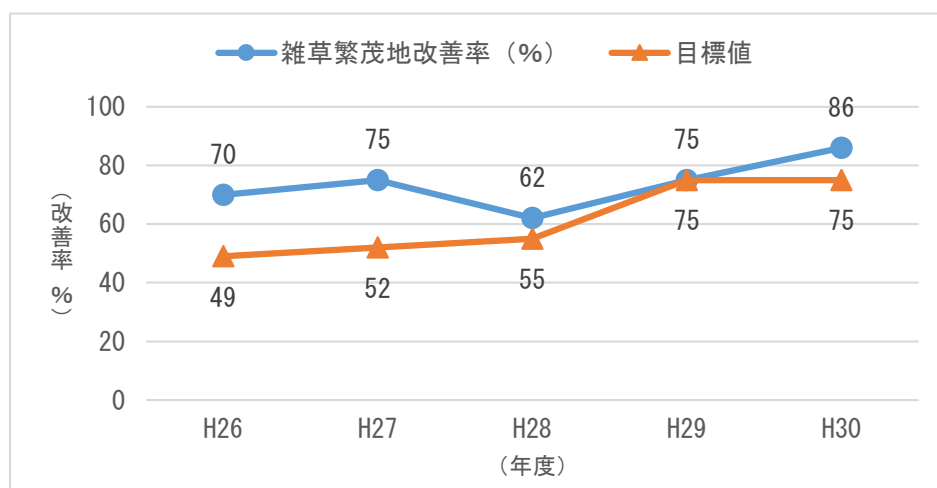
④ 除草事業

◆ 事業概要

事業の目的	・ 空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。
事業の内容	・ 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。 ・ 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。
実施期間	・ 雑草繁茂値に所有者に対する指導：通年 ・ あっせん業者による除草作業 （所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担） ：年1回刈・・・8月頃実施、年2回刈・・・6月、10月頃実施
対象地域	・ 市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	雑草が繁茂又は堆積している空き地に対して、適正管理指導を行う。				
指標	雑草繁茂地改善率（％）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	49	52	55	75	75
実績値	70	75	62	75	86



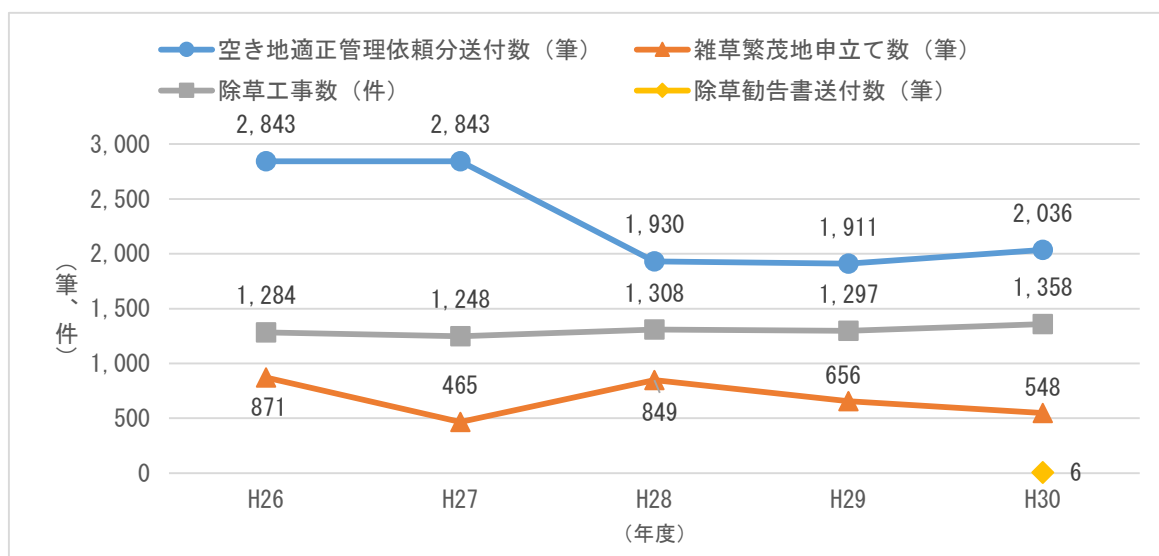
雑草繁茂地改善率の推移

雑草繁茂地改善率の算出方法

$$\frac{(\text{除草工事数} \langle \text{除草組合施行} \rangle + \text{雑草繁茂地所有者による除草数})}{\text{雑草繁茂地申立て数} \langle \text{昨年度以前より継続分含む} \rangle}$$

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
空き地適正管理 依頼文送付数（筆）	2,843	2,843	1,930	1,911	2,036
雑草繁茂地申立て数 （筆）	871	465	849	666	548
除草工事数（件）	1,284	1,248	1,308	1,297	1,358
除草勧告書送付数 （筆）	—	—	—	—	6



空き地適正管理依頼文送付数、雑草繁茂地申立て数、除草工事数、
除草勧告書送付数の推移

◆ 現状と課題

雑草繁茂地改善率は、上昇傾向を示していますが、雑草は毎年繁茂し、繁茂地の申立ても未だ 500 件を超えていることから、事業の継続が必要であると考えられます。また、未改善のうち約半数は空き地所有者が不明、残り半数は所有者が管理を行わない空き地となっています。



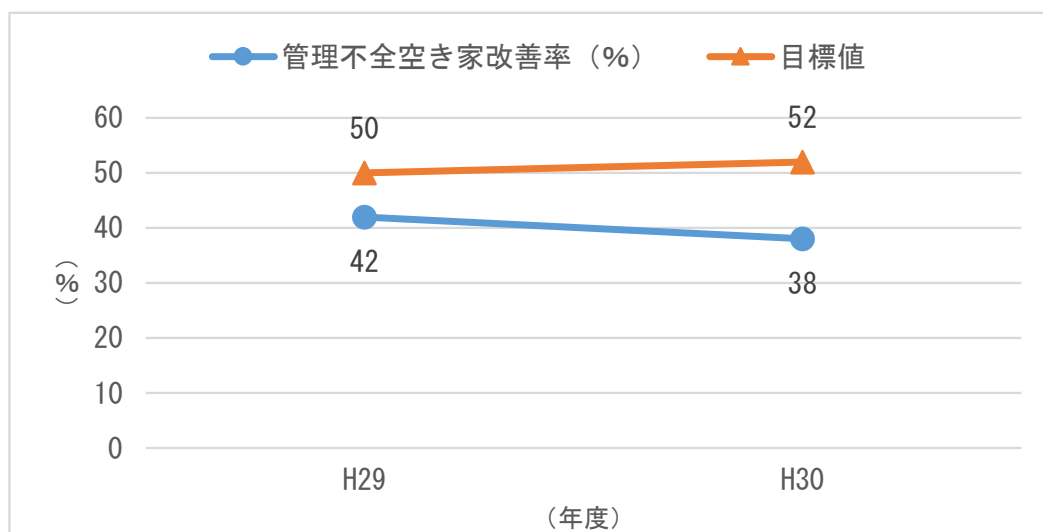
⑤空き家の適正管理事業

◆ 事業概要

事業の目的	・ 空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る。
事業の内容	・ 市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者に対し、助言、指導、勧告を行う。 ・ 当該空家が著しく危険であると判断した場合には、措置命令、公表、行政代執行を行う。 ・ 空家等の有効活用施策を実施する。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ 市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	市民から相談のあった管理不全な空家等について、所有者等を調査・特定し、管理不全な状態を改善するよう行政指導を行う。				
指標	管理不全空き家改善率（％）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	50	52
実績値	—	—	—	42	36



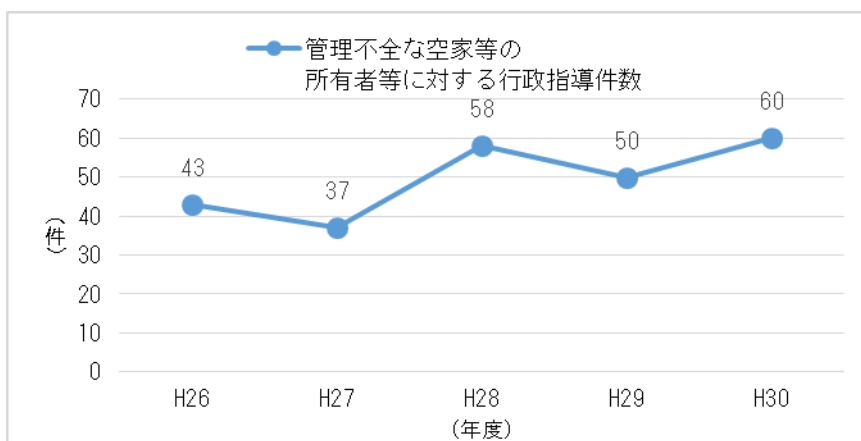
管理不全空き家改善率の推移

管理不全空き家改善率算出方法

年度内に所有者等に対応していただき、管理状況が改善された空家等
 ÷ 該当年度に、新たに管理不全な空家等と判断された空家等

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）	43	37	58	50	60



管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数の推移

項目	H28
管理不全な空家等の数（件）	677（空家等 1,439 件）

※28 つくば市空家等実態調査より

◆ 現状と課題

第4次行動計画の新規事業で、管理不全空き家改善率は低い結果となっています。管理不全な空家等の改善は、所有者等の調査から始めますが、所有者等が不明な案件や解決に時間が必要な案件もあり、改善に至るまでには、複数年を要するケースもあります。そのため、年度毎の指標を設定することが難しい状況となっています。

(4) 放置自転車対策



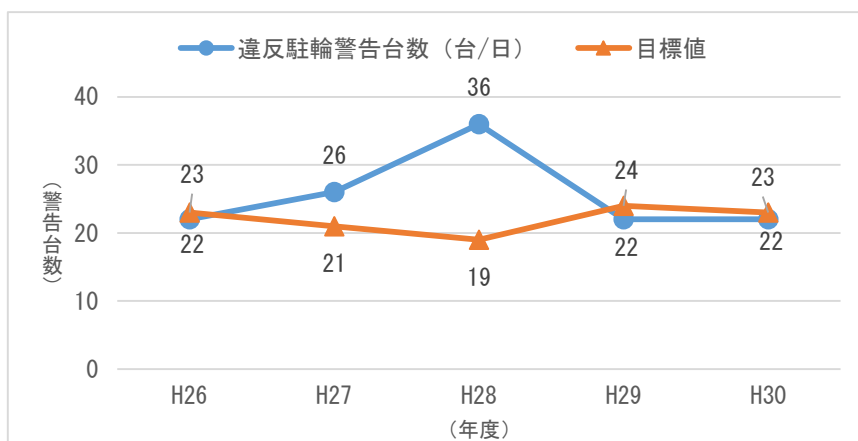
① 自転車等放置禁止区域での啓発事業

◆ 事業概要

事業の目的	・ 自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・ 「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX 各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・ 定期的に放置自転車等の撤去を実施する。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ TX4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

◆ 実績 指標

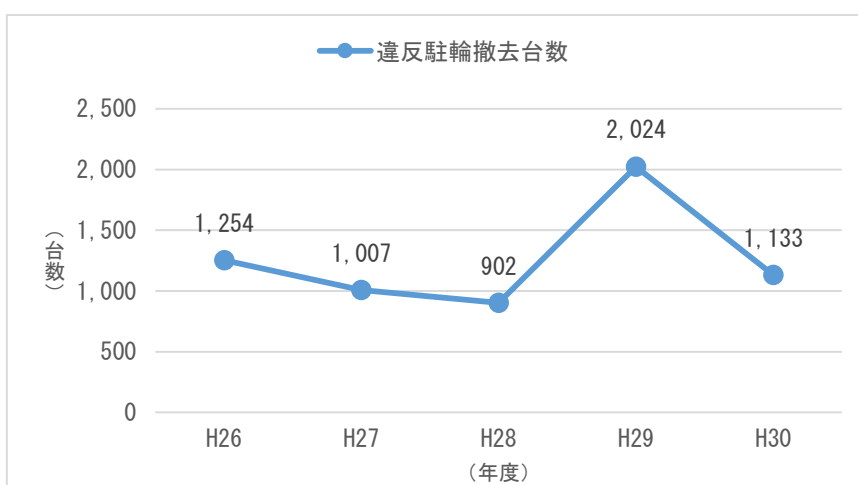
実施計画	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。				
指標	違反駐輪警告台数（台/日）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	23	21	19	24	23
実績値	22	26	36	22	22



違反駐輪警告台数の推移

◆ 実績 参考値

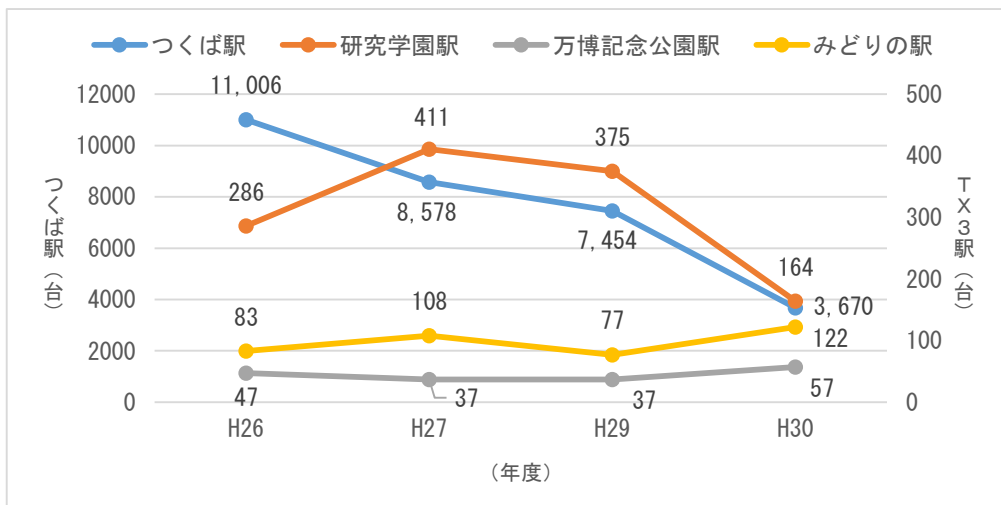
項目	H26	H27	H28	H29	H30
違法駐輪撤去台数 (台)	1,254	1,007	902	2,044	1,133



違反駐輪撤去台数の推移

項目	駅名	H26	H27	H28	H29	H30
放置自転車警告台数 (台)	つくば駅	11,006	8,578	—	7,454	3,670
	研究学園駅	286	411	—	375	164
	万博記念公園駅	47	37	—	37	57
	みどりの駅	83	108	—	77	122

※令和元年9月時点、つくば駅のみ有料。



放置自転車警告台数の推移

◆ 現状と課題

違反駐輪警告台数は、28年度に増大していますが、全体としては横ばいとなっています。違反駐輪撤去台数は、平成29年度以降、業者への委託を開始し巡回回数を増やしたため、一時的に倍増していますが、平成30年度には約2分の1となっており、巡回強化の効果が見られました。放置自転車の警告台数は、つくば駅、研究学園駅では減少していますが、万博記念公園駅、みどりの駅では増加しています。

これらの推移から今後も事業を継続し、駐輪場の適正利用を推進していく必要があります。



②駐輪場の整備事業

◆ 事業概要

事業の目的	・駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。
実施期間	・通年
対象地域	・TX4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

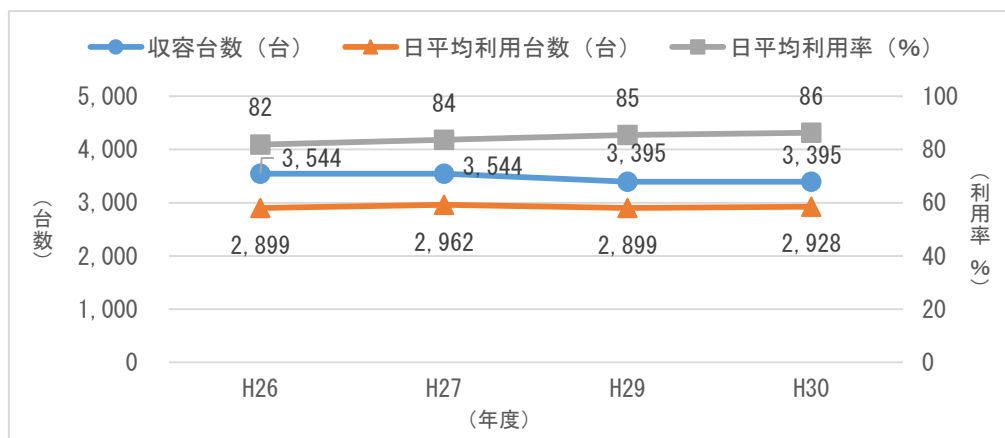
◆ 実績 指標

実施計画	需要予測に基づき計画的な駐輪場整備を進める。				
指標	新たな年次計画の策定				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	○	○	○
実績値	—	—	○	—	○

◆ 実績 参考値

◆ つくば駅

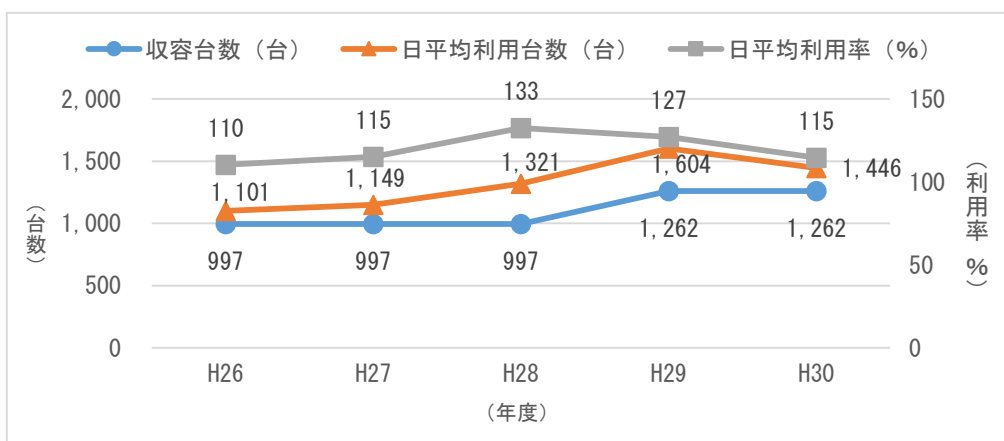
項目	H26	H27	H28	H29	H30
収容台数（台）	3,544	3,544	—	3,395	3,395
日平均利用台数（台）	2,899	2,962	—	2,899	2,928
日平均利用率（％）	82	84	—	85	86



つくば駅収容台数、日平均利用台数、日平均利用率の推移

◆TX3 駅（研究学園駅・万博記念公園駅・みどりの駅）

項目	H26	H27	H28	H29	H30
収容台数（台）	997	997	997	1,262	1,262
日平均利用台数（台）	1,101	1,149	1,321	1,604	1,446
日平均利用率（％）	110	115	133	127	115



TX 3 駅収容台数、日平均利用台数、日平均利用率の推移

◆ 現状と課題

TX 3 駅での駐輪場は、需要に供給が追いつかない状況が続いています。そのため、今後も計画的な駐輪場の整備を進めていく必要があります。

整備状況について、つくば駅周辺では平成 28 年度の再整備で 49 台、平成 29 年度の取り壊しで 100 台、合計 149 台の減少となっています。他の駅については、平成 29 年度に研究学園駅で 265 台の拡張整備をしています。

自転車等放置禁止区域での啓発事業において報告されている違反駐輪撤去台数と、本事業の日平均利用台数・利用率の分析を行うことで、整備事業の有効性を検証していきます。（現時点では、自転車等放置禁止区域での啓発事業の巡回について、平成 29 年度に回数増加等の強化を行ったことより、平成 28 年度以前と撤去台数が大きく変化しており、分析が難しくなっています。）

(5) 自動販売機の適正管理

① 自動販売機の適正管理指導（たばこ）

◆ 事業概要

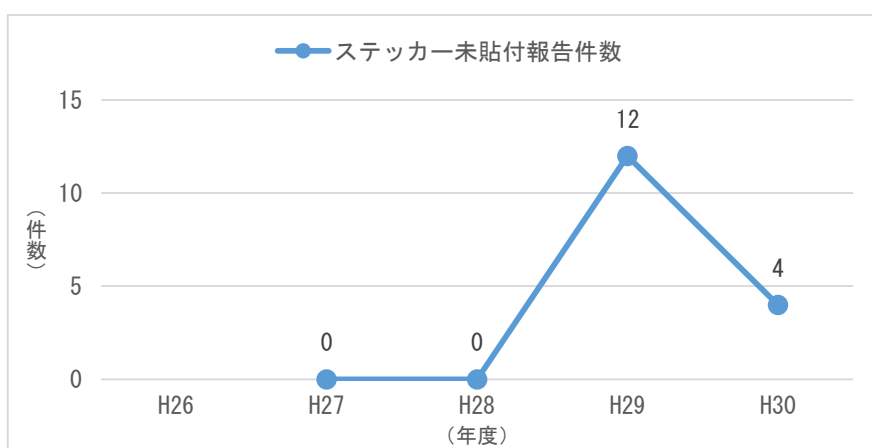
事業の目的	・ 自動販売機（たばこ）の適正管理指導の実施により、吸い殻のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・ つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、吸い殻散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ 市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。				
指標	巡回回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	4	4
実績値	—	—	—	4	4

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
ステッカー未貼付報告件数（台）	—	0	0	12	4



ステッカー未貼付報告件数の推移

◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回が行われ、巡回によって発見されたステッカー未貼付報告件数は、年度によるばらつきが見られますが、少ない結果となっています。公共施設の禁煙化など、近年は喫煙出来る環境が減少していく傾向にあり、新たな自動販売機の設置は少ないと考えられますが、吸い殻のポイ捨ての防止に向け、自動販売機へのステッカー貼付、防犯・環境美化サポーターによる巡回は必要であると考えられます。

防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。



②自動販売機の適正管理指導（飲食）

◆ 事業概要

事業の目的	・自動販売機（飲食）の適正管理指導の実施により、空き缶等のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶等散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。				
指 標	巡回回数（回/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	－	－	－	4	4
実 績 値	－	－	－	4	4

◆ 現状と課題

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回でステッカー未貼付自販機の確認が行われています。ステッカーは、主な自販機業者に設置時に貼付をお願いしているため、設置時にはステッカーが貼付されている事例が多くなっています。

しかし、空き缶等の散乱防止に向け、自動販売機へのステッカー貼付、防犯・環境美化サポーターの巡回による貼付確認が必要であると考えられます。

防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。



(6) 花と緑の美化活動

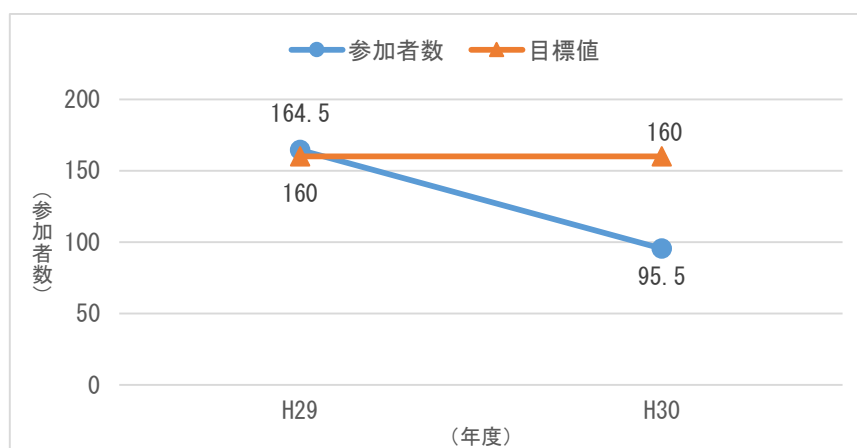
①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）

◆ 事業概要

事業の目的	・参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図る。
事業の内容	・市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。 ・市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。 ・活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。
実施期間	・つくばセンター広場周辺における花壇活動：通年（花植えは年2回） ・地域における自主的な花壇活動：通年
対象地域	・つくばセンター広場周辺及び市内全域

◆ 実績 指標

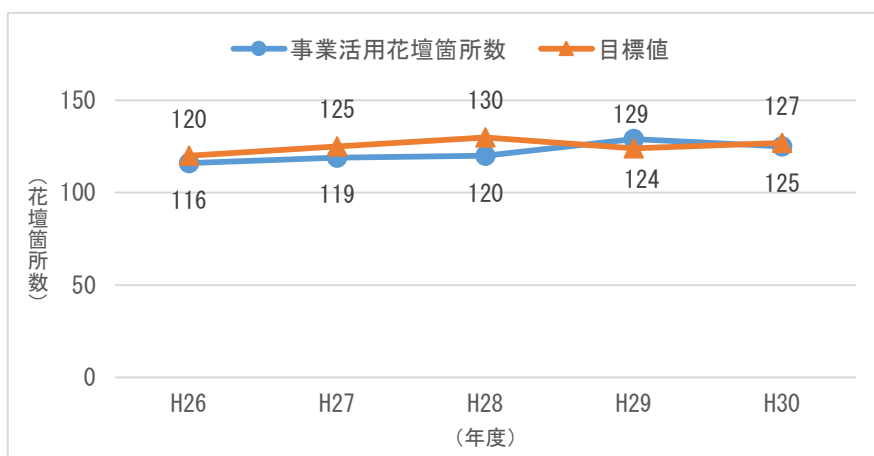
実施計画	センター地区において、市民協働での花植え等の活動を実施する。				
指 標	参加者数（人）（年平均）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	—	—	—	160	160
実 績 値	—	—	—	164.5	95.5



参加者数の推移

◆ 実績 指標

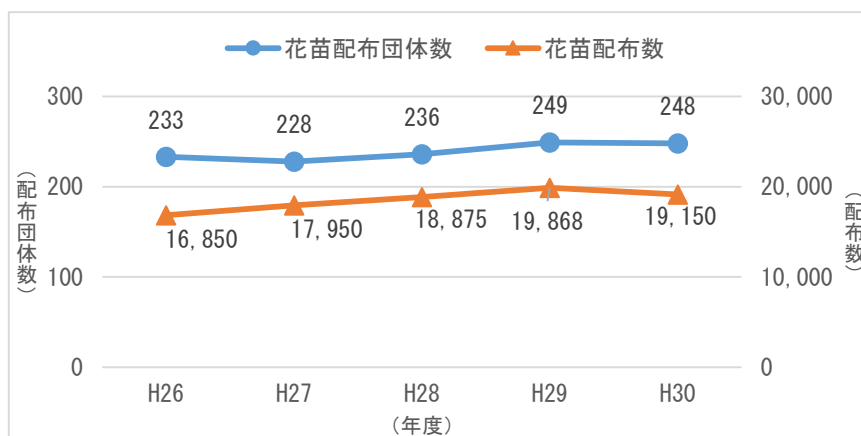
実施計画	市内各地域における、自主的な花壇活動を、花苗等の物品提供事業により支援する。				
指 標	事業活用花壇箇所数（箇所/年）				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	120	125	130	124	127
実 績 値	116	119	120	129	125



事業活用花壇箇所数の推移

◆ 実績 参考値

項目	H26	H27	H28	H29	H30
花苗配布団体数 (団体)	233	228	236	249	248
花苗配布数 (ポット)	16,850	17,950	18,875	19,868	19,150



花苗配布団体数、花苗配布数の推移

事業活用花壇・・・市から年2回の花苗配布や必要な物品の支援を受け、市民が自主的に花壇づくりを行っている花壇。

花苗配布団体・・・事前申し込みを行い、年2回の花苗の配布を受けている団体

◆ 現状と課題

つくばセンター広場周辺の花壇づくりは、花植えのできる花壇に限りがあり、参加者数が増えると短時間で終わってしまうため、参加者数を増やすことは難しくなっています。また、花苗を配布し各団体で行う花壇づくりは、配布する花苗の数も急激な増加は難しいことから、指標の検討が必要であると考えられます。花による環境美化活動を、市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げていくため、継続的に取り組んでいきます。



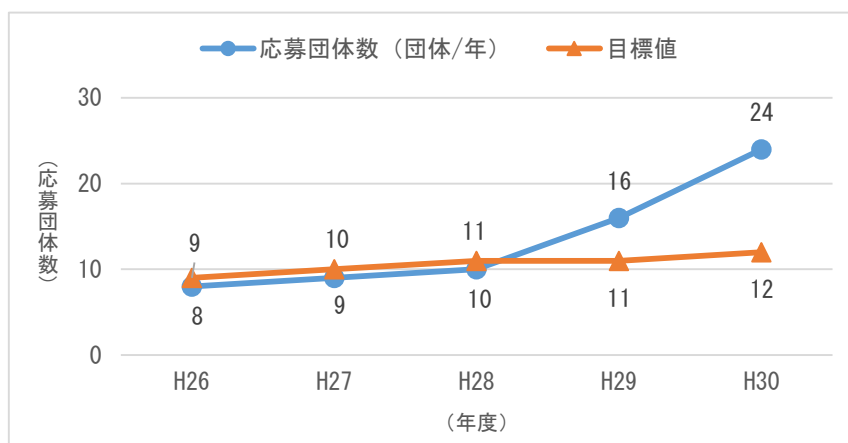
②花と緑の環境美化コンクール

◆ 事業概要

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクールの応募を通して、環境美化に対する意識の向上を図る。 ・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジいばらき県民会議(旧大好きいばらき県民会議)・茨城県・茨城県教育委員会主催事業。 ・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。 ・花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域、団体、職場、学校を表彰する。
実施期間	・年1回
対象地域	・市内全域

◆ 実績 指標

実施計画	花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し、チャレンジいばらき県民会議(旧大好きいばらき県民会議)に推薦する。				
指 標	応募団体数(団体/年)				
年 度	H26	H27	H28	H29	H30
目 標 値	9	10	11	11	12
実 績 値	8	9	10	16	24



応募団体数の推移

◆ 現状と課題

応募団体数は、広報や各団体の協力もあり、増加傾向となっています。この傾向が一時的とならないよう、広報や各団体への協力依頼を継続していく必要があります。

3 第4次行動計画の実績総括及び今後の方向性

● 施策

(1) ごみの投棄対策

事業名	指標	状況		今後の方向性
市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	達成	継続	一斉清掃に参加することにより市民の環境美化意識向上を図る。
アダプト・ア・ロード事業	参加団体数	未達成	継続	新規参加団体を増やすための周知方法を検討する。
アダプト・ア・パーク事業	参加団体数	未達成	継続	新規参加団体を増やすための周知方法を検討する。
環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	未達成	継続	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。
河川環境保全事業	巡視延べ人数	一部未達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。
	参加者数	一部未達成	継続	河川を活用した環境学習を検討する。
不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	継続	防犯・環境美化サポーターによる巡回や看板、監視カメラの設置を継続して実施する。

(2) 飼い犬のふん放置対策

事業名	指標	状況		今後の方向性
犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	地域での飼い犬のふん放置を防止する仕組みの普及を図り、イエローカード作戦を継続する。
	ふん放置解消率	未達成	継続	

(3) まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
落書き対策事業	巡回延べ人数	達成	継続	防犯・環境美化サポーターによる巡回を継続し、迅速な対応や対策を行う。落書き防止絵画の維持管理を行う。
印刷物等の放置対策事業	巡回延べ人数	達成	修正	防災・環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
違反広告物除却事業	違反広告物の除却数	未達成	修正	指標を検討し、事業を継続する。
除草事業	雑草繁茂地改善率	一部未達成	継続	苦情地の確認、適正管理通知の発送などの対策を継続する。
空き家の適正管理事業	管理不全空き家改善率	一部未達成	継続	行政指導、空家等の有効活用施策を継続して実施する。但し、指標を見直す。

(4) 放置自転車対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
自転車等放置禁止区域での啓発事業	違反駐輪警告台数	達成	継続	自転車等の放置防止指導及び警告を継続して実施する。
駐輪場の整備事業	整備計画の見直し	—	継続	整備計画の策定、見直し等駐輪場整備関連事業を継続する。

(5) 自動販売機の適正管理

事業名	指標	状況	今後の方向性	
自動販売機の適正管理指導（たばこ）	巡回回数	達成	継続	防災・環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
自動販売機の適正管理指導（飲食）	巡回回数	達成	継続	防災・環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。

(6) 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	参加者数	一部未達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
	事業活用花壇箇所数	一部未達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	継続	コンクールへの応募を通して環境意識高揚を図る。



花と緑の環境美化コンクール

第4章

目標実現のための施策 ～第5次行動計画

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像 市・市民・事業者がともに作る きれいなまち「つくば」

基本方針

きれいなまちづくりのための活動の推進

きれいなまちづくりのための意識の啓発

自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援

市・市民・事業者の相互の連携

施策

1 ごみの投棄対策

2 まちの景観保全対策

3 放置自転車対策

4 花と緑の美化活動

事業

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業
- (3) アダプト・ア・パーク事業
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 犬のふん放置対策事業

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業

- (1) 自転車等放置禁止区域等での啓発事業
- (2) 駐輪場の整備事業

- (1) 花と緑の市民参加事業
(ウェルカムフラワーCityつくば)
- (2) 花と緑の環境美化コンクール
- (3) 花と緑の啓発事業

1 ごみの投棄対策

(1) 市内一斉清掃

◆ 事業概要

担当課	環境衛生課
事業の目的	・市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て撲滅を図る。
事業の内容	・区会回覧及び広報紙等で事業を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。 ・拾ったごみについては、当日回収する。 ・定期的な開催で、市民行事として定着させることに加え、多くの市民が参加することで、自らが住むまちを清潔にする意識を醸成する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
一斉清掃の実施回数 (回/年)	令和2年度	2
	令和3年度	2
	令和4年度	2
	令和5年度	2
	令和6年度	2
成果指標として把握する項目		
ごみ回収量 (kg)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ● 市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、広報紙やHP等で報告します。 ● 他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。 ● 不当投棄防止の看板を区会に無料で配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。 ● ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。 ● 日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します ● 不法投棄の多い箇所に、不法投棄防止の看板を設置します。

(2) アダプト・ア・ロード事業

◆ 事業概要

担当課	道路管理課
事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
事業の内容	・道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、道路破損の通報、花植えなどの愛護活動、美化活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値	
		参加団体数	参加人数
参加団体数 (団体/年)	令和2年度	24	419
	令和3年度	25	424
	令和4年度	26	429
参加人数 (人)	令和5年度	27	434
	令和6年度	28	439

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目	市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、ホームページを改善する。
2年目	事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施する。
3年目	2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施する。
4年目	3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行う。
5年目	第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討する。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。 ● アダプト・ア・ロード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。 ● アダプト・サイン(参加団体名)を設置します。※希望団体のみ ● 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。 ● 表彰制度に参加団体を推薦します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アダプト・ア・ロード事業に参加します。 ● 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。

(3) アダプト・ア・パーク事業

◆ 事業概要

担当課	公園・施設課
事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
事業の内容	・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。 ・参加団体が減少している状況となっているため、ホームページなどで周知活動を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値	
		参加団体数	参加人数
参加団体数 (団体/年)	令和2年度	37	1,147
	令和3年度	38	1,152
	令和4年度	39	1,157
参加人数 (人)	令和5年度	40	1,162
	令和6年度	41	1,167

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加団体の増加を図ります。 ● アダプト・ア・パーク参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。 ● アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。 ※希望団体のみ ● 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。 ● 表彰制度に参加団体を推薦します。 ● 不当投棄防止の看板を希望者に無料で配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アダプト・ア・パーク事業に参加します。 ● 公園に持ち込んだごみは、持ち帰るなど適正に処分します。 ● 公園をきれいに使用します。

(4) 環境美化活動支援事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
事業の内容	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。 ・区会回覧(年1回)、イベント時チラシ配布などで活動(支援内容等)の周知を図る。

◆ 指標

指標	年度	目標値
活動参加延べ人数 (人)	令和2年度	10,000
	令和3年度	10,250
	令和4年度	10,500
	令和5年度	10,750
	令和6年度	11,000
成果指標として把握する項目		
活動実施回数(回/年)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援(物品支給等)を実施。活動(支援内容等)周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。 ● 参加者が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ● 清掃活動に必要な清掃道具等を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化活動を実施します。 ● 屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。

(5) 河川環境保全事業

● 水質監視員による巡回

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・水質監視員による巡視を実施する。 ・イベントによる水質浄化啓発活動を実施する。 ・河川清掃活動を促進する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
巡視延べ人数 (人/年)	令和2年度	240
	令和3年度	240
	令和4年度	240
	令和5年度	240
	令和6年度	240
成果指標として把握する項目		
異常件数(件/年)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動

● 自然体験学習会

◆ 事業概要

担当課	環境政策課
事業の目的	・身近河川での体験学習を通し、河川環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくり推進の意識醸成を図る。
事業の内容	・桜川流域の小学校及び義務教育学校の4年生を対象に、河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
自然体験学習（稚魚放流） の実施回数 （回/年）	令和2年度	4
	令和3年度	4
	令和4年度	4
	令和5年度	4
	令和6年度	4
成果指標として把握する項目		
自然体験学習（稚魚放流）の参加人数（人）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	桜川流域小学校（4校）の4年生を対象として学習会を実施する。

(6) 不法投棄対策事業

◆ 事業概要

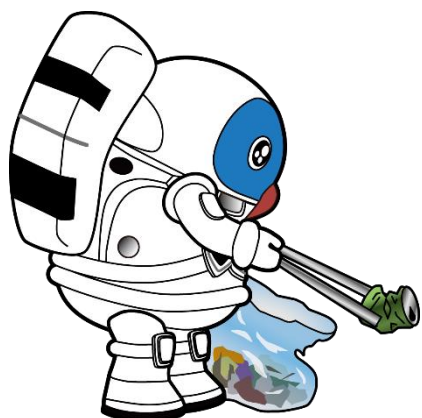
担当課	環境衛生課
事業の目的	・不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。
事業の内容	・公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。 ・再発防止のため、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・広報紙、市ホームページなどで不法投棄に関する注意喚起を発信する。 ・「不法投棄防止」看板を作成し、無料で配布する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
不法投棄年間再発防止率 (%)	令和2年度	85
	令和3年度	90
	令和4年度	90
	令和5年度	90
	令和6年度	90
成果指標として把握する項目		
パトロール件数(件)、回収件数(件)、回収量(kg)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロール 道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去 広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起



◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none">● 公共用地に投棄された不法投棄物の回収処分を行います。● 夜間を含めた巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。● 不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。● 警告看板を設置し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。● 監視カメラの設置による不法投棄の防止を図ります。● 県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。● 先進的な取り組みを調査し、不法投棄の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none">● 再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。● 不法投棄の防止を図るため、所有地を適正に管理します。● 不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・ 飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の撲滅を目指すとともに飼い主のマナー向上を図る。
事業の内容	・ 広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・ 飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・ イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値	
		参加団体数	ふん放置解消率
参加団体数 (団体/年)	令和2年度	15	90
	令和3年度	16	90
	令和4年度	17	90
ふん放置解消率 (%)	令和5年度	18	90
	令和6年度	19	90

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。 ● 広報紙やHP等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。 ● イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。 ● イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。 ● 啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。 ● 表彰制度に参加団体を推薦します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。 ● イエローカード作戦に参加します。

2 まちの景観保全対策

(1) 落書き対策事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。 ・市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。 ・市民協働の落書き消去作業を実施する。 ・先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。

◆ 指標

指標	年度	目標値
巡回延べ人数 (人/月)	令和2年度	240
	令和3年度	240
	令和4年度	240
	令和5年度	240
	令和6年度	240
成果指標として把握する項目		
落書報告件数（件/年）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施
2年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施 落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業
3年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施
4年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施 落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業
5年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none">● 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。● 落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。● 関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。● 絵画制作等により落書きの防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none">● 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ通報します。● 市が実施する落書き消し活動に参加します。

(2) 違反広告物除却事業

◆ 事業概要

担当課	都市計画課
事業の目的	・違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
事業の内容	・住民、行政、管理者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。

◆ 指標

指標	年度	目標値
違反広告物除却パトロール の実施日数 (日/年)	令和2年度	80
	令和3年度	80
	令和4年度	80
	令和5年度	80
	令和6年度	80

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	違反広告物除却パトロールの業務委託 市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。 ● ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。 ● 職員による巡回及び除却作業を実施します。 ● 委託業者による広域的な除却作業を実施します。 ● 市民や民間事業者と連携して対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施します。 ● 市と連携して、違反広告物を除却します。

(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業 **新規事業** ※

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶・吸い殻等、散乱防止啓発シールの貼付等）推進する。 ・公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
巡回延べ人数 (人/月)	令和2年度	240
	令和3年度	240
	令和4年度	240
	令和5年度	240
	令和6年度	240
成果指標として把握する項目		
ステッカー未貼付報告件数（件/年）		
印刷物散乱報告件数（件/年）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する。

※第4次行動計画における、印刷物等の放置対策事業・自動販売機の適正指導（たばこ）・自動販売機の適正指導（飲食）を統合した事業。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none">● 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。● 公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理の指導を行います。● 自動販売機の散乱防止責任者へ適正管理の指導を行います。● 自動販売機事業者による、たばこの吸い殻や空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。● 空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。● 自動販売機事業者の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none">● 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。● 印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。● ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。● 自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。● 自動販売機に啓発シールを貼付します。● 消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。

(4) 除草事業

◆ 事業概要

担当課	環境保全課
事業の目的	・ 空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。
事業の内容	・ 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。 ・ 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
雑草繁茂地改善率 (%)	令和2年度	85
	令和3年度	85
	令和4年度	85
	令和5年度	85
	令和6年度	85
成果指標として把握する項目		
空き地適正管理依頼文送付数（件/年）、雑草繁茂値申立て数（筆） 除草工事数（件）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。 ● 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有地の除草作業などを定期的を実施し、景観や生活環境の保全に配慮します。 ● 近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡します。

(5) 空家等の適正管理事業

◆ 事業概要

担 当 課	住宅政策課
事業の目的	・ 空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る。
事業の内容	・ 市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行う。 ・ 当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行う。 ・ 空家等の有効活用施策を実施する。

◆ 指標

成果指標として把握する項目
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）
管理不全な空家等の対応完了件数（件）
管理不全な空家等の件数（件）※空家等実態調査を行った年度のみ報告

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	空家等無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行います。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。 ● 空家等の廃屋化予防の観点から空家等の所有者等を対象とした空家等無料相談会を開催します。 ● 空家バンク制度により、空家等の有効利活用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家等の適正な管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努めます。 ● 近隣に管理不全な空家等がある場合は、市に報告します。 ● 空家等の活用・管理・処分・相続などの相談に空家等無料相談会を活用します。 ● 空家等の売買や賃貸をしたい場合に空家バンク制度を活用します。

3 放置自転車対策

(1) 自転車等放置禁止区域等での啓発事業

◆ 事業概要

担当課	公園・施設課
事業の目的	・自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX 各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・定期的に放置自転車等の撤去を実施する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
		撤去巡回数
違反駐輪警告台数 (台/年)	令和2年度	150
	令和3年度	150
	令和4年度	150
撤去巡回数 (回/年)	令和5年度	150
	令和6年度	150
成果指標として把握する項目		
違反駐輪警告台数 (台/年)		
違反駐輪撤去台数 (台/年)		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。駐輪場内の長期駐輪についても、定期的に撤去を行い、放置防止啓発および利用者の利便性向上を図る。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等により自転車等放置禁止区域の啓発を行います。 ● 巡回により違反駐輪防止指導及び防止警告を行い、駐輪場利用を促進します。 ● 啓発看板等を設置し、自転車等放置禁止区域を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。 ● 自転車利用者のモラル向上に努めます。

(2) 駐輪場の整備事業

◆ 事業概要

担当課	公園・施設課
事業の目的	・駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。

◆ 指標

指標	年度	目標値
順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	令和2年度	●
	令和3年度	●
	令和4年度	●
	令和5年度	●
	令和6年度	●

●はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～3年目	駐輪場利用台数・将来推計を鑑み、駐輪場整備を計画・実施。
4年目～5年目	整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行う。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●駐輪場利用台数の調査、及び自転車等需要予測に基づき、計画的な駐輪場整備を行います。 ●自転車等放置禁止区域での啓発事業と連携し、駐輪場利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車等は駐輪場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。

4 花と緑の美化活動

(1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）

◆ 事業概要

担当課	市民活動課
事業の目的	・参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。
事業の内容	・市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。 ・市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。 ・活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。

◆ 指標

指標	年度	目標値
つくばセンター地区花壇 設置箇所数 (箇所数)	令和2年度	6
	令和3年度	6
	令和4年度	6
	令和5年度	6
	令和6年度	6
成果指標として把握する項目		
事業活用花壇箇所数（箇所）、花苗配布団体数（団体）、花苗配布数（ポット）		

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●HP等で事業内容を周知していきます。 ●市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。 ●活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民協働による「ウェルカムフラワーCityつくば」に参加し、花や緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 花と緑の環境美化コンクール

◆ 事業概要

担当課	生涯学習推進課
事業の目的	・チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業です。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。
事業の内容	・他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。 ・参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。 ・市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。

◆ 指標

指標	年度	目標値
応募団体数 (団体/年)	令和2年度	14
	令和3年度	15
	令和4年度	16
	令和5年度	17
	令和6年度	18

◆ 年度ごとの取組

年	内容
1年目～5年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。

◆ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHP等で事業内容を積極的にPRし、応募団体の増加を図ります。 ● 市民が選ぶ環境美化コンクールの実施を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 花と緑の環境美化コンクールに参加します。

(3) 花と緑の啓発事業 **新規事業**

◆ **事業概要**

担 当 課	環境保全課
事業の目的	・ イベント来場者に花苗等を配り、自宅等の花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指す。
事業の内容	・ イベント時にて花苗等の配布を行い、市民に自宅等保有している土地での花壇活動を推進する。 ・ 可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布することで、長期間にわたる花による景観美化を目指す。

◆ **指標**

指標	年度	目標値
花苗等配布回数 (回/年)	令和2年度	2
	令和3年度	2
	令和4年度	2
	令和5年度	2
	令和6年度	2
成果指標として把握する項目		
花苗等配布数(株/年)		

◆ **年度ごとの取組**

年	内容
1年目～5年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。

◆ **各主体の役割**

市の役割	市民及び事業者の役割
● イベント時の広報紙やHP等で花苗等の配布積極的にPRします。	● 花や緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市・市民・事業者が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和4年度には、中間評価を実施し、つくば市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和6年度には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様には適宜協力を求めます。

〈環境美化推進会議〉

環境各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和4年度には、点検・評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。(定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。)

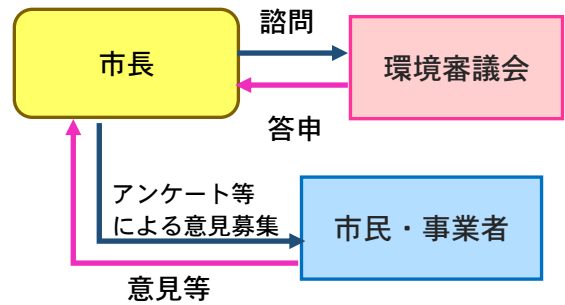
2 行動計画全体の評価及び見直し

行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和4年度に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、見直しの必要性を検討した結果について、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和6年度には、行動計画の評価及び見直しに関して「環境美化推進会議」で実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

令和元年度

PLAN：行動計画を策定

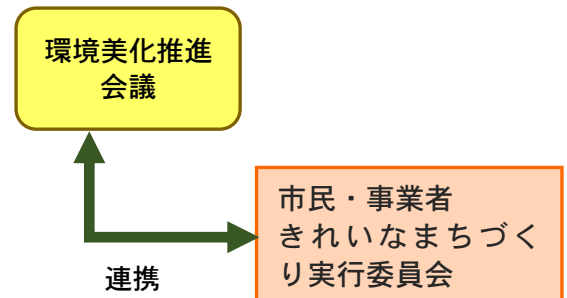
平成30年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



令和2年度～6年度

DO：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。



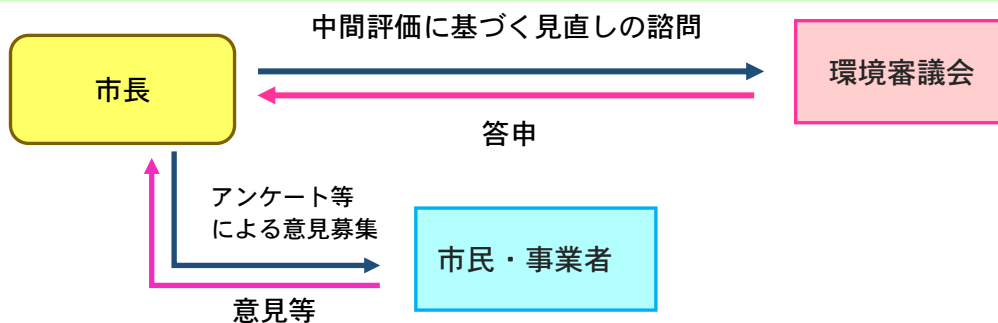
令和4年度、6年度

CHECK：行動計画の実行の点検し評価する

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか評価します。

ACT：行動計画を見直し改善する

評価を踏まえ、きれいなまちづくりをさらに推進していくために、行動計画を見直し、令和4年度は見直しが必要かどうか検討し、見直しが行われなかった場合には、令和6年度に行動計画を見直し、改善します。



PLAN：改善された行動計画を策定する（第6次行動計画）

参考資料

1 「つくば市きれいなまちづくり条例」

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 きれいなまちづくり行動計画等(第8条—第10条)

第3章 きれいなまちづくり重点地区(第11条)

第4章 投棄等の禁止(第12条—第16条)

第5章 自動販売機の適正管理(第17条—第19条)

第6章 勧告及び命令等(第20条—第22条)

第7章 雑則(第23条・第24条)

第8章 罰則(第25条)

附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有するとともに、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする街並みを有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されている。

これまで、つくば市は、清潔できれいな生活環境を守るため、公共の場所におけるごみの定期清掃などの施策を実施してきた。しかしながら、一部の人々による吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふんの放置、落書きといった行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしている。

今こそ私たちは、これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個人の良心に委ねるのではなく、ルールとして定めることにより、市民、事業者、市が力を合わせて、清潔できれいな生活環境を守っていかなければならない。

このような決意のもと、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、清潔で美しい生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶等、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類するものをいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩用動物をいう。
- (8) 落書き 他人が所有し、占有し、又は管理する物に、その承諾を得ずに、文字、図形、記号、模様その他これらに類するものを描くことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、清潔で美しい生活環境を保持するまちづくり(以下「きれいなまちづくり」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は適切に回収容器、吸い殻入れ等へ収納し、清潔で美しい生活環境の保持に努めなければならない。

2 市民等は、清潔で美しい生活環境を保持するため、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に自転車、電動機付き自転車、自動二輪車等を放置しないよう努めなければならない。

3 市民等は、清潔で美しい生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所その他の事業活動を行う地域において、回収容器、吸い殻入れ等の設置並びに空き缶等の回収及び資源化その他の清潔で美しい生活環境を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、清潔で美しい生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづく

りに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶、吸い殻等が捨てられないように適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

(屋外広告物の掲出者の責務)

第7条 広告物を屋外に掲出する者は、清潔で美しい生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しないよう努めなければならない。

第2章 きれいなまちづくり行動計画等

(きれいなまちづくり行動計画の策定)

第8条 市長は、清潔で美しい生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画(以下この条において「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(きれいなまちづくり推進月間)

第9条 きれいなまちづくりに関する意識の向上を図り、日常的な実践活動を推進するため、毎年10月をつくば市きれいなまちづくり推進月間(以下「きれいなまちづくり推進月間」という。)とする。

2 市長は、きれいなまちづくり推進月間において、市民等、事業者及び市の相互の連携の下に、きれいなまちづくりの推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進に特に貢献したと認める市民等、事業者その他団体を表彰することができる。

第3章 きれいなまちづくり重点地区

第11条 市長は、ごみの散乱の防止のため特に必要と認める地区を、きれいなまちづくり重点地区(以下「まちづくり重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をすることができる。

3 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしようとするときは、つくば市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

第4章 投棄等の禁止

(空き缶、吸い殻等の投棄の禁止)

第12条 何人も、空き缶、吸い殻等を回収容器、ごみ箱等定められた場所以外に投棄してはならない。

(飼い犬等のふん放置の禁止)

第13条 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(落書きの禁止)

第14条 何人も、公共の用に供する建築物及び工作物(これらに附属する物を含む。)に落書きをしてはならない。

(印刷物等の放置の禁止)

第15条 公共の場所において、ビラ、チラシその他これらに類するもの(以下この条において「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等がその周辺に散乱したときは、当該印刷物等を回収し、適正に処理しなければならない。

第16条 削除

第5章 自動販売機の適正管理

(回収容器の設置及び管理)

第17条 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、前項の規定により設置した回収容器中の空き缶等を定期的に回収し、空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールの表示)

第18条 屋外で自動販売機により飲食物又はたばこを販売する者(以下この条及び次条において「自販機事業者」という。)は、空き缶等及びたばこの吸い殻の散乱の防止並びに資源化に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、啓発シールを、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

(散乱防止責任者の設置)

第19条 自販機事業者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならない。

2 自販機事業者は、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載したシールを当該自動販売機ごとに、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

3 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、清掃その他必要な措置を講じなければならない。

第6章 勧告及び命令等

(勧告)

第20条 市長は、第12条から第15条まで、第17条第1項、第18条又は前条の規定のいずれかに違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平22条例32・平22条例38・一部改正)

(命令)

第21条 市長は、次に掲げる者が、前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) まちづくり重点地区内において第12条の規定に違反した者

(2) 第14条の規定に違反した者

(3) 第17条第1項の規定に違反した者

(4) 第18条の規定に違反した者

(5) 第19条第1項又は第2項の規定に違反した者

(公表)

第22条 市長は、前条の規定による命令(同条第1号及び第2号に係るものを除く。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

第7章 雑則

(報告等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対して報告を求め、又は当該職員をして関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第25条 第21条の規定による命令(同条第1号に係るものに限る。)に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

2 第22条の規定による命令(同条第2号に係るものに限る。)に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(つくば市空缶回収条例の廃止)

2 つくば市空缶回収条例(昭和63年つくば市条例第108号)は、廃止する。

附 則(平成22年条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前のつくば市きれいなまちづくり条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のつくば市きれいなまちづくり条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成22年条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 「きれいなまちづくり重点地区」

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。

重点地区内において、平成23年4月1日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成23年4月1日条例改正により一部見直し

<重点地区>

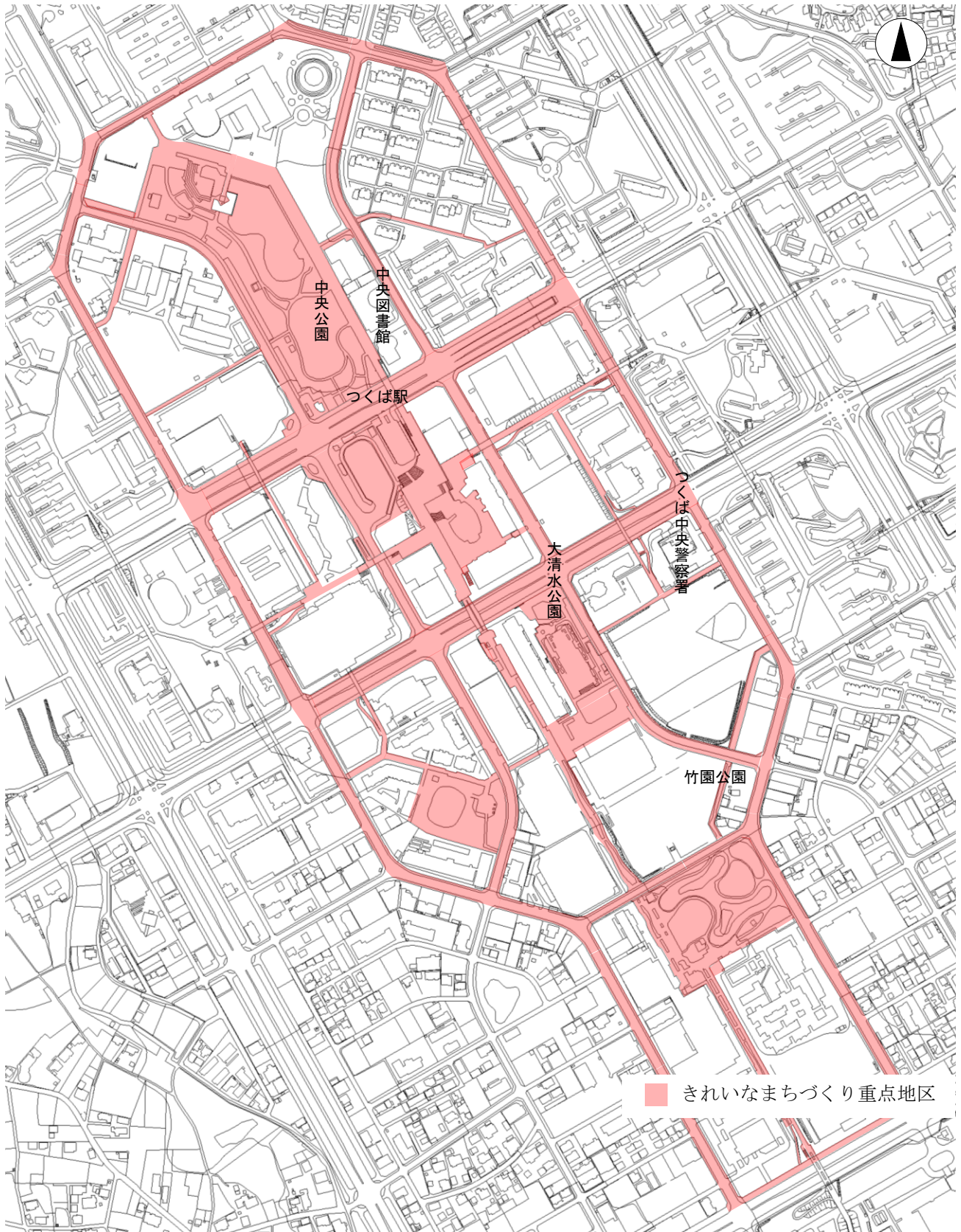
指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

指定地区：TX4駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区

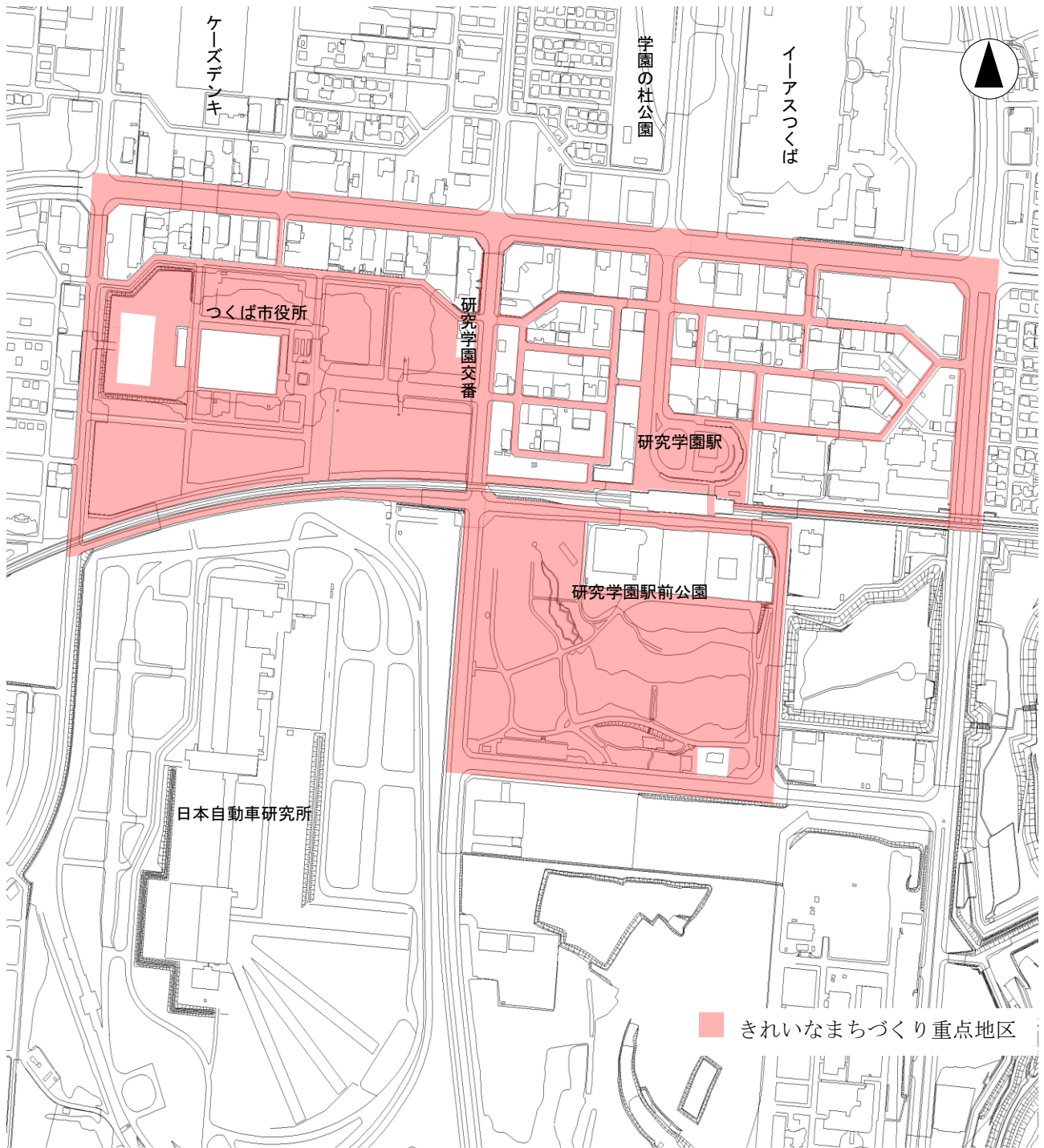
(指定範囲は次頁以降の地図を参照)

- ① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区

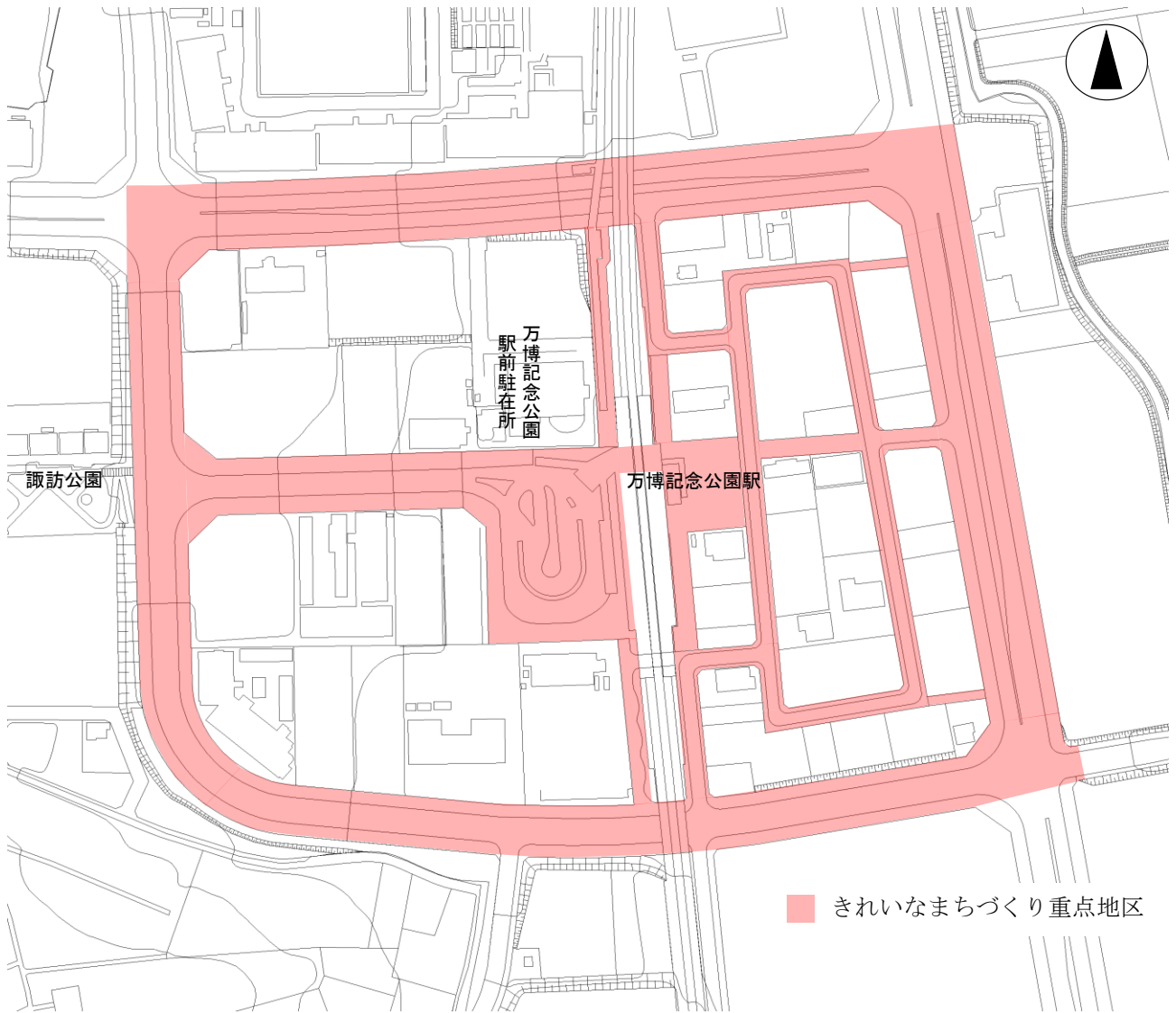
① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区



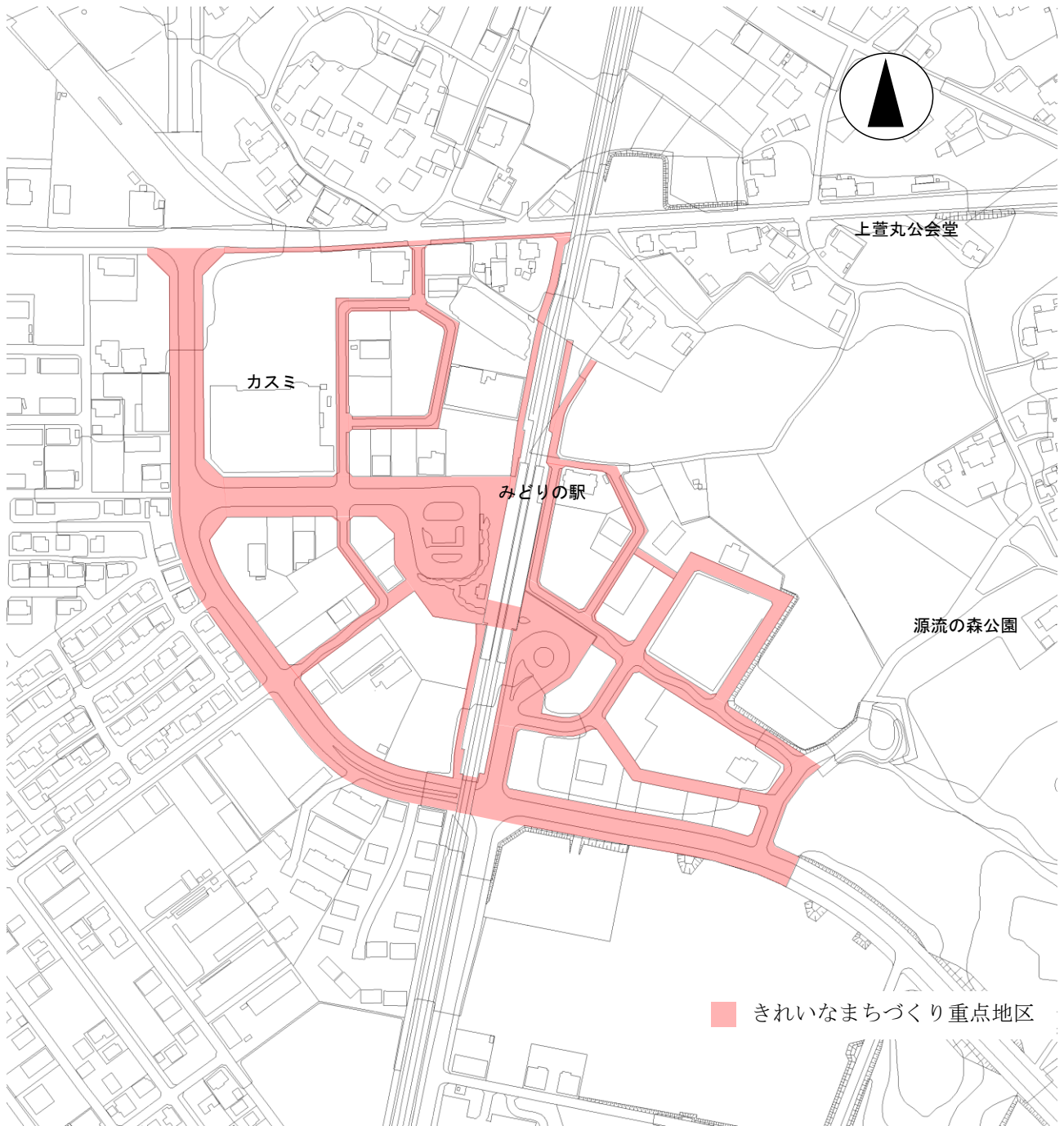
② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



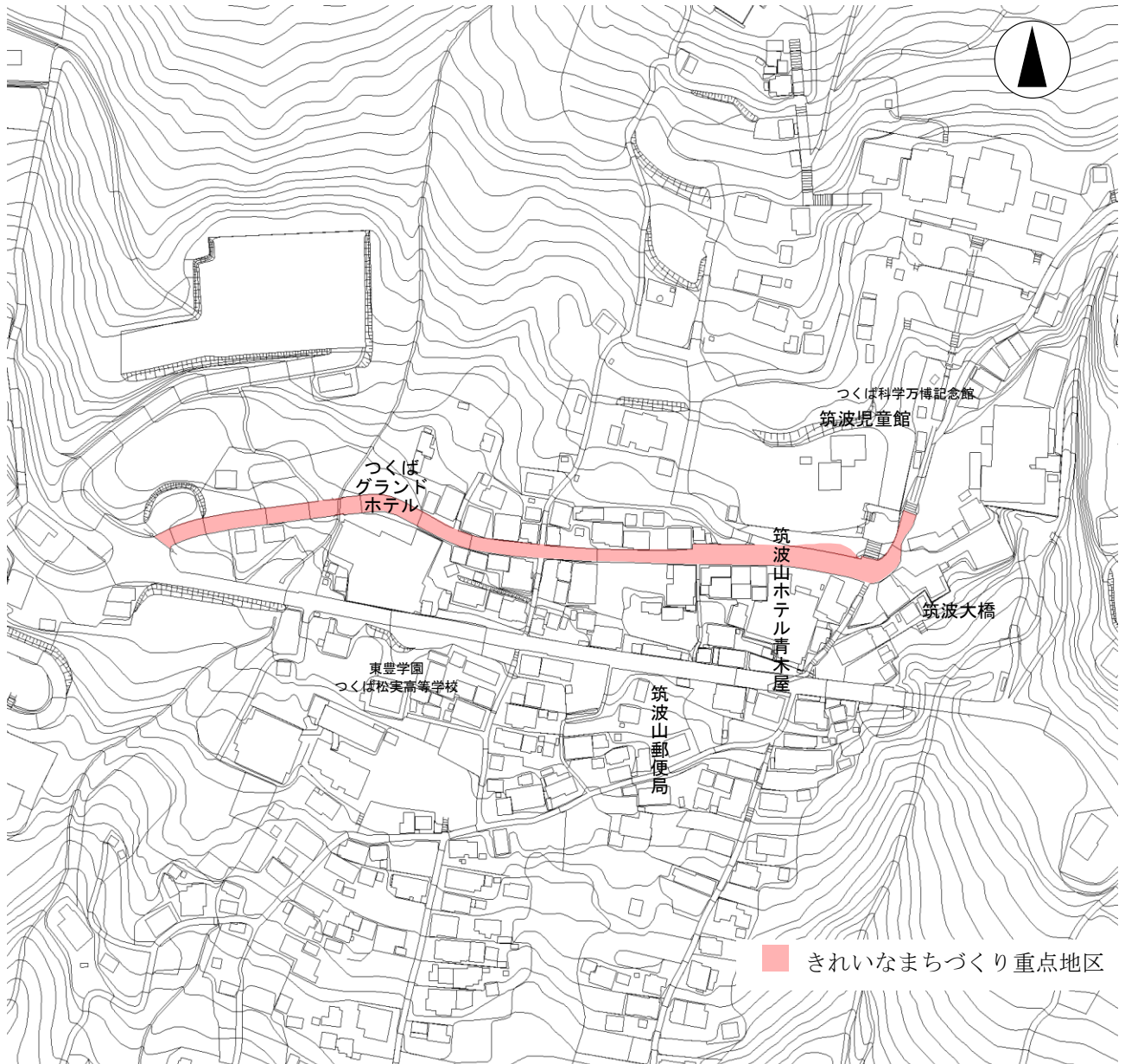
③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区



⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区



3 「用語解説」

あ 行

空家バンク制度

つくば市内の空き家の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい、買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。

違反広告物

つくば市屋外広告物条例に違反する広告物（例：電柱等の禁止物件に表示されたもの）等を指します。

か 行

環境美化推進会議

関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画、推進、点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。（

さ 行

自然体験学習会

河川流域の小学生にフナの稚魚放流や河川清掃を実施してもらい、河川愛護意識を養うための学習会です。

自転車等放置禁止区域

公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例によりTX各駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置（すぐに移動することができない状態）すると撤去対象となります。

水質監視員

つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、平成30年度は18名が活動しています。

3R（スリーアール）ニュース

つくば市発行のごみとリサイクルに関する情報紙です。※3Rとは、「ごみの減量（Reduce）」、「再利用（Reuse）」、「再資源化（Recycle）」の、英語の頭文字をとった、ごみ減量の合言葉です。

た 行

大好きいばらき県民会議

共生・共創・共援の3つの理念のもと、団体や企業、行政が手をつないで支えあう県民運動の推進役として、平成7年9月に設立された団体です。

つくば市空き家等適正管理条例

空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。

つくば市環境審議会

市民や学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。

つくば市きれいなまちづくり実行委員会

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。

つくば市きれいなまちづくり条例

人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成19年施行）。平成23年に改正し、罰則規定を設けています。

つくば市自転車等放置防止条例

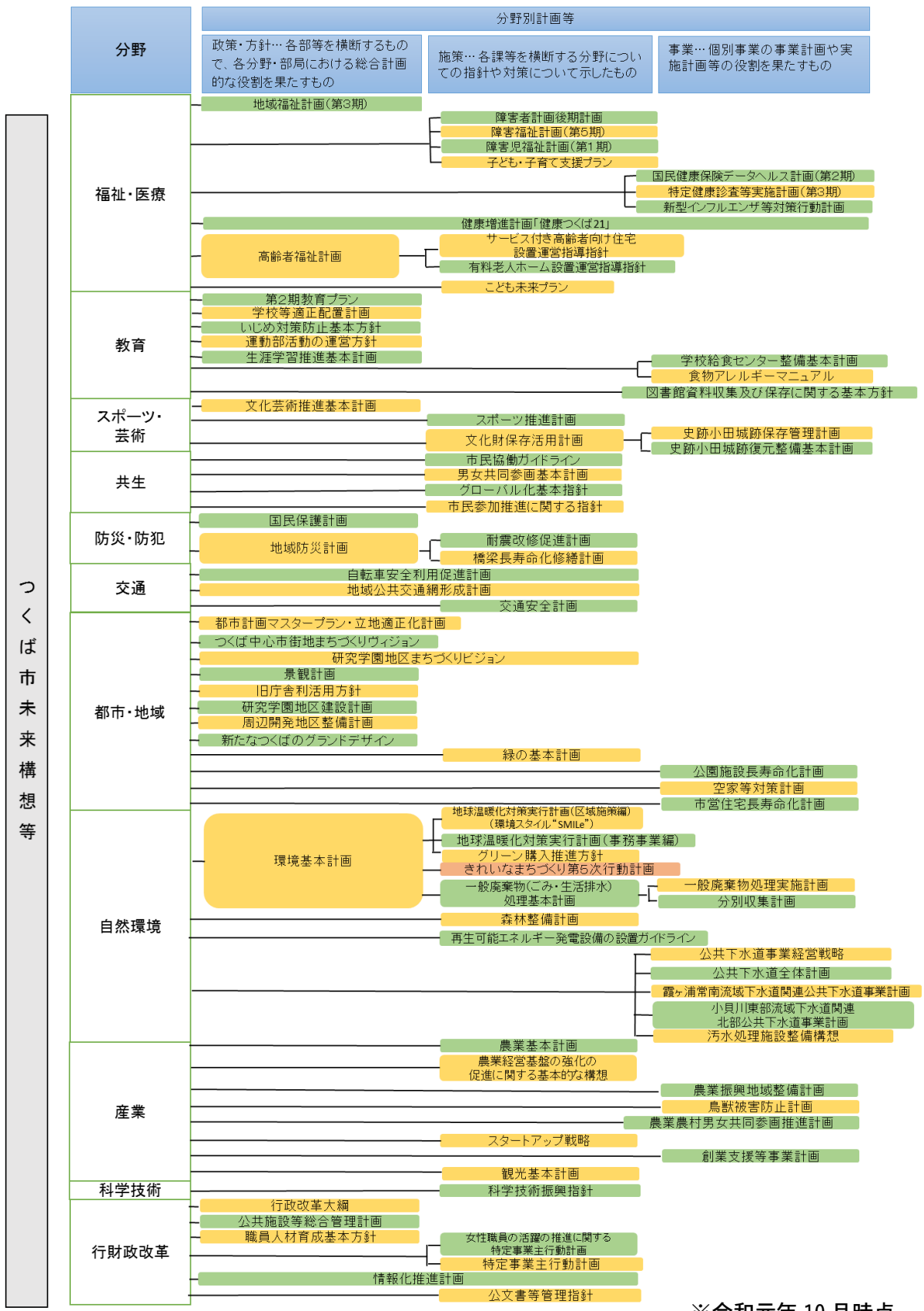
自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成8年施行）。

つくば市戦略プラン

従来の総合計画に代わり、「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」を未来の都市像とする『つくば市未来構想』の理念を効果的・効率的に実現するため、市政の中でも特に重点的に取り組む施策に経営資源を配分し、組織横断的な取組を行うとともに、計画的に進行管理を行うことを目的に、平成27年に策定したものです。

本行動計画は、基本施策7「魅力ある居住・交流環境を創出する」の個別施策1「住環境の整備」に関連しています。

4 つくば市 個別計画



つくば市未来構想等

※令和元年10月時点

会 議 録

会議の名称		令和元年度第5回つくば市環境審議会		
開催日時		令和元年11月12日 開会 10:00 閉会 10:40		
開催場所		つくば市役所2階203会議室		
事務局（担当課）		環境政策課		
出席者	委員	田邊 潔（会長）、田瀬 則雄（副会長）、野中 勝利、丸井 敦尚、井本 由香利、加茂 徹、野田 義光、石川幸子		
	その他			
	事務局	生活環境部：風見部長、谷内次長 環境政策課：嶋崎課長、沼尻課長補佐、石川課長補佐、松田係長、小沼主任技師、西村主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) つくば市環境基本計画の改定について ア 前回の環境審議会での御意見の反映について イ 第3次つくば市環境基本計画パブリックコメント原案について		
会議録署名人		課長 嶋崎 道德	確定年月日	令和元年11月19日
会議次第	別紙のとおり			

<審議内容>

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) つくば市環境基本計画の改定について

事務局：資料1、原案を用いて説明。

<第1章 計画の基本的事項>

委員：今回の修正を行ったことで、P10の記載内容が改善された。同ページの最後の文に、「県との連携」や「近隣市町村との連携」を追記することが望ましい。

委員：SDGsのロゴが2019年8月付で改定されているので、改定されたものに変更する必要がある。

事務局：御指摘の点について、修正・変更する。

<第2章 目指すべき将来像および施策体系>

委員：つくバスのイラストがつくバスと分かりにくく感じる。

委員：イラストの奥の方の水田が、斜面に作られているように見え、違和感を覚える。川のそばに配置するなど表現を工夫してほしい。

事務局：御指摘の点について、イラストの修正を行う。

<第3章 施策・取組、第4章 重点施策>

委員：P35に記載されている苦情発生件数について、2015年に激減している。何らかの対策によって減少したのであれば、その良い対策を示した方がよい。

事務局：関係課に確認したが、様々な苦情減少要因が考えられ、特定の理由は不明であった。2015年に特別な対策は実施していない。

委員：フクロウの写真のキャプション（P26）に「（市の鳥）」を追記するのがよい。全評価指標に係る経年データの縦軸には単位を加える方がよい。

事務局：キャプションは追加する。グラフは表題を簡潔にして、グラフの縦軸には説明と単位を追記する。

委員：P25 の現状値は概数で記載されているが、正確な数値を記載した方がよい。

委員：施策の柱2－3「都市の緑を増やし、質を高める」に関連して、都市部の荒れ地において植樹活動は実施しているだろうか。植樹を一定の規模で実施しているのであれば、記載することもあり得ると思う。

事務局：環境学習での植樹活動や石切り場における官民連携の植樹活動がある。この観点の記述をこの章で行うか検討する。

野中委員：P16「施策体系」の色と第3章の基本目標ごとの基本色が不一致であるので、改善してほしい。

事務局：御指摘のとおり改善する。

委員：アンケートの「ごみの収集や処理の方法」の満足度は大きく改善しているが、廃棄物に係る苦情は減っていない。つくば市では不法投棄が問題であると考えるので、次にアンケートをする際には、その観点を含めることが望ましい。

<第5章 進行管理>

委員：PDCA のサイクル外に市民が記載されており、PDCA に含まれないように見える。「市民」という文字をサイクルの内側に含めた方がよいのではないか。

会長：PDCA サイクルの内部に市民を含めると、渦の中心に市民が巻き込まれているようにも見えてしまうので、事務局で表現を工夫してほしい。

事務局：「市民」が外側にいるようには見えないように修正する。

丸井委員：例えば、P48 や P60 などに、環境政策課が本計画の問合せ窓口になっていることが分かるように記載してほしい。

事務局：御指摘の観点から修正を行う。

4 閉会

事務局：今回御指摘いただいた点を修正し、審議会の委員に対してメールで送付する。修正については、会長、事務局に一任でお願いしたい。

また、1月にパブリックコメントを実施するが、意見がない場合、意見が少ない場合は事務局が修正案を作成し、メールで委員に意見をうかがう形式を取りたい。

以上

令和元年度第5回つくば市環境審議会次第

日時：令和元年11月12日（火）10：00～11：00

場所：つくば市役所 203 会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) つくば市環境基本計画の改定について

ア 前回の環境審議会での御意見の反映について

イ 第3次つくば市環境基本計画パブリックコメント原案について

4 閉会

令和元年度第4回環境審議会における主な委員意見及び対応方針

第1章 計画の基本的事項について

頁	主な委員意見	対応方針
P6～7	アンケート結果について丁寧に説明した方がよい。	環境の満足度に関する経年変化に加えて、現状の「住んでいる地域の環境の変化」の詳細な調査結果を追記した。表は1～4の象限で表すものから内訳を表した棒グラフとして、情報が読み取りやすいように変更した。
P7	市民満足度や市民の環境の認識について、つくば市の苦情件数との関連について触れた方がよい。	P35記載の苦情発生件数に関する情報を追記し、環境の満足との因果関係について記載した。
P10	<ul style="list-style-type: none"> つくば市が研究学園都市であることを明記するとともに、知的財産の活用や啓蒙活動の推進に触れることが望ましい。 つくば市がSDGs未来都市に選定されていることをアピールした方がよいのではないかと。 SDGsの説明において、「持続可能なライフスタイル」について触れた方がよい。 	<p>指摘を踏まえ、つくば市の環境の分析と今後の方向性を独立させ、つくば市の環境の分析及び今後の方向性を大幅に修正した。</p> <p>特にSDGsの取組を追記するとともに、気候変動、生物多様性など計画で重点施策とした内容について追記した。</p> <p>また、同箇所において、研究機関と連携することで環境保全への最先端技術等の活用、啓蒙活動についても追記を行った。</p>

第2章 目指すべき将来像及び施策体系について

	主な委員意見	対応方針
P14	イラストに文字の吹き出しを入れた方がわかりやすい可能性がある。	文字なしでも分かるようなイラストを目指した。検討の結果、可能な限り文字は追記しない方向とする。
P14	<ul style="list-style-type: none"> 筑波山や川、アダプト・ア・パークなどの取組や、研究所などが入っていることもきちんと描きたい。 人々の多様性を考えると、高齢者や車いすの方も描いた方がよい。 チェーンソーで木を伐っているのは望ましくない。 幹線道路が家に直接つながっているのは望ましくない。 	指摘の内容について修正を行った。
P14	基本目標3「循環型社会」に関する要素を加える必要がある。	買い物袋としてビニール袋ではなくエコバックを持った買い物客を描いた。また、紙コップではなく、タンブラーを使った飲み物を描いた。

第3章 施策・取組及び第4章 重点施策について

	主な委員意見	対応方針
P28	つくば市では開発などにより緑が失われることが問題の一つであるが（学園地区）、評価指標が「緑地面積」や「生物多様性つくば戦略（仮称）の策定」の二つしかないため、この問題の状況を測る方法は示されていない。	同『施策の柱』の施策「開発に伴う緑地の減少を抑制」において、地区計画で学園地区における緑地減少の抑制を図るが、不十分であるため、生物多様性戦略など今後の計画や施策で対応を図る必要がある。
P30、P33	プラ製容器包装のリサイクルについて明快に示せる写真を加えた方がよい。	該当する写真への変更を行った。
P35	苦情発生件数の変化の要因について判明している場合には、追記した方がよい。	苦情発生件数は、様々な要因で変動するものであり、要因を特定することは現状では難しい。
P38～P39	「つくば市主催の環境啓発事業参加者数」は減少傾向にあるので、改善が必要である旨、記載が必要。また、このデータに関する評価指標が記載されていない。	P. 39において、減少傾向であり改善が必要な旨、追記を行った。評価指標として、「つくば市主催・共催の環境啓発事業参加者数」を加えた。
P43	重点施策が第4章で突然出てくる。そのほかの施策との違いを明確に行った方がよいだろう。	P. 12の記載に加え、計画の構成を示す図を追加した。
P45	重点施策2について、年度と実施内容の関連がわかりにくい。（計画策定後は数年間何もしないように見える）	ロードマップにおける年度の修正を行い、2025年度から計画に基づき生物多様性にかかる施策を推進することを明記した。

第5章 計画の進行管理について

	主な委員意見	対応方針
P49	進行管理の「Plan（計画）」にも市民を含めた方がよい。	「市民」について追記した。
P49	毎年度と5年ごとの2本のPDCAサイクルがあることがわかりにくいいため、修正した方がよい	「毎年度」と「5年ごと」を明記

第3次つくば市環境基本計画
(原案)

令和2年(2020年)

つくば市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1) 計画策定の背景と目的	2
2) 環境基本計画の位置づけ.....	3
3) 計画の対象範囲	3
4) 計画期間	3
5) 環境施策の実施状況及び市民満足度	4
6) 計画の改定において特に重視した国内外の動向	8
7) つくば市の環境の分析及び今後の方向性.....	10
8) 計画の構成	12
第2章 目指すべき将来像および施策体系	13
1) 目指すべき将来像	14
2) 施策体系	16
第3章 将来像の実現に向けた施策・取組	17
基本目標 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する	18
基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ.....	24
基本目標 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく	30
基本目標 4 安心して快適な生活環境で暮らす.....	34
基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する.....	38
第4章 重点施策	43
重点施策 1 マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進	44
重点施策 2 生物多様性つくば戦略（仮称）の策定	45
重点施策 3 持続可能なライフスタイルの推進.....	46
第5章 計画の進行管理	47
1) 進行管理体制.....	48
2) 進行管理の考え方	49
資料	51

第 1 章 計画の基本的事項

1) 計画策定の背景と目的

(1) 環境基本計画の趣旨

私たちは、恵み豊かな地球環境の恩恵を受けながら、日々の暮らしを営んでいます。きれいな空気、清らかな水、色とりどりの草花、食卓を彩る様々な食材など、数多くの自然の恵みを享受しています。

しかしながら、日々の生活が豊かで便利になった一方、大量消費・大量生産・大量廃棄を行う社会経済構造となり、それが環境への負荷となって地球環境を損なっています。気候変動や生物多様性の損失などは人間が安全に活動できる「地球の限界」に達しているという指摘もあるほど、人類を支える地球環境の悪化がますます深刻化しており、喫緊の課題となっています。

地球環境の問題は、日々の暮らしを脅かされるという意味で私たち一人ひとりが被害者といえ、一方で私たちの生活による環境への負荷が引き起こすため一人ひとりが加害者でもあります。そのため、地球環境の恩恵を将来の世代に引き継いでいくために、私たち一人ひとりが主体的に環境問題に取り組む必要があります。

つくば市環境基本条例（平成10年（1998年）施行）では、このことを「私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている」と明快に示しています。そして、つくば市環境基本計画は、「環境の保全」の基本理念（第3条）に則り、つくば市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、第7条の規定に基づき策定される計画です。

参考：つくば市環境基本条例第3条

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり推進されなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、事業者及び市民がその事業活動及び日常生活において環境の保全を優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(2) 第3次つくば市環境基本計画策定の経緯

第2次つくば市環境基本計画（以下、「第2次計画」という。）は、第1次つくば市環境基本計画の満了に伴い平成22年（2010年）4月に策定され、この第2次計画に基づき、つくば市の環境行政が進められてきました。令和2年（2020年）3月に第2次計画が期間満了するに当たり、つくば市における環境行政をより一層推進していくため、第3次つくば市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2) 環境基本計画の位置づけ

本計画は、「つくば市未来構想」を環境面から具体化するものであり、つくば市の環境に関する計画の中で最も上位の計画と位置づけられます(図1-1)。そのため、今後策定する個別の計画は本計画との整合を図るものとします。

また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的かつ効果的、計画的に環境の保全の推進を図っていくものとなります。

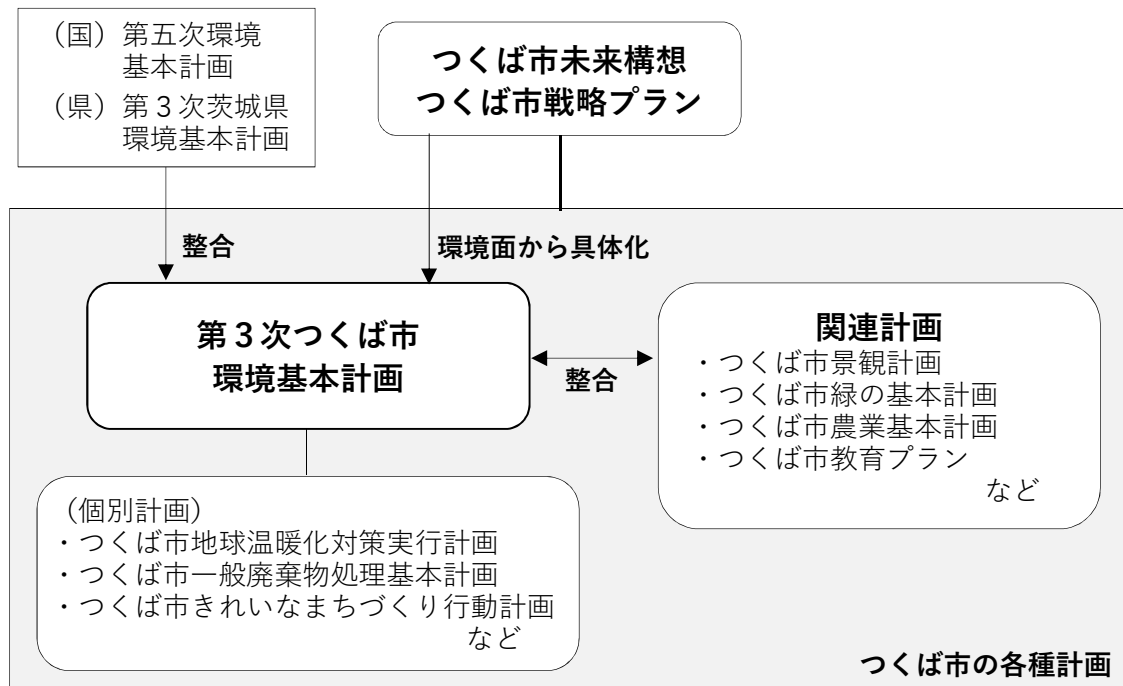


図1-1 第3次つくば市環境基本計画の位置づけ

3) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、つくば市全域とします。

しかしながら、環境問題は、市内の局所的なものから、茨城県や国レベル、そして、世界レベルで取り組むべきものまで様々な問題が存在します。そのため、近隣自治体や茨城県、国とも連携しながら施策を展開していきます。

4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年(2020年)4月から令和12年(2030年)3月までの10年間とします。

ただし、本市を取り巻く環境・社会状況の変化を考慮して、計画策定後5年を目途に計画の施策内容や指標等について見直しを行います。

5) 環境施策の実施状況及び市民満足度

(1) 施策の実施状況

第2次計画では、9つの『環境項目』（水、大気、土、地球温暖化対策、緑と生き物、廃棄物とリサイクル、産業、くらし、環境教育）が取り組むべき環境項目として設定されており、環境を改善する『施策』を実施してきました（表1-1）。

具体的には、それぞれの施策に関連する『関連施策』を実施しました。のべ356関連施策（細項目間の重複も含む）のうち、315関連施策を「実施中」または「完了」しており、予定されていた関連施策のうち約88%を10年間で実施したこととなります。（図1-2、図1-3）

表1-1 第2次つくば市環境基本計画の『環境項目』、『施策』、『関連施策数』

環境項目	施策	関連施策数*
水	1 安全・安心でおいしい水の確保	23
	2 水をよごさない取り組みの推進（有機性汚濁物質）	
	3 水辺の保全、整備	
	4 水循環システムの構築	
大気	1 大気汚染の防止	10
土	1 土壌汚染の防止	1
	2 地盤沈下の防止	
	3 表土の保全、表土の風食防止	
地球温暖化対策	1 低炭素社会の目指した環境都市づくりの推進	83
	2 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策の推進	
	3 省資源、省エネルギーの推進	
	4 新エネルギー導入の推進	
緑と生き物	1 筑波山の生物相の保全	52
	2 里山環境の保全	
	3 都市緑化の推進	
	4 自然景観の保全と活用	
	5 緑と生き物を守り育てる市民活動の育成	
廃棄物とリサイクル	1 廃棄物の減量・再利用・リサイクル、修理	30
	2 廃棄物の適正な処理処分	
	3 不法投棄、不適正な屋外燃焼行為の防止	
産業	1 環境保全型農業への転換	33
	2 工業における環境負荷の低減	
	3 商業における環境負荷の低減	
くらし	1 生活型環境問題の防止	31
	2 現在直面している環境問題に対する対策	
	3 歴史的環境・景観の保全と創造	
環境教育	1 地域と連携した学校における環境教育の推進	93
	2 職場における環境教育の推進	
	3 地域における環境教育の推進	
	4 家庭における環境教育の推進	
	5 環境の情報・学習センターの整備とネットワークの推進	

*関連施策数には細項目間で重複を含み、県が実施する関連施策は除外して集計

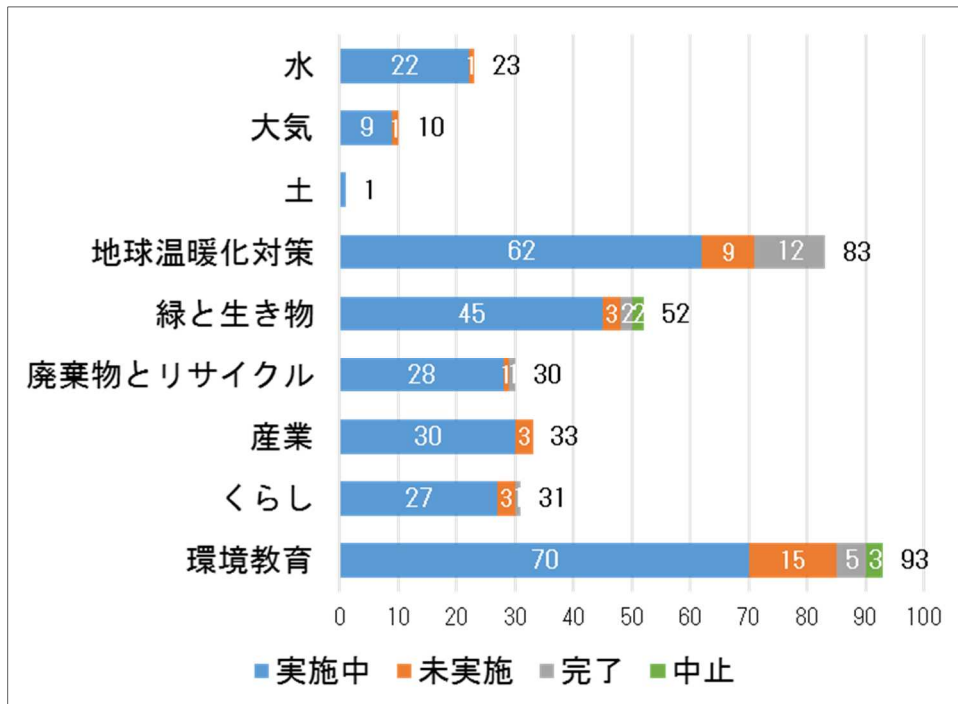


図1-2 第2次計画の環境項目ごとの関連施策の実施状況
 (関連施策数には細項目間で重複を含み、県実施施策は除外して集計)

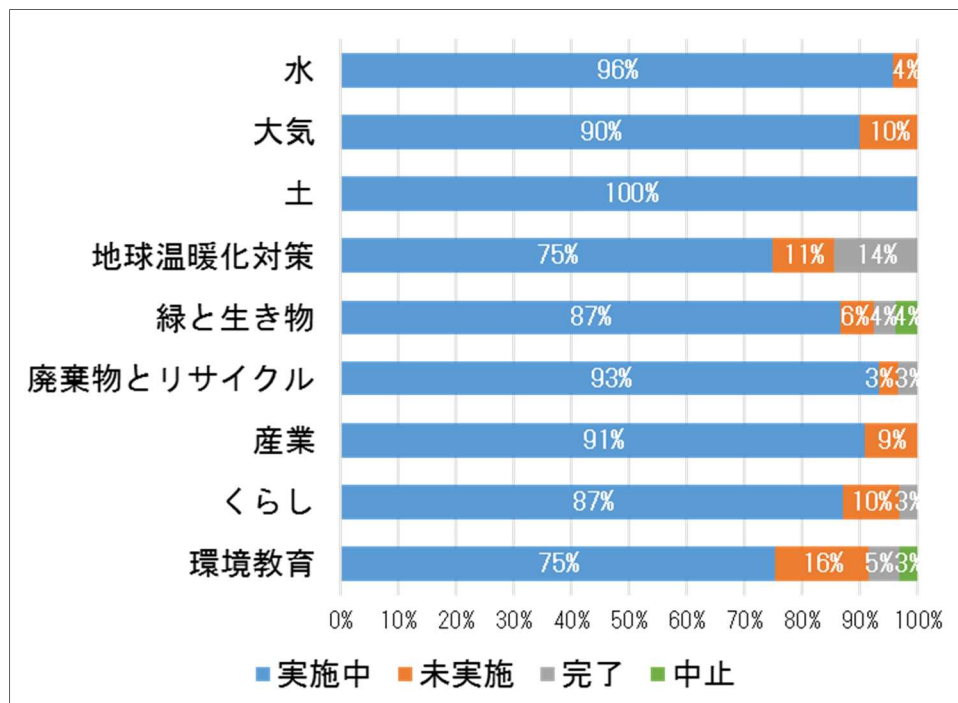


図1-3 環境項目ごとの関連施策の実施状況(割合)
 (関連施策数には細項目間で重複を含み、県実施施策は除外して算出)

(2) 市民の環境に関する満足度

市民を対象として平成30年(2018年)度を実施したアンケート調査の結果より、「全体として」居住地域の環境に満足している人の割合は約8割(満足+やや満足)となり、つくば市民の多くは居住地域の環境に満足していました(図1-4)。

特に、「空気のきれいさ」「自然や緑の豊かさ」「自然の風景」について7割以上の市民が満足している結果となりました。また、市民が『不満』や『やや不満』と回答した割合が多かった項目は、「水のきれいさ」(18.4%)及び「静けさ」(13.2%)となりました。

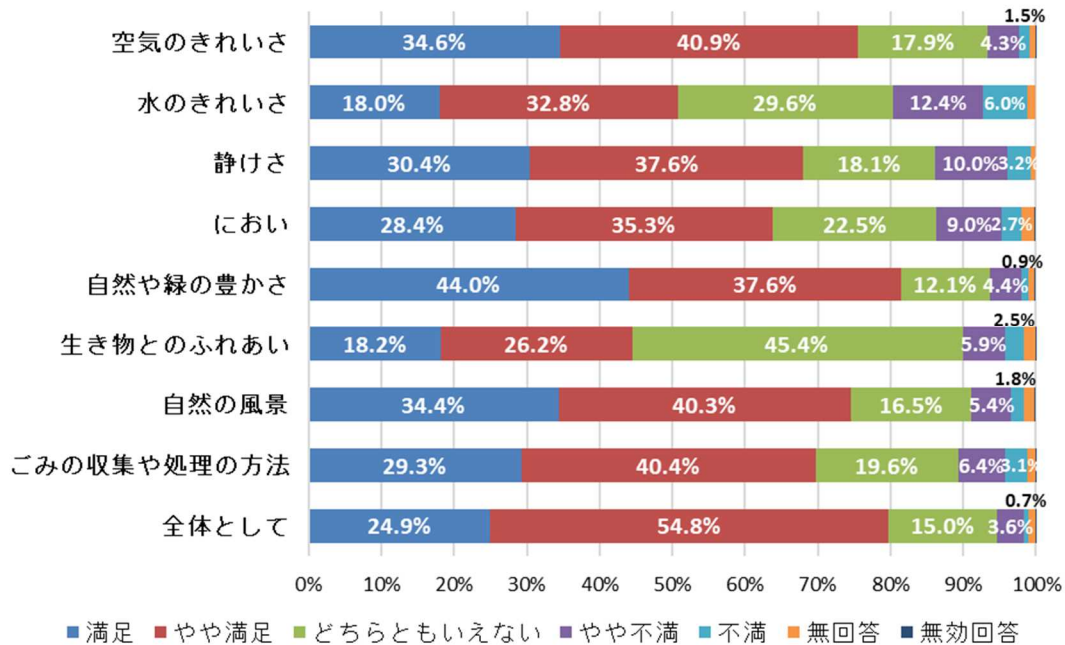


図1-4 住んでいる地域の環境の満足度

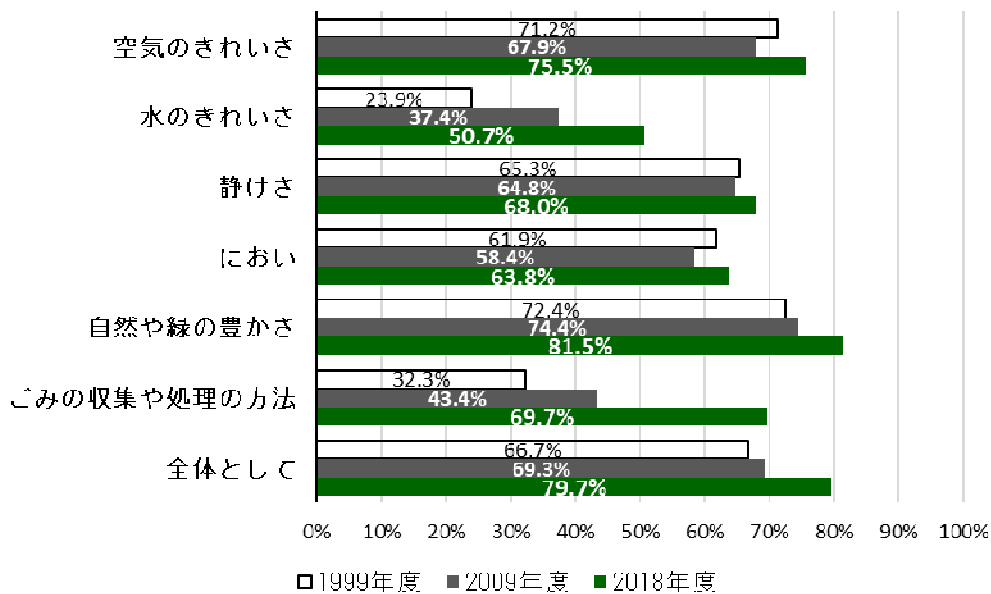


図1-5 住んでいる地域の環境の満足度(満足+やや満足)

*「ごみの収集や処理の方法」は1999年度、2009年度では「廃棄物処理」という項目名

*1999年度と2009年度は「生き物とのふれあい」「自然の風景」という項目はなかった

*小数第2位を四捨五入しているため、図1-4と図1-5で値が一致しないことがある

また、図1-5のように、平成11年（1999年）年度や平成21年（2009年）度の市民の環境満足度（「満足」+「やや満足」）と比較すると、全ての項目で平成30（2018年）度の満足度が最も高い割合となりました。10年間で取組まれた施策などによって、市民の環境満足度は向上していると考えられます。

また、この10年間の環境の変化を市民に聞いたところ、「変わらない」と「どちらともいえない」を合わせた回答が全項目で過半数を超えました（図1-6）。しかし、「ごみの収集や処理の方法」については、10年くらい前と比べ『良くなった』と回答した市民が12.4%となり、他の項目と比較すると多い結果となりました。その他の項目では『良くなった』という回答が全体的に少なかった一方で、「静けさ」「自然の風景」「自然や緑の豊かさ」は『悪くなった』と回答する市民が15%以上となりました。市民が悪化していると感じている項目は改善を図る必要があります、今後の課題と考えられます。

なお、2018年の苦情発生件数（P.35）のうち、「水質汚濁」に係る苦情は0件、「騒音」に係る苦情は50件である一方、「廃棄物投棄」に関する苦情は159件であるため、苦情発生件数と満足度の関連は見出せませんでした。

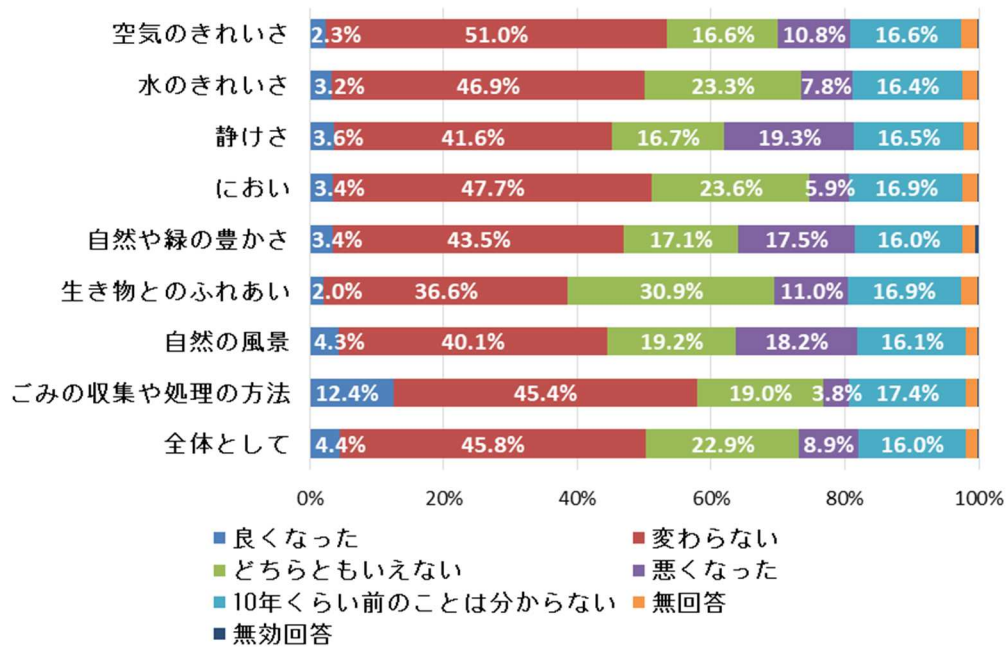


図1-6 住んでいる地域の過去（10年くらい前）からの環境の変化

参考：平成30年（2018年）に実施された市民アンケートの調査方法

対象：無作為抽出の18歳から79歳までのつくば市民2,000名
 配布方法：郵送アンケート調査（郵送配布・郵送回収）
 調査期間：平成30年（2018年）12月上旬～12月下旬
 調査票郵送数：1,994件（宛先住所に受取人が非居住だったため、6件の返送有）
 調査票回収数：812件
 回収率：約40.7%

6) 計画の改定において特に重視した国内外の動向

第2次計画が策定された平成22年(2010年)からの10年間に、環境に関する潮流の変化が数多くありました。中でも、持続可能な開発目標(SDGs)の採択や、気候変動対策の進展、生物多様性への国内外の関心の高まりについては、計画改定において特に重視する必要があります。

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

この10年の大きな変化のうちの一つとして、「持続可能な開発目標(SDGs)」という国際目標が掲げられたことが挙げられます(図1-7)。SDGsは、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載され、持続可能な世界を実現するための17のゴール(右図)・169のターゲットから構成されています。国としても積極的にSDGsに取り組んでおり、平成30年(2018年)4月に採択された第五次環境基本計画においても、地域の計画でSDGsの考え方を活用することも述べられています。



図1-7 SDGsのロゴ
(出典：国際連合広報センターHP)

(2) 気候変動対策の進展

気候変動対策（地球温暖化対策）は、第2次計画策定時である平成22年（2010年）以降も進展しています。京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）を経て、2015年にはパリ協定が合意され、2020年以降は各国の約束草案に基づき取組が進められます。日本の中期目標は2030年度に2013年度比で26%減を目標としており、再生可能エネルギー導入量を増やすなどの取組を推進しています。

このように気候変動対策が進められていますが、国内においても猛暑日や大雨となる日数が増加するなど、気候変動による影響が現われはじめています。そのため、平成30年（2018）年には気候変動適応法が施行され、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

(3) 生物多様性への国内外の関心の高まり

平成22年（2010年）10月、生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、愛知目標が採択されました。この愛知目標では、2050年に向けた長期目標（ビジョン）として「自然と共生する世界」、2020年までに短期目標（ミッション）である「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」が掲げられ、その実現に向けた20個の個別目標が設定されました。

国内においても、愛知目標の達成に向けた日本のロードマップとしての役割を担う「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年（2012年）に策定されています。また、茨城県も「茨城の生物多様性戦略」を平成26年（2014年）に策定しており、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

7) つくば市の環境の分析及び今後の方向性

つくば市の環境に係る今後の施策の方向性を検討するため、第2次計画の進捗状況や市民アンケート結果、環境未来カフェ（市民ワークショップ）における議論を踏まえ、つくば市の環境の現状に関する分析を実施しました（図1-8）。その結果、つくば市の環境の「強み」として、例えば、筑波山の眺めが綺麗であることや自然豊かな環境が魅力的であること、地産地消が可能な田園都市であることが分かりました。また、研究学園都市の特性として研究機関が多くあるため、研究機関との連携をより強化することで、最先端の科学・技術をつくば市の環境保全に活かしていくとともに、科学者による市民の啓蒙活動をより推進していくことが重要です。

一方、都市開発により自然や緑が減少していることや、野焼きや交通騒音が課題であることなどは、つくば市の環境における「弱み」といえ、積極的に改善をしていく必要があります。また、市民の日常生活における自家用車の利用率が高いこと、リサイクル率が比較的低いことなどから、市民の日常生活における環境配慮行動を促進する必要性があると考えられます。

国内外の動向としては、SDGs達成に向けた取組が世界的に進められており、つくば市は内閣府の選定するSDGs未来都市に2018年に選ばれました。つくばSDGs未来都市先導プロジェクトを推進することで、持続可能な社会・ライフスタイルへの転換を進めています。

また、つくば市はこれまでも気候変動（地球温暖化）対策として、温室効果ガス排出削減（緩和）につながる施策を積極的に進めてきました。気候変動を最小限に食い止めるため、今後も緩和策を継続するとともに、近年、猛暑や豪雨が増加傾向にあることから適応策の施策も実施することが重要です。

さらに、つくば市には筑波山や牛久沼などの豊かな自然があるにもかかわらず、自然の実態が調べられていない状況にあります。国内外の生物多様性への関心が高まっており、つくば市においても、積極的かつ計画的に生物多様性の保全に関する施策を推進していく必要があります。

このように、国内外の動向を積極的に捉えながら、つくば市の環境の「強み」をより強化し、「弱み」を改善していくことで、つくば市の環境をより望ましいものとしていくことが重要と考えられます。

『つくば市の環境』に係るSWOT分析

	プラス要素	マイナス要素
内部要因	<p>強み (Strength)</p> <p>環境の魅力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑波山の眺めが綺麗 ・自然が豊かである ・山、川、緑が身近にある ・平地林を含め、森林が多い ・植物や昆虫などが多様 ・公園が多い ・自然体験施設がある ・空が広い ・空気がきれい <p>田園都市としての特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田舎と都会が両立している ・地産地消が可能である ・住と職が近い <p>研究学園都市としての特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関が多い ・環境に係る講演会やイベントが開催されている ・環境関連の人材が豊富 ・産業界との連携がある <p>市が積極的に環境施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばSDGs未来都市先導プロジェクトを推進中 ・環境モデル都市として積極的に地球温暖化対策を推進 ・環境マイスターや環境スタイルサポーターズの制度や団体支援の仕組みがある ・市民参加による緑化・美化を推進してきた ・小中一貫教育のつくばスタイル科にて次世代環境教育カリキュラムを実践 ・事業者と公害防止協定等の締結している <p>ごみ・環境美化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ分別・収集ルールが分かりやすい ・プラスチック製容器包装の分別収集が始まった ・リサイクルセンターの供用開始 ・この10年間でごみの収集や処理の方法が改善した ・一斉清掃ボランティア活動を実施している 	<p>弱み (Weakness)</p> <p>自然や緑の劣化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市開発で自然が減少（戸建、マンションの増加） ・自然の実態が調べられていない ・林地を開発したソーラー発電が増えてきた ・特定外来生物が増加している <p>交通事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車が多く、渋滞が課題 ・公共交通機関の利用が大幅には進まず、自家用車利用率が高い ・自転車安心して走れる道路環境ではない <p>生活環境の改善が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野焼き・たき火が多い ・ごみポイ捨てや不法投棄が多い ・更地からの土ぼこりがひどい ・騒音が気になる <p>リサイクルが不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率が茨城県や全国と比べると低い <p>普及啓発が充分でない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マイスター認定者数が伸び悩んでいる ・環境基本計画を読んだことがある市民はごく少数（1割程度）
	外部要因	<p>機会 (Opportunity)</p> <p>SDGs達成に向けた取組が国内外で進められている</p> <p>パリ協定が採択され、気候変動対策が進められている</p> <p>国は、脱炭素社会にむけ、2030年に温室効果ガスの26%削減を達成し、2050年までに80%削減を目指す</p> <p>筑波山地域が日本ジオパークに認定された</p> <p>日本へのインバウンド（訪日外国人旅行者）が増加</p> <p>TX沿線の都市化は継続しており、これから新築される住宅・街に最先端の技術を導入できる可能性がある</p>

図1-8 『つくば市の環境』に関する分析結果

8) 本計画の構成

本計画は、第1章において、環境基本計画の趣旨や位置づけ、対象範囲や計画期間などの基本的事項を示しました。

第2章において、2030年に実現したい目指すべき将来像について、文章とイラストで表現しました。また、その将来像を実現するため、5つの「基本目標」、15個の「施策の柱」、そして「施策の柱」に紐づく53の「施策」からなる施策体系を構築しました。

第3章において、「基本目標」ごとに、つくば市の現状と課題、基本目標に特に関連するSDGsを示し、さらに計画の成果を測る評価指標を設定しました。また、それぞれの「基本目標」「施策の柱」に紐づく「施策」の方向性と、市民や事業者に期待されることを示しました。

第4章では、今後10年間で特に重点的に推進したい3つの施策を「重点施策」とし、その目的、具体的な内容、ロードマップ、主な推進主体を示しました。

第5章では、本計画を実効性のあるものとしていくための進行管理方法を示しました。

第1章	計画の基本的事項
	計画策定の背景と目的、計画の位置づけ、計画期間など
第2章	目指すべき将来像および施策体系
	目指すべき将来像、施策体系
第3章	将来像の実現に向けた施策・取組
	基本目標1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する 基本目標2 豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ 基本目標3 資源を賢く使う循環型社会に近づく 基本目標4 安心して快適な生活環境で暮らす 基本目標5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する
第4章	重点施策
	重点施策1 マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進 重点施策2 生物多様性つくば戦略（仮称）の策定 重点施策3 持続可能なライフスタイルの推進
第5章	計画の進行管理
	進行管理体制、進行管理の考え方

図1-9 本計画の構成

第2章 目指すべき将来像および施策体系

1) 目指すべき将来像

つくば市環境基本条例に示されているとおり、筑波山を望む豊かな自然の恵みのもと、私たちは日々の暮らしを営んでいます。そして、この恵みを享受する権利を有するとともに、将来の世代に引き継げるよう環境を保全する責務を担っています。

つくば市には、豊かな自然、最先端の科学技術、多様な市民がいるなど、多くの強みがあります。このつくばならではの強みを活かした持続可能都市となることで、世界に新たな未来像を提示し、SDGsの達成に貢献することができます。

以上のことを踏まえ、本計画では、令和12年(2030年)の目指すべき将来像を以下のように設定します。また、その将来像を実現するため、5つの基本目標を設け、より具体的な将来像と施策を示します。

豊かなつくばの恵みを未来につなぐ 持続可能都市
～つくばの強みを活かして、多様な主体の協働でSDGsの達成に貢献する～



図2 目指すべき将来像

基本目標 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

- ・つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組んで、先進的な低炭素モデル都市となっています。
- ・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進されることで、まちや建物の低炭素化が実現し、生活を豊かにする環境技術があふれる都市となっています。
- ・バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- ・酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、強靱で柔軟性のあるまち（レジリエンスのあるまち）となっています。

基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

- ・筑波山や牛久沼、里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- ・貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。

基本目標 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく

- ・市民や事業者、市が地球の資源の有限性を認識しており、地域で最適な生産・消費が行われることで、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- ・資源の浪費がなくなるだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを推進することで、“ごみ”という概念がなくなるくらい資源循環される仕組みができています。

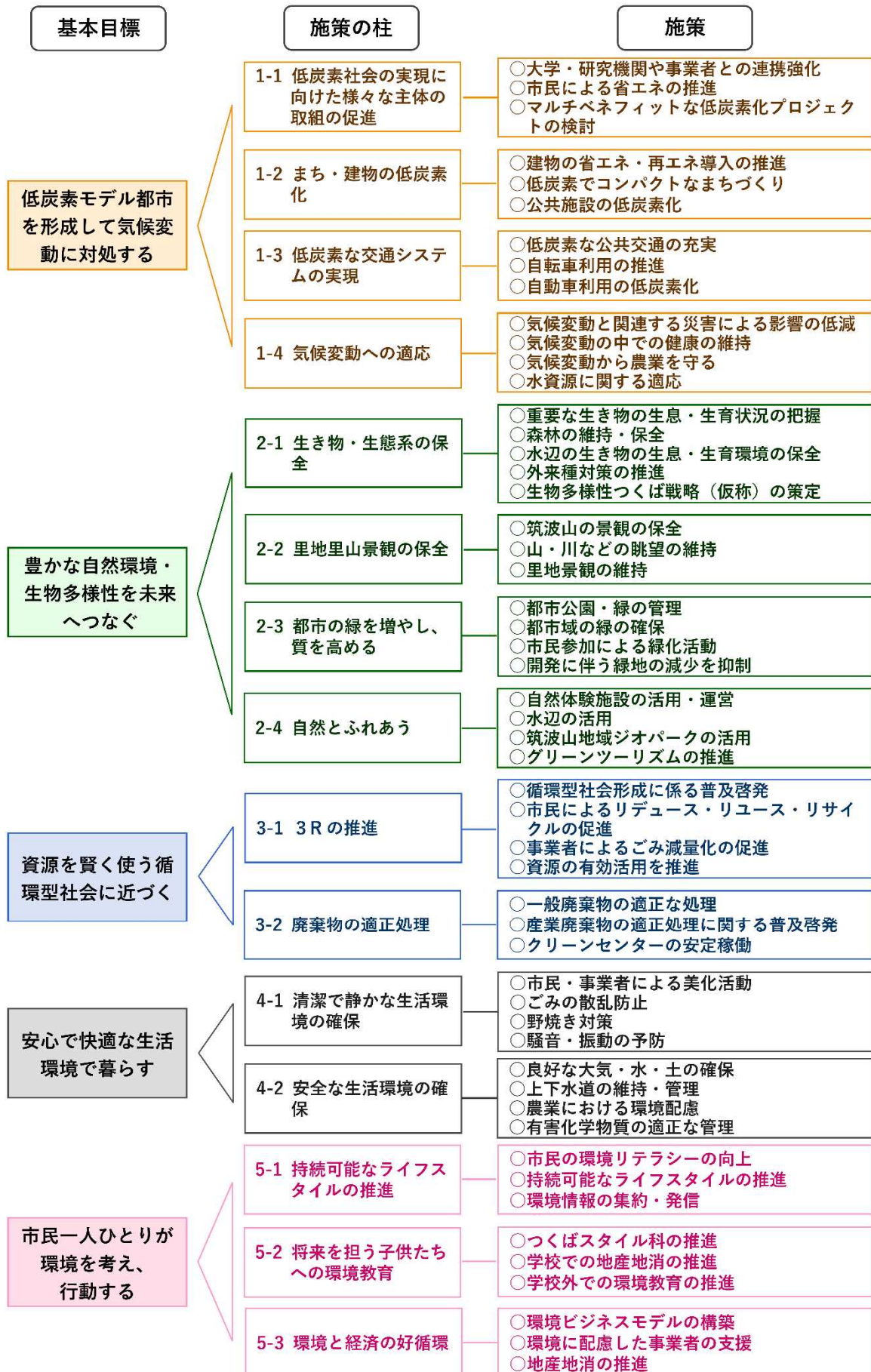
基本目標 4 安心して快適な生活環境で暮らす

- ・静かで清潔なまちの中で、清々しい空気、安全な水を享受した、穏やかな暮らしが営まれています。
- ・市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進めたことで、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、快適で心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を予防するため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。

基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する

- ・市民一人ひとりが、環境について楽しく学び、日々の暮らしで持続可能なライフスタイルを実践しています。また、家庭や職場、学校において、つくば市の環境や地球環境について話すのが当たり前になっていて、皆で一緒に創意工夫しながら環境保全に取り組んでいます。
- ・子どもへの環境教育も重視されており、これからのつくば市の未来を担う子どもたちの環境意識がどんどん高まっています。

2) 将来像を実現するための施策体系



第3章 将来像の実現に向けた施策・取組

●将来像

- ・つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組んで、先進的な低炭素モデル都市となっています。
- ・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進されることで、まちや建物の低炭素化が実現し、生活を豊かにする環境技術があふれる都市となっています。
- ・バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- ・酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、強靱で柔軟性のあるまち（レジリエンスのあるまち）となっています。

●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 1 - 1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進
- 施策の柱 1 - 2 まち・建物の低炭素化
- 施策の柱 1 - 3 低炭素な交通システムの実現
- 施策の柱 1 - 4 気候変動への適応

●現状と課題

つくば市は、世界的な課題である気候変動に対して、環境モデル都市として積極的に対策を進めてきました。しかしながら、つくば市域から排出される二酸化炭素に代表される温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。温室効果ガス排出量は、第2次つくば市環境基本計画で設定した基準年である平成18年（2006年）より増加しており、平成27年（2015年）は合計196万t-CO₂の排出となりました。国の目標である2030年に2013年比26%減に貢献するためには、効果的な取組をより加速して実施する必要があります。

これまでの取組として、市の特徴である研究学園都市の知見をいかした対策を行うため、「モビリティロボットシェアリング」などの実証実験を研究機関と連携して実施するなど大学・研究機関との連携に努めてきました。今後も、つくばらしい低炭素モデル都市の実現に向け、様々な主体との連携を強化することが重要です。

また、つくばエクスプレス沿線では新たな宅地開発も進められており、まちや建物の低炭素化を図るため、平成29年（2017年）に「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を策定しました。同ガイドラインの周知を行うとともに、つくば SMILe ハウスやつくば SMILe 街区の認定を進めることで、建物や街区の低炭素化を促進する必要があります。

自家用車が市民の主たる交通手段となっているつくば市にとって、低炭素な交通システムを実現することは欠かせない課題です。エコドライブの推進など自家用車を利用する際に温室効果ガスの排出を抑えるように努めるとともに、自家用車に頼らずとも生活できるように公共交通等の充実や自転車利用を推進する必要があります。

気候を観測した事実として、日本では真夏日や猛暑日が増加傾向にあり、また、短時間強雨の発生回数が増加しています。異常気象による災害の発生、人の健康や農業などの産業にもその影響が及ぶと予想され、平成 30 年（2018 年）には気候変動適応法が施行されました。つくば市においても、これまで取組を進めてきた温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取組も進めることが求められます。

●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーを みんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの割合を拡大し、クリーンエネルギー技術の開発を推進すること 建物やまちのエネルギー効率を改善すること
 11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられる まちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な交通システム、輸送システムを発達させること 持続可能に人が暮らしていける都市にすること 災害に対する適応を進めること
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に 具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> 世界的な課題である気候変動及びその影響を軽減するため、緊急的な取組を推進すること
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	パートナーシップで 目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> 多様な関係者と協力して気候変動への対処を推進すること つくば市で開発した技術や専門的知見などの共有を進めること

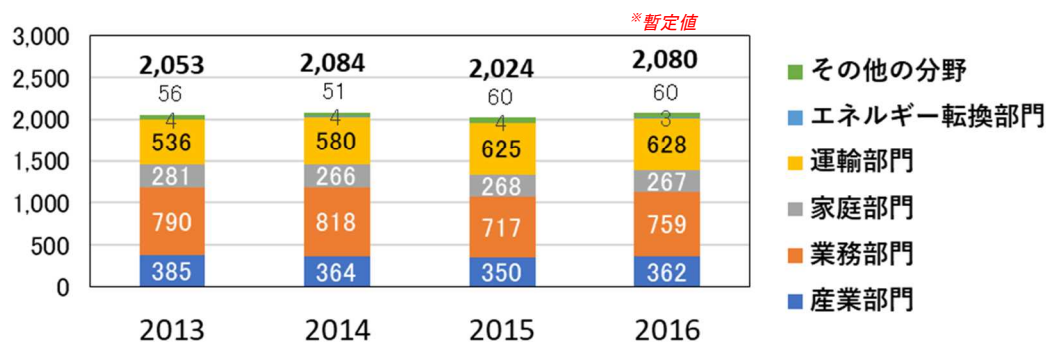
●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値	目標（2030 年度）
温室効果ガス排出量	2,053 千 t-CO ₂ (2013 年)	1,519 千 t-CO ₂ (2013 年度比 26%減)
市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度	19.7% (2017 年)	30.0%

評価指標に係る経年データ

温室効果ガス排出量の推移（千t-CO₂）



環境省（2017）「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」に準じ、つくば市による推計

① 施策の方向性

○大学・研究機関や事業者との連携強化

市内にある大学・研究機関、事業者との連携を強化し、低炭素化に寄与する取組や研究を進めます。特に、事業活動における低炭素化を促進するため、市内の事業者のニーズなどの情報を把握し、事業者との連携を進めます。



街区エネルギーデータ分析発表会

○市民による省エネの促進

地球温暖化対策に関する普及啓発プログラムの実施、取組成果の見える化を行い、市民生活における温室効果ガスの発生抑制を進めます。

○マルチベネフィット^{*}な低炭素化プロジェクトの推進 重点施策

様々な主体と連携して、気候変動への対策となるだけでなく、経済や社会的課題の解決にも貢献できるような低炭素化プロジェクトを検討・推進します。

^{*}マルチベネフィット：気候変動対策の効果に加え、経済社会的な便益もあること

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○照明をこまめに消灯するなど日常生活の中で省エネ行動を行う ○製品やサービスを購入する際は、省エネ型のものを選択して（COOL CHOICE）、環境に良い製品の普及促進に努める ○家庭でのエネルギー使用量を把握して、家庭でできることを考えて、省エネ型の生活に転換する ○地球温暖化の影響について理解を深める
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○商品に省エネラベルなどを掲載し、その良さを説明することで、消費者の理解促進に努める ○国等の支援制度を活用して設備更新時に省エネ設備や再生可能エネルギーを導入し、事業所の省エネを推進する ○モーダルシフト[*]やグリーン物流を推進することで、温室効果ガスの排出を抑える ○環境への負荷が小さい電気事業者から電気を購入する ○「RE100」を宣言する（事業運営の全てで再生可能エネルギーを利用） ○代替フロン[*]の排出抑制及び適正な回収を実施する ○低炭素化に向けて行政や研究機関、他の事業者、市民との連携を進める

^{*}モーダルシフト：自動車（トラック等）で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること

① 施策の方向性

○建物の省エネ・再エネ導入の推進

建物の省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの導入を推進し、建物の低炭素化を進めます。特に、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を運用し、エネルギー効率や断熱性能に優れたつくば SMILe ハウスやつくば SMILe ビルなどへの認定を進めることで、低炭素性能の高い建物を増やします。



○低炭素でコンパクトなまちづくり

低炭素社会づくりを牽引する先導的かつ優れた街区の普及を進めるため、つくば SMILe 街区の認定を進め、市内外に広く PR します。また、つくば市型の多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を推進し、市域の面的な低炭素化を進めます。

○公共施設の低炭素化

公共施設において、導入コストと導入後の光熱水費などを比較検討した上で省エネ設備への更新を進め、消費エネルギーを削減します。また、適切なエネルギーの消費量を把握し、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー設備の導入や排熱利用を推進します。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建物を新築する際には、エネルギー効率や断熱性能に優れたつくば SMILe ハウスの認定を目指す ○既存住宅に太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することや、改築の際に高断熱化や省エネ設備を導入するなど、低炭素化を進める
<p>事業者期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対して、エネルギー効率や断熱性能に優れた住宅の快適性や経済的なメリットなどを紹介し、普及促進に努める ○街区整備の際は、SMILe 街区への認定を目指して、つくば SMILe ハウスなどの導入を進める ○エネルギーの効率的な消費を目指して、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの面的利用を促進する ○所有する既存施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入を検討する ○オフィスや工場などを新築・改築する際は、つくば SMILe ビルやつくば SMILe マンションの認定取得に努める

① 施策の方向性

○低炭素な公共交通の充実

つくば市が構築を進めている「ハブアンドスポーク型都市構造」の方針を踏まえ、市民の利便性向上と交通の低炭素化を推進するため、コミュニティバス（つくバス）やデマンド型交通（つくタク）など公共交通の充実を図ります。また、高齢社会が進行するとともに、人口が増加傾向にあるという都市の成長を見据え、交通サービスの多層化を検討します。



つくバス

○自転車利用の推進

自転車は環境に良い交通手段であることから、駐輪場や道路など自転車が安全かつ快適に利用できるような空間を整備し、継続的な改善を検討します。また、市外からの来訪者が経済的かつ効率的に移動できるように、つくば駅周辺や筑波山麓でのレンタサイクルの利用を促進します。

○自動車利用の低炭素化

公用車の低公害化を図るとともに、低炭素自動車への補助金制度を運用することで、市内の低炭素自動車台数を増やします。また、自動車利用時にエコドライブが行われるよう普及啓発を行うとともに、交通手段の転換を促進します。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車運転時のエコドライブに努める ○可能な限り、自家用車に代わりに公共交通機関や自転車を利用する ○自家用車を低炭素自動車へ転換する ○高齢者の免許返納を促進する
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○事業で利用する自動車の低炭素自動車に転換する ○自動車運転時にエコドライブをするよう従業員を啓発する ○公共交通機関や自転車、徒歩による通勤を奨励する ○時差通勤を奨励し、交通渋滞の緩和に努める

① 施策の方向性

○気候変動と関連する災害による影響の低減

気候変動によって生じる酷暑などの異常気象や風水害の危険性やそれらに対する事前の備えについて啓発を行うことで、その影響を低減します。

○気候変動の中で健康の維持

気象情報や「暑さ指数」の提供・注意喚起、熱中症の予防・対処法の普及啓発等を適切に実施します。

○気候変動から農業を守る

気候変動の影響による農作物の収量や品質の低下が懸念されるため、高温影響を軽減する技術や高温耐性品種などの適応方策について生産者に対し積極的に情報提供を行うとともに、温暖化による影響の実態把握などにより、農業への影響の低減に努めます。

○水資源に関する適応

市の渇水リスクに関する最新情報を入手し、渇水被害を軽減するための事前の備えを行い、渇水時には迅速に対応します。また、市民や事業者自ら渇水への備えを行うことを促すため、水資源に関する情報提供や雨水利用や浴槽水利用などの普及啓発を進めます。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から気候変動に適応することの重要性について関心と理解を深める ○つくば市ハザードマップを確認するなど、風水害に対する事前の備えを行う ○酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる運動や作業を避け、休憩や水分補給を行い、対処方法を理解・実践する ○渇水時には特に、水を大切に利用する ○雨水利用や浴槽水利用を進める
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の安全のため、異常気象に対する事前の備えとして、ハザードマップの確認、熱中症予防措置を行う ○酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる作業を従業員にさせず、水分補給や休憩をさせるなど、異常気象時の対処方法を理解・実践する ○農業において、気候変動の影響を受けにくい品種の導入を検討する ○特に渇水時に、水を大切に利用する ○雨水利用施設の設置を進める

●将来像

- ・筑波山や牛久沼、里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- ・貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。

●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 2 - 1 生き物・生態系の保全
- 施策の柱 2 - 2 里地里山景観の保全
- 施策の柱 2 - 3 都市の緑を増やし、質を高める
- 施策の柱 2 - 4 自然とふれあう




●現状と課題

つくば市の自然環境は、筑波山をはじめとする山々や、桜川、小貝川、谷田川などの河川、牛久沼、平地林、畑地、水田が一体となった田園風景を望むことができる里地里山に特徴づけられます。このような自然環境は、フクロウ（市の鳥）やホシザキユキノシタ（市の花・市の天然記念物）などの住み処となり、また、雨水を蓄え、農作物が育つ、自然の恵み（生態系サービス）を提供しています。一方で、つくばエクスプレス沿線地区では平地林などの開発が進み、生き物の住み処や自然景観が損なわれてしまっている場所があります。

将来にわたって自然の恵みを享受していくため、自然環境や生物多様性について把握するとともに、計画的に保全していくことが求められます。また、つくば市では農地の面積が減少しつつあり、里地里山の景観を今後も維持していくためには、新規就農者への支援を行うことはもとより、地産地消を促進するなど、農業を活性化することが必要です。

中心市街地では、例えばアダプト・ア・パーク（市民参加による緑化・美化活動）などにより、市民との協働で緑化を推進する取組が進められてきました。このような緑化活動に加え、平成 28 年（2016 年）に日本ジオパークに認定された筑波山地域ジオパークへのエコツーリズムや、里地里山の魅力を感じさせるグリーンツーリズムなどの自然とふれあう活動が活発になることで、自然環境の重要性を市民や来訪者が理解し、自然環境や生物多様性を守る活動につなげていくことが重要です。

●基本目標に特に関連する SDGs

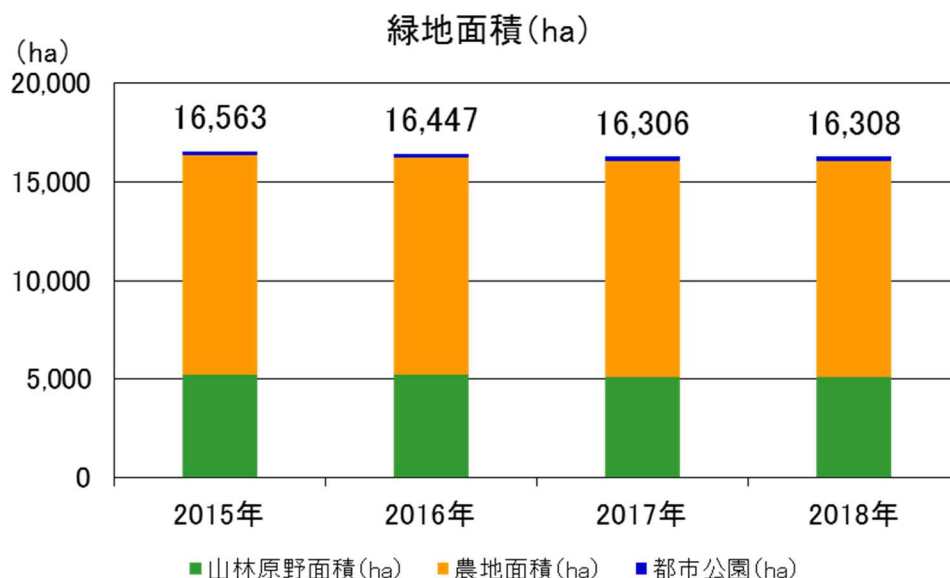
特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	・強靱で持続可能な農業を実践すること
 15 陸の豊かさも守ろう	陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保護・回復や持続可能な利用を推進すること ・土地の劣化を阻止し、回復すること ・生物多様性の損失を阻止すること
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	・多様な関係者と協力して自然環境・生物多様性保全を推進すること

●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値	目標（2030年度）
つくば市の緑地面積（山林原野面積＋農地面積＋都市公園の面積）	約 16,300ha (2018年)	現状維持
生物多様性つくば戦略	—	策定（2025年） 取組の推進

評価指標に係る経年データ



① 施策の方向性

○重要な生き物の生息・生育状況の把握
つくば市に生息・生育している生き物の現状を把握し、つくば市の重要な生き物について認識を深めます。



フクロウ

○森林の維持・保全
市有林の適正管理を行うとともに、平地林、屋敷林など民有林の適正管理を支援し、森林生態系の維持・保全を進めます。

○水辺の生き物の生息・生育環境の保全
小貝川や桜川などの河川、牛久沼、ため池、湿地、湧水などの水辺環境を維持・改善することで、水辺に生息・生育する生き物の保全を図ります。

○外来種対策の推進
在来の生態系に悪影響を及ぼすため、外来種対策を推進します。特に、アライグマやオオキンケイギクなどの特定外来生物の防除を進めるとともに、外来種による被害を予防する「入れない、捨てない、拡げない」の三原則に基づき、外来種対策や普及啓発を進めます。

○**生物多様性つくば戦略（仮称）の策定** 重点施策
市の生物多様性に関する取組を戦略的かつ計画的に実施するため、市民と連携しながら生物多様性つくば戦略（仮称）を策定します。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生き物の生息・生育状況や生態系の調査、保全・再生活動に参加・協力する ○里山や平地林などの地域の森林を大切にし、学習の場として活用するとともに、それらを守る活動を実施する ○外来種による地域固有の生態系への影響を認識し、特定外来生物を発見した場合には駆除する ○ペットを含む愛玩動物を野外に放さず、適正飼育する ○保安林や緑地環境保全地域などを指定する際に協力する
事業者期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な野生生物が生息する場所や自然環境が残されている場所の開発はできるだけ避け、やむをえない場合には、法令等に基づき、開発行為による影響を最小限に留める ○物流において、外来種を拡げないように気をつける ○生き物の生息・生育状況や生態系の調査や、保全・再生活動に参加・協力する

① 施策の方向性

○筑波山の景観の保全

筑波山及びその周辺の景観を保全するため、水郷筑波国定公園における乱開発を防止します。

○山・川などの眺望の維持

つくば市景観計画やつくば市屋外広告物条例に基づき、筑波山への眺望や牛久沼などの水辺空間を損なわないように配慮した景観形成を図ります。



筑波山と里地景観

○里地景観の維持

里地景観の主な要素である優良農地を保全するため、耕作が困難な農地又は既に耕作されていない農地を意欲のある担い手や新規就農者に仲介・あっせんするグリーンバンク事業の活用や地産地消を推進し、地元産農作物の消費を増やすことで、優良農地の維持に貢献します。合わせて、イノシシなどの野生動物による農業・生活環境への被害を予防・防止することで、野生動物と農業の共生を図ります。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の様々な眺望地点からの筑波山の景観や水と緑による広がりのある水辺景観を楽しむ ○自然景観を損なわないように建築物や工作物の位置や形態意匠、色彩に配慮する ○積極的に地元産農産物を消費する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心かつ環境負荷の小さいつくば産の農作物を生産・消費する ○旬のつくば産食材コーナーを設置するなど、地元産農作物の流通や販売を積極的に推進する ○生産過程において地元農産物や林産物を活用する ○事業所の新築や改築の際には、景観計画や屋外広告物条例に基づき、自然景観を損なわないように建築物や工作物の位置や形態意匠、色彩に配慮する

① 施策の方向性

○都市公園・緑の管理

都市公園の緑や街路樹を適切に管理します。また、公園などでは可能な限り、昔からつくばに自然に生えていた樹木等（在来種等）を植えていきます。

○都市域の緑の確保

工場や工業団地の民有地や国の研究機関等研究・教育機関などにおける緑を確保するとともに、学校の校庭芝生化や公共施設の植栽・花壇の整備を進めます。また、緑の拠点としての都市公園を、引き続き整備・管理していきます。

○市民参加による緑化活動

緑化活動において市民参加を促進し、市民の自然環境や環境美化に関する意識の向上を図ります。特に、公園の花壇の手入れや芝刈り、公共施設などへのウェルカムフラワーの設置・管理を市民参加で実施します。



春のセンター地区花壇づくり

○開発に伴う緑地の減少を抑制

つくばエクスプレス沿線地区や中心市街地周辺などの開発に伴う緑地の減少を抑制するため、地区計画制度を活用し、緑地の確保に努めます。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○生垣や芝生などで住宅や庭の緑化を進め、身の回りの緑を増やす ○アダプト・ア・パークによる公園管理や緑化活動に参加する ○花と緑の市民参加事業等による花壇などの管理に参加・協力する
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の敷地内の樹木や花壇などの緑を維持し、可能な場合には緑を増やす ○開発行為の際には、まとまった緑地やオープンスペースの確保に努める ○花と緑の市民参加事業等による花壇などの管理に参加・協力する

① 施策の方向性

○自然体験施設の活用・運営

市民の憩いの場として、筑波ふれあいの里や高崎自然の森、豊里ゆかりの森などの良好な森林や自然体験施設を適切に管理・運営します。また、自然観察会や森の手入れ体験、収穫体験などの体験型余暇活動を実施し、自然への理解を深める機会を増やします。

○水辺の活用

きれいな水を育む筑波山や牛久沼の自然環境を知ってもらうため、筑波山自然環境学習を実施し、湧水や河川、湖沼への水のつながりに触れる機会を増やし、水資源の保全について啓発します。

○筑波山地域ジオパークの活用

筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然を活用して、エコツーリズムやジオツーリズムを積極的に推進します

○グリーンツーリズムの推進

農業体験事業などによりグリーンツーリズムを推進することで、つくば市の里地里山の魅力を体感する機会を作ります。



グリーンツーリズム

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○筑波山や自然体験施設、身近な川、近くの公園を訪れ、自然と親しみ、理解を深める ○自然観察会や自然の管理活動体験などのイベントに積極的に参加し、自然を知る機会をもつ ○市民農園や体験農業に参加し、里地里山の魅力を体感する ○自然や緑を守る活動を進める市民ネットワークづくりを推進する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生き物や自然とふれあう活動に積極的に参加・協力するとともに、従業員にその機会を提供する ○筑波山地域ジオパークの訪問者に対して、地域の自然環境の魅力や価値を伝える ○市の自然観光資源を活かした体験型プログラムを開発したり、農業体験イベントに参加するなど、エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進に協力する

●将来像

- ・市民や事業者、市が地球の資源の有限性を認識しており、地域で最適な生産・消費が行われることで、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- ・資源の浪費がなくなるだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを推進することで、“ごみ”という概念がなくなるくらい資源循環される仕組みができています。

●将来像を実現するための施策の柱

施策の柱3-1 3Rの推進

施策の柱3-2 廃棄物の適正処理

●現状と課題

近年の1人当たりごみ排出量は、2015年度までは増加傾向にあり、それ以降は微減傾向にあります。全国平均や茨城県平均と比べると多い状況であり、家庭や事業所における3Rのより一層の推進が必要です。一方、生活系ごみに限定すると微減傾向が続いており、これまで行ってきた啓発活動や各家庭におけるごみ減量の取組の成果が一定程度出ているといえます。




リサイクル率は、2013年度は16.0%でしたが2017年度は17.8%と微増しています。しかしながら、全国平均や茨城県平均と比べるとやや低い水準となっており、取組を加速する必要があります。2019年4月からのリサイクルセンターの供用開始にあわせてプラスチック製容器包装の収集・資源化を行っており、リサイクル率の向上が期待されます。



プラスチック製容器包装の分別

食品ロスを減らすための普及啓発
(エコクッキング事業)

●基本目標に特に関連する SDGs

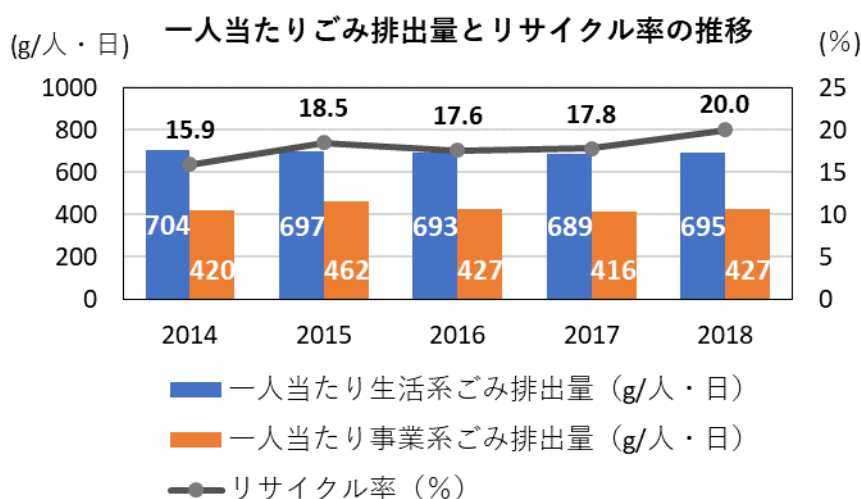
特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 8 働きがいも 経済成長も	働きがいも 経済成長も	・消費と生産における資源効率を改善し、経済成長と環境悪化の分断を図ること
 11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられる まちづくりを	・一般廃棄物、産業廃棄物などを適正に管理することで、都市環境への悪影響を発生させないこと
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	・資源の効率的な利用・資源循環を進めること ・フードロスを減少させること ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用を推進し、廃棄物発生量を大幅に削減すること

●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標 (2029 年度)
市民一人当たりの生活系 ごみ排出量	695 g/ 人・日	648 g/ 人・日
市民一人当たりの事業系 ごみ排出量	427 g/ 人・日	393 g/ 人・日
リサイクル率	20.0%	25.0%

評価指標に係る経年データ



※リサイクル率 (%) = (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / ごみ総排出量 × 100

① 施策の方向性

○循環型社会形成に係る普及啓発

日常生活における資源のムダづかいや資源の有限性、資源循環の重要性を実感・理解できるような環境関連の学習やイベントなどを、事業者や教育・研究機関と協力しながら開催します。また、ごみの排出・分別ルールについての普及啓発を行い、循環型社会形成を進めます。

○市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進

家庭から出るごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進します。市民の意識向上や行動促進につながる様々な取組を事業者（小売店等）・市民団体・学校などと協力して検討・実施します。また、環境フェスティバルなどの環境関連イベントにおけるリユース食器の導入可能性の検討を進めます。

○事業者によるごみ減量化の促進

ごみ総排出量の3割～4割を占める事業系ごみの削減を進めます。特に多量排出事業者に対して、減量化のための計画書作成を推進するとともに、取組の参考になる冊子「事業所向けごみ減量・リサイクルパンフレット」の配布や優良事例の紹介など、自主的な取組を支援します。

○資源の有効活用を推進

生ごみの有効活用やバイオ燃料の利用などについて、これまでのつくば市の調査結果や全国的な取組をふまえて、研究機関などと協力しながら検討を進めます。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイバッグやマイ箸を日常的に持ち歩き、不要・過剰な包装は積極的に断る ○中古品でも十分な場合には中古品を積極的に購入する ○市の「不要品リサイクル掲示板」やフリーマーケットなどを利用し、不要品を他の人へ譲る ○家庭から出されるごみの排出・分別ルールを守る ○施設見学や環境学習のイベントへ積極的に参加する ○廃食用油からのバイオディーゼル燃料づくりやフードバンクへの寄付などの3R活動に対し関心をもち、積極的に協力する ○修理できるものは直して使い、ごみとしない
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動で生じるごみの相当量を占める可燃ごみ・紙ごみを減らす ○お店での野菜のばら売りや量り売りを行い、マイバッグ持参の推奨を行う（小売業者） ○可能な限り、非石油系の容器包装を使用する（小売業者） ○食品ロスを減少させる（食品製造・小売卸売・外食関連事業者） ○生ごみを含むバイオマスの利活用の調査研究を行う（研究機関等） ○中古品市場に関するビジネスや活動に、社会的課題の解決の観点からも積極的に取り組む

① 施策の方向性

○一般廃棄物の適正な処理

廃棄物の中間処理や最終処分を適正に行います。そのため、リサイクルセンターなどの施設の維持管理を適正に行います。また、粗大ごみの戸別収集など、市民が排出・分別ルールを守りやすいような支援策を実施していきます。



つくば市リサイクルセンター

○産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

産業廃棄物については、必要に応じて県と連携し、事業者に対して適切な指導や助言等を行います。また、不法投棄や資源の持ち去りなどに対して、関係機関（地権者・県・警察等）と連携し速やかに対応します。

○クリーンセンター（ごみ焼却施設）の安定稼働

機器の経年劣化などによるクリーンセンターの停止は、市民生活に大きな影響を及ぼすため、機器の保守点検や、計画的な改修によって将来的にも安定した稼働を図ります。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○不適正な排出・分別が廃棄物処理施設に支障を及ぼすことを理解し、ごみの分別を行う ○ごみの不法投棄や資源物の持ち去りを見つけたときは、無関心とならず、関係機関（市・県）に連絡する ○区会などで設置したごみ集積所を活用して、効率的なごみの収集に貢献する
<p>事業者期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○不適正な排出・分別がごみ処理施設に支障を及ぼすことを理解し、事業所から出される廃棄物の排出・分別ルールを遵守する ○自らの責任のもと、産業廃棄物を適正に処理する ○製造・小売業者は、処理困難な物質や有害物質をできるだけ含まない製品をつくるとともに、消費者に対して適正な処理方法の周知や回収サービスの提供を行う ○不法投棄を行わない

●将来像

- ・静かで清潔なまちの中で、清々しい空気、安全な水を享受した、穏やかな暮らしが営まれています。
- ・市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進めたことで、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、快適で心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を予防するため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。




●将来像を実現するための施策の柱**施策の柱 4 - 1 清潔で静かな生活環境の確保****施策の柱 4 - 2 安全な生活環境の確保****●現状と課題**

本市では、清潔できれいなまちづくりを推進するための「きれいなまちづくり行動計画」に基づき、参加型ボランティアプロジェクト（きれいきれい大作戦など）による環境美化活動や市内一斉清掃、野焼きや不法投棄を防止する定期的なパトロールなどを実施してきました。今後も引き続き、きれいなまちづくりを形成する取組を推進することが必要です。

市内で実施している環境モニタリングの結果によると、法令に基づく環境基準は概ね達成している現状にあります。これまでどおり、法令に基づく指導や監視を行い、生活排水や水道の普及率向上などに努め、生活環境の改善を図ることが重要です。一方、自動車騒音は、常時監視によるシミュレーション結果では一部環境基準を達成できておらず、さらに、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）の中では騒音に関する苦情件数が最も多くなっており、騒音に対する対策をこれまで以上に進めることが必要です。また、近年の苦情件数は270件前後となっており、350件を超えていた2013年や2014年と比較して減少してきています。

今後は、法令を満たして満足するのではなく、市民が安心して快適に暮らしていけるよう、生活環境の改善をさらに推進していくことが求められます。

●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	・有害化学物質による悪影響や、大気、水質及び土壌の汚染を予防すること
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に	・全ての人の安全な飲料水へのアクセスの確保 ・適切な下水施設を設置、汚染の減少、不法投棄の廃絶、有害な化学物質の放出を最小化し、水質を改善すること
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	・化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減し、適正な化学物質及び廃棄物管理を実現し、健康や環境への悪影響を最小化すること

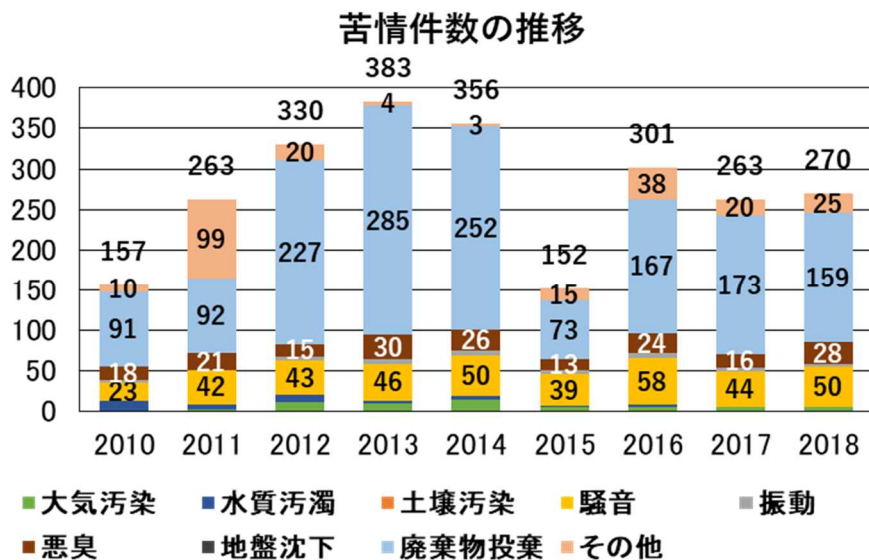
●計画の成果を測る評価指標

評価指標

評価指標	現状値 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
市民の環境不満足度*	空気のきれいさ：5.8% 水のきれいさ：18.4% 静けさ：13.2% ごみ収集や処理方法：9.5%	現状より改善

*アンケート調査 (5年に1度程度実施) の「不満」「やや不満」の合計値

評価指標に係る経年データ



① 施策の方向性

○市民・事業者による美化活動

清潔な生活環境を確保するため、市民・事業者が主体的に実施する美化活動を推進します。特に、きれいなまちづくり実行委員会が実施する「きれいきれい大作戦」など、市民を巻き込んだ美化活動を継続的に実施し、美化意識の高揚を図ります。



きれいきれい大作戦の様子

○ごみの散乱防止

まちをきれいに保つための市内一斉清掃を継続するとともに、集積所の設置補助を行うなどごみ回収の方法を改善することで、ごみの散乱を防止します。また、不法投棄禁止看板の無料配布や環境防犯美化サポーターによる巡回パトロールなどを実施し、不法投棄の未然防止と早期発見・回収に努めます。

○野焼き対策

ごみの野焼き（不適正な屋外燃焼行為）が禁止されていることについて周知・注意喚起するとともに、野焼き抑止のための定期的なパトロールなどを行うことで、野焼きによる生活環境の悪化を防ぎます。また、農業用廃プラスチックの回収事業、葉刈り芝の回収事業などを実施し、野焼きや不法投棄の防止を図ります。

○騒音・振動の防止

法令に基づき、事業所や建設作業場などの騒音・振動に対する規制や指導、監視を継続します。また、自動車騒音・道路交通振動の測定を行い、要請限度値を上回る場合には、道路管理者や県公安委員会等に、防止措置を講ずるよう要請します。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市民団体の主催する環境美化活動や市内一斉清掃に積極的に参加する ○ごみが散乱しないように、ごみの出し方に注意する ○自宅の周辺を清潔に保つ ○野焼きを実施しない ○日々の暮らしにおいて、騒音や振動などの原因となる行為を慎む
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市民団体の主催する環境美化活動や市内一斉清掃に積極的に参加する ○事業所周辺を清潔に保つ ○野焼きを実施しない ○騒音規制法や振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などの関係法令を遵守した事業活動を行う

① 施策の方向性

○良好な大気・水・土の確保

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの典型的な公害を防止するため、法令に基づく環境モニタリングを継続実施するとともに、環境汚染の発生源となる工場や事業所に対する適切な指導や助言、環境配慮を促進する公害防止協定の締結などを進めます。

○上下水道の維持・管理

上水道や公共下水道の維持管理及び必要な整備を行うとともに、高度処理型合併浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を促進することで、安全な水道水の供給と生活排水による水質汚濁の防止を図ります。

○農業における環境配慮

農業による環境影響を軽減するため、農薬の適正使用の周知や有機肥料の利用を促進するなど、環境にやさしい農業生産を推進します。また、休耕農地からの表土流出や土埃を防止する取組を促進し、霞ヶ浦などの湖沼や河川への負荷軽減を図ります。

○有害化学物質の適正な管理

有害化学物質による健康影響を防止するため、法令に基づく排出規制等を引き続き実施し、化学物質の排出量などの情報を収集し、市民へ提供します。

② 市民・事業者に期待される取組

<p>市民に期待される取組</p>	<p>○窒素酸化物などの大気汚染物質の排出や生活排水による水質汚濁を、日々の暮らしの中でできるだけ減らす工夫を実践する（例：油を流さない、合成洗剤の使用を減らすなど）</p> <p>○環境にやさしい農業で作られた農作物を購入する</p> <p>○行政や事業者が発信する環境モニタリング結果や有害化学物質の情報を確認する</p>
<p>事業者期待される取組</p>	<p>○大気汚染防止法など公害や生活環境に係る法令を遵守する</p> <p>○事業活動が事業所の周囲に与える環境影響に関心をもち、近隣住民の生活環境へ配慮する</p> <p>○事業活動によって発生する大気汚染物質（ばい煙など）や排水について、法令の基準を上回る環境改善を進める</p> <p>○事業所周辺の住民と日常的に良好なコミュニケーションをとり、苦情発生を防止する</p> <p>○有害化学物質の使用や発生を極力控え、使用することが不可欠な場合には、適切に管理する</p> <p>○農薬や化学肥料の使用を抑え、土壌や水質への影響を最小限にする</p>

●将来像

- ・市民一人ひとりが、環境について楽しく学び、日々の暮らしで持続可能なライフスタイルを実践しています。また、家庭や職場、学校において、つくば市の環境や地球環境について話すのが当たり前になっていて、皆で一緒に創意工夫しながら環境保全に取り組んでいます。
- ・子どもへの環境教育も重視されており、これからのつくば市の未来を担う子どもたちの環境意識がどんどん高まっています。

●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 5 - 1 持続可能なライフスタイルの推進
- 施策の柱 5 - 2 将来を担う子供たちへの環境教育
- 施策の柱 5 - 3 環境と経済の好循環


●現状と課題

つくば市では、市民・事業者の環境への関心を高め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すため、様々な環境イベントを開催してきました。とりわけ、「環境マイスター養成講座」の開催や「つくば環境スタイルサポーターズ」の設立など、市民による自発的な環境活動を促進する取組を実施してきました。一方、つくば市主催の環境啓発事業の参加者数や、環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数が近年伸び悩んでいることは課題であり、改善を図る必要があります。また、今後は、市が実施する取組に市民が参加するだけでなく、市民がより主体的に、日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換し、自ら環境保全活動を実施するようになることが重要となります。

子ども向けの環境教育では、小中一貫教育の「つくばスタイル科」のもと、市内の全ての小中学校で、ヤゴ救出大作戦などの次世代環境カリキュラムを実践しています。また、学校外においても、つくばサイエンスラボや親子向けエコクッキングなどを開催し、子どもたちの環境意識の醸成を図ってきました。このような取組を継続することで、つくば市の将来を担う子どもたちの環境意識を高めることが一層求められています。

また、環境をよりよく持続可能な社会に近づくためには、市民に加え、事業者の主体的な取組も欠かせません。環境と経済の好循環を促進するため、ビジネスの中で環境に配慮する事業者を積極的に支援するとともに、環境ビジネスを発展させることが必要です。

●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs		SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 4 質の高い教育を みんなに	質の高い教育を みんなに	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発のための教育を通じて、持続可能なライフスタイルにするために必要な知識と技能を習得すること
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	産業と技術革新の 基盤をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> 包摂的かつ持続可能な産業を促進すること 資源利用効率向上や環境に配慮したクリーン技術の導入などで、持続可能性を向上させること
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> 人々が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報や意識をもつこと グリーン調達や、企業の持続可能な取組を奨励すること

●計画の成果を測る評価指標

評価指標

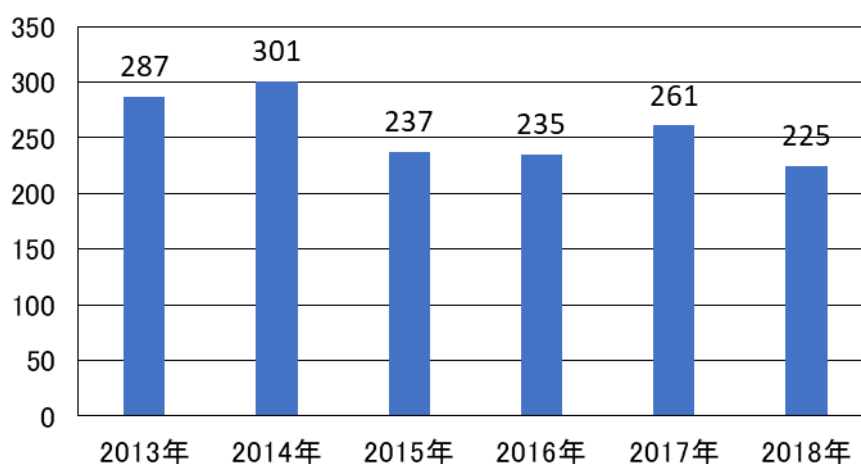
評価指標	現状値	目標 (2030年)
環境配慮行動を行った市民の割合	58%※ (2018年)	90%※※
つくば市主催・共催の環境啓発事業参加者数	225人 (2018年)	1,000人
環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数	5事業所等(2018年度)	70事業所等

※アンケート調査 (5年に1度程度実施) の「環境配慮物品購入状況」

※※「環境配慮物品購入状況」を含めた様々な環境配慮行動を行った市民の割合

評価指標に係る経年データ

つくば市主催の環境啓発事業参加者数(人)



① 施策の方向性

○市民の環境リテラシー*の向上

市民一人ひとりが、環境リテラシーを身につけることを促進するため、大人向け普及啓発活動“大人の環境教育”を推進します。特に、市の豊かな自然や地球環境問題、日々の暮らしの環境負荷や環境にやさしい暮らし方などに関する正しい知識を身につけるため、環境教育講座（自然観察講座やリサイクル講座など）、自然体験イベント、つくば環境フェスティバルなどを開催します。

○持続可能なライフスタイルの推進 重点施策

市民の日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換するサポートを推進し、例えば、優れた環境配慮製品などを購入する際の補助や環境スタイルサポーターズへのポイント制度の見直し、市民団体への支援などを行います。また、地域の環境教育や環境保全活動に自ら取り組むリーダーが増えるよう、活動しやすい場づくりや市民ネットワークづくりの支援を行います。

○環境情報の集約・発信

本市の環境の状況や取組状況を取りまとめた「つくば市環境白書」を作成することで、市の環境情報の集約を行います。また、ホームページや広報誌・冊子などを通じて、最新の環境情報や環境にやさしい生活の方法・工夫について、市民の環境への関心度に応じた情報提供・共有することで、持続可能なライフスタイルを実践する市民を増やします。

*環境リテラシー：環境に関わる資質や責任感、能力や知識・技能を示す概念

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に対する関心を持ち、積極的に情報を入手して理解を深め、環境リテラシーを身につける ○環境について日々学び、日常生活の中で「つかう責任」を意識した持続可能なライフスタイルを実践する ○市や団体等が開催する各種環境イベントなどへ参加する ○つくば環境スタイルサポーターズへの会員登録を行い、エコプログラムへ参加する ○環境に関心の高い市民は、自ら環境リーダーとして活動し、つくば市民の環境リテラシー向上を図るとともに、市が実施する環境関連事業などに積極的に協力する
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○つくば環境スタイルサポーターズへの会員登録を行い、市内の環境活動に積極的に参加する ○市の出前講座やSDGs パートナーズなどを活用して、自社の研修などで従業員が環境や持続可能性（SDGs など）について学ぶ機会を設ける

① 施策の方向性

○つくばスタイル科の推進

つくば市独自の次世代環境教育カリキュラムの実践により、子供たちが環境やエネルギー、持続可能性を大切にする実践的な態度の育成や環境に関する体験的な活動の充実を図ります。実践にあたっては、教員や専門家、事業者、市が連携し、環境教育を通じて市全体の環境意欲を高めます。



桜川での稚魚放流

○学校での地産地消の推進

地元の農作物を地元で消費する「地産地消」を推進するため、学校給食で積極的に市産農産物を利用します。また、児童・生徒の地産地消や農業への関心を高めるため、生産者と直接交流する機会を設けます。

○学校外での環境教育の推進

市内の小中学生を対象とした環境学習イベントや、筑波ふれあいの里を中心とした筑波山麓の自然資源を活用した自然体験プログラムなどを通じて、学校外においても、子供たちの環境教育を推進します。また、子供たちが自ら環境学習を進められるよう、環境や持続可能性について分かりやすく解説した教材を作成します。

② 市民・事業者に期待される取組

市民に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における子供たちの環境学習に協力する ○学校外で提供される環境学習や自然体験などの機会に、積極的に家族で参加する ○市民団体等は、学校や地域における環境教育に積極的に協力する ○旬の地元産農産物を楽しむ
事業者に期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域における環境教育に積極的に協力する ○地元産農産物の旬の食べ物を提供する

① 施策の方向性

○環境ビジネスモデルの構築

公的研究機関や民間企業による、低炭素化などの環境技術の実証実験に積極的に協力し、市民に実験の様子を周知します。実証実験により、市域をフィールドとして活用することでまちなかへの環境技術の実装を進めるとともに、環境ビジネスモデルの構築に貢献します。



水素ステーション

○環境に配慮した事業者の支援

商業、工業、農業それぞれにおいて環境配慮された製品・商品を積極的に購入するグリーン購入を進めるとともに、環境配慮に取り組む事業者に対して、設備更新の補助や活動の認定など支援を行います。また、エコショップや環境認証制度などについて市内事業者へ情報提供したり、事業者の環境配慮に関する消費者の理解促進を進めるような普及啓発を行うことで、事業者による環境配慮を促進します。

○地産地消の推進

地産地消を促進することにより、地場産業の発展に貢献するとともに、温室効果ガスの排出量抑制や農地の維持を図ります。地産地消を推進するレストランを増やすとともに、学校給食で積極的に地元産農産物を利用します。

② 市民・事業者に期待される取り組み

<p>市民に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市域で行われる環境技術の実証実験に協力する ○「つかう責任」を意識し、環境負荷の少ない製品を選択して購入する ○小売店におけるレジ袋削減など、事業者による環境に配慮活動に積極的に協力する ○積極的に旬の地元産農産物を消費する
<p>事業者に期待される取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員一人ひとりが事業活動の中で環境行動を実践するよう促す ○「つかう責任」を意識し、環境負荷の少ない製品を選択して購入する ○事業活動に伴う環境負荷などの情報を収集・把握し、CSR 報告書などにとりまとめて、積極的に発信する ○「つくる責任」を意識し、例えば非石油系の容器包装を使用するなど、事業活動に伴う環境負荷を低減する ○安全・安心かつ環境負荷の小さい市産農作物を生産・消費する ○エコショップへの登録や環境認証の取得を検討する ○環境をビジネスの機会と捉え、技術開発や設備投資に取り組む

第4章 重点施策

(1) 目的

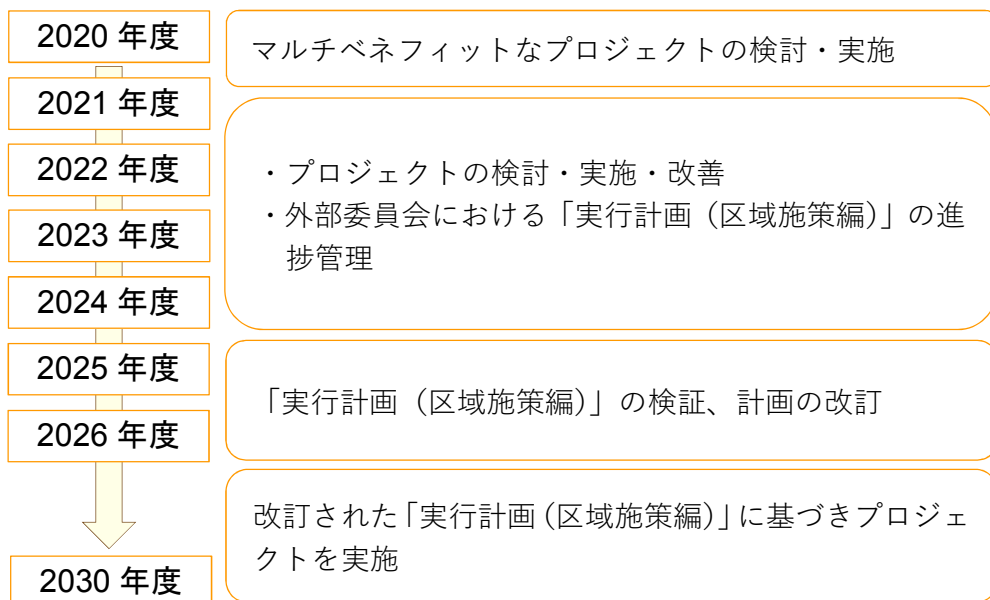
多くの市民や事業者の理解を得ながら気候変動対策を強力に推進するためには、「低炭素」や「環境」の観点だけではなく、「経済」や「社会」の観点からもメリットがある施策を進めることが重要です。そのため、「つくば市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和元年（2019年）度策定）に基づき、事業者や市民と協働して、温室効果ガスの排出削減に寄与しながら経済的・社会的な課題の解決に貢献する、マルチベネフィットなプロジェクトを検討・実施します。

(2) 内容

低炭素で持続可能なまちづくりを推進するため、環境・経済・社会という3側面に効果があるマルチベネフィットなプロジェクトを検討・実施します。

例えば、低炭素化を推進するとともに経済面にも貢献できる、燃料や人手が重複して必要となってしまう宅配便の再配達頻度を下げる方法の検討や、エネルギーデータの活用したビジネスや研究の推進を図ります。

また、万が一自然災害の発生により停電してしまった場合でも早期にエネルギーを使用することができるように、再生可能エネルギー機器等の設置などを推進することで、市民生活の安定化や強靱化を支援します。

(3) ロードマップ**(4) 主な推進主体**

環境政策課、つくば市民

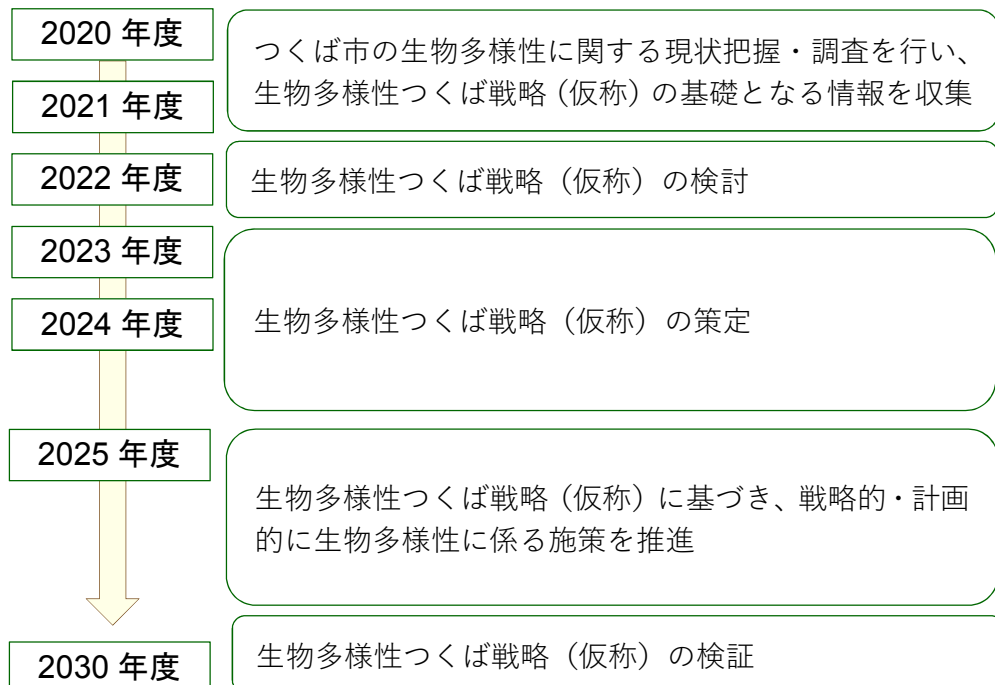
（1）目的

つくば市には、筑波山や宝篋山などの山々や桜川・谷田川などの河川、そして平地林、畑地、水田が一体となった里地里山などの豊かな自然環境があり、その中には多様な生き物が息づいています。しかし、つくばエクスプレス沿線地区では平地林などの開発が進み、生き物の住み処や自然景観が損なわれてしまっている場所があります。

将来にわたって自然の恵みを楽しむ生物多様性を保全していくために、市内の生物多様性の現状をしっかりと把握し、戦略的・計画的に生物多様性に係る施策を講じる必要があります。そのため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略（生物多様性基本法第 13 条）を策定します。

（2）内容

つくば市の生物多様性の保全やその持続可能な利用の戦略的推進に資する「生物多様性つくば戦略（仮称）」を策定します。戦略の検討にあたっては、つくば市内の生物多様性の現状把握を行うとともに、近隣市町村との協力も模索し、さらに市民の参加を得ながら策定を進めます。

（3）ロードマップ**（4）主な推進主体**

環境保全課、つくば市民

重点施策3

持続可能なライフスタイルの推進

(1) 目的

つくば市では、市民・事業者に対して環境に関する情報や環境学習の場を提供してきました。今後は、市民や事業者がより主体的に環境への関心を高め、日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換するサポートを推進します。

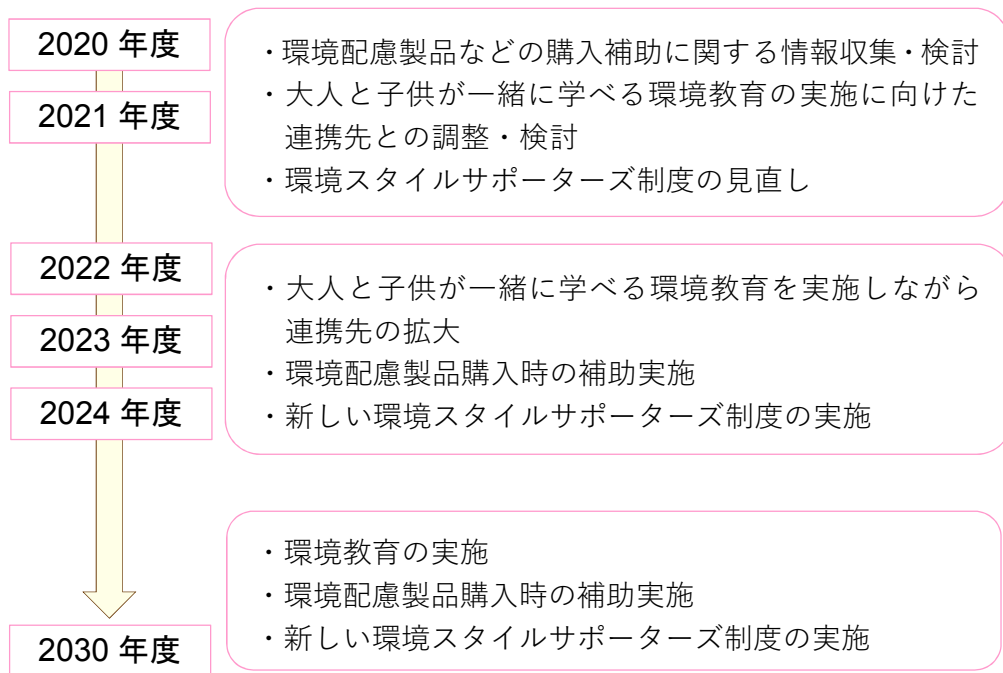
(2) 内容

持続可能なライフスタイルへの転換を推進するため、優れた環境配慮製品などを購入する際の補助を行うとともに、環境にやさしい生活の方法や工夫などについて市民の環境への関心度に応じて最新情報の提供・共有を行います。

また、研究機関及び学校等と連携し、大人と子供と一緒に持続可能なライフスタイルについて学べる機会を提供し、市民一人ひとりが環境を考え、日常生活において実践できるようにします。さらに、環境スタイルサポーターズのポイント制度などを含め見直すことで、市民の主体的取組を推進します。

事業者が環境に配慮した事業活動を行うことを推進し、持続可能な社会への転換が進むよう、環境スタイルサポーターズ制度などの仕組みを事業者インセンティブがあるように見直します。

(3) ロードマップ



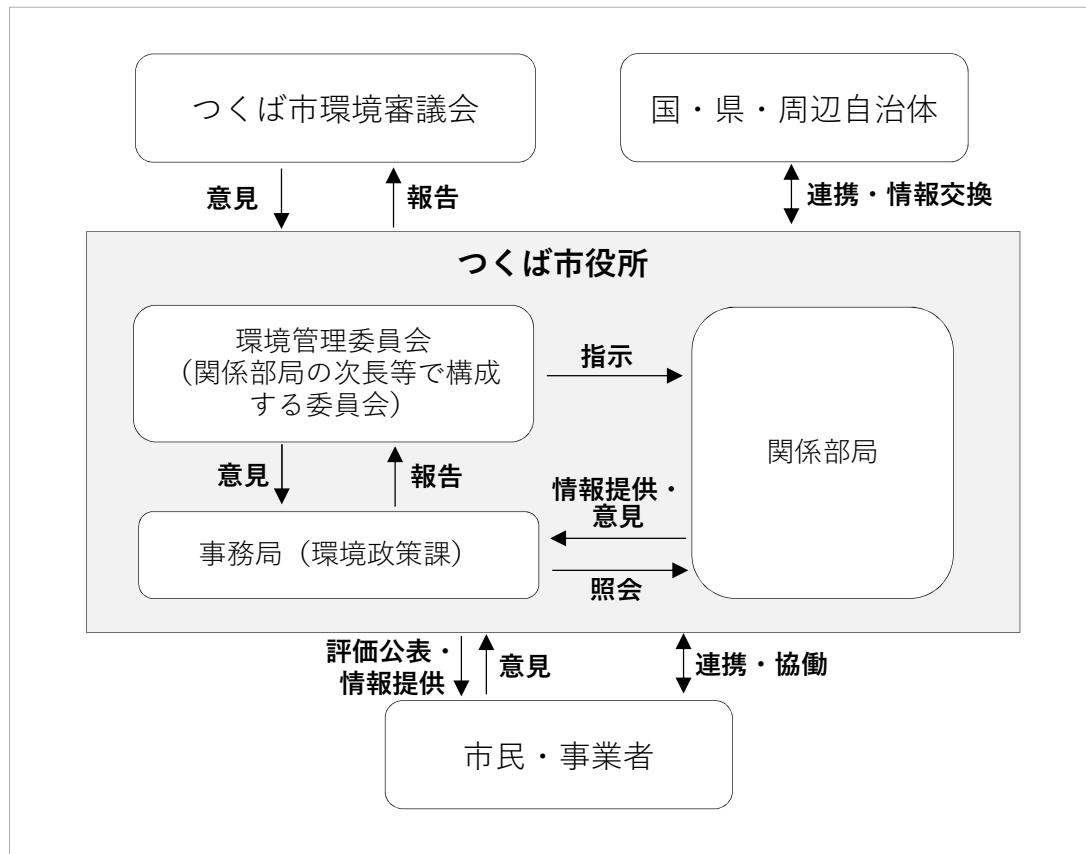
(4) 主な推進主体

環境政策課、つくば市民

第5章 計画の進行管理

1) 進行管理体制

本計画を実効性のあるものとしていくため、計画の進行管理を行います。計画の進行管理は、以下のような体制で進めます。

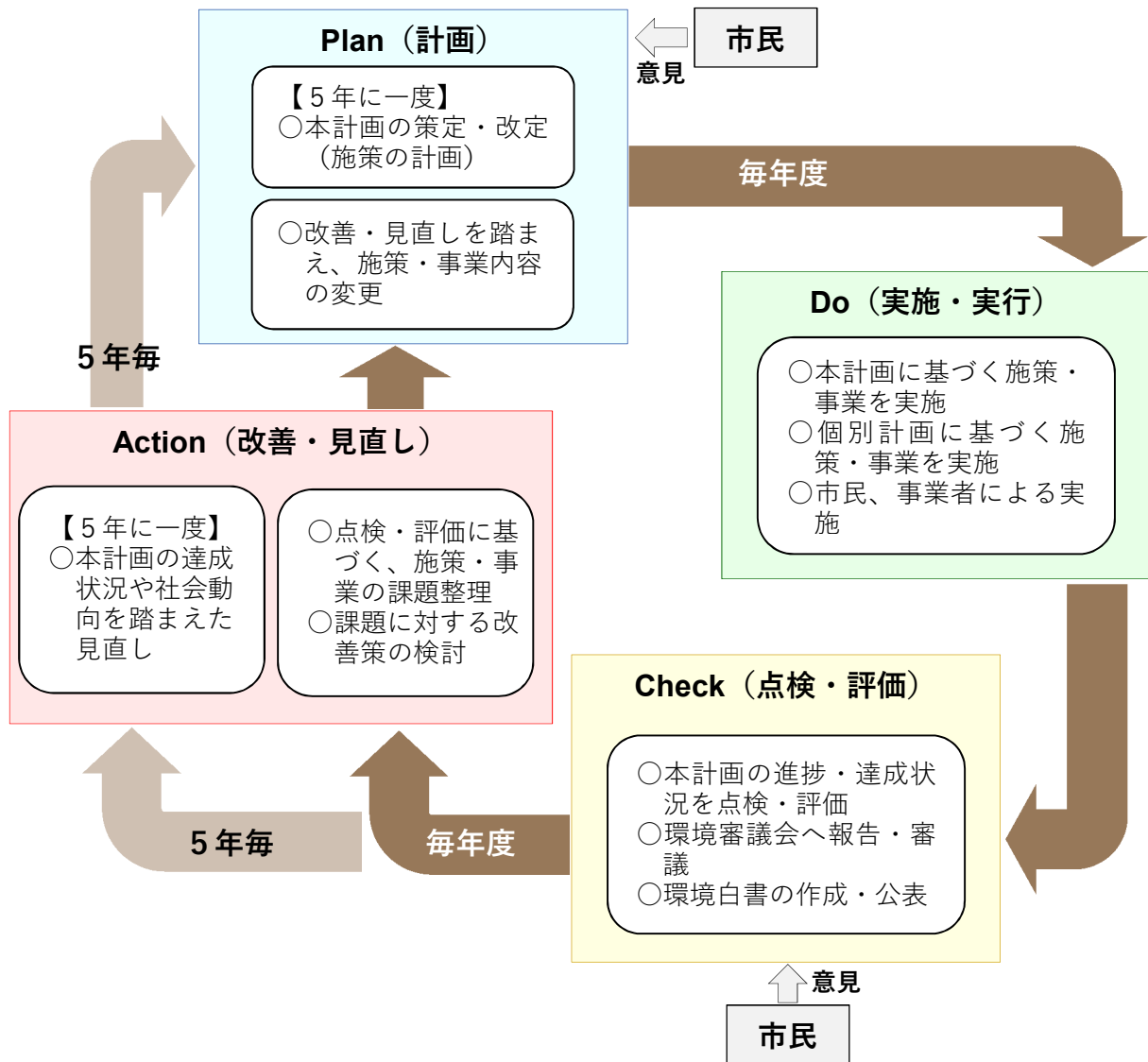


2) 進行管理の考え方

(1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の実効性を高めるため、基本目標の達成に資する施策を着実に実施し、その進捗・達成状況を点検・評価し、更に評価結果を次年度の実施へとフィードバックさせていく仕組みが必要です。

本計画では、PDCAのサイクルを確立し、継続的に計画の進行を管理します。



(2) 点検・評価の方法及び公表

計画の点検・評価は、基本目標ごとに設定された評価指標を用いて実施します。その結果について、つくば市環境審議会に報告・審議して、点検・評価します。

また、つくば市の環境の現況や事業の実績（特筆すべきもの）とあわせて、「つくば市環境白書」にとりまとめ、毎年市民へ広く公表します。

資料

1 本計画に記載された各施策の主な担当部署

本計画に記載された施策を主に推進する担当部署（課・室）は表のとおりです。

施策	主な担当課・室
基本目標 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する	
施策の柱 1-1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進	
大学・研究機関や事業者との連携強化	環境政策課
市民による省エネの促進	環境政策課
マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの検討	環境政策課
施策の柱 1-2 まち・建物の低炭素化	
建物の省エネ・再エネ導入の推進	環境政策課
低炭素でコンパクトなまちづくり	環境政策課、市街地振興課
公共施設の低炭素化	環境政策課
施策の柱 1-3 低炭素な交通システムの実現	
低炭素な公共交通の充実	総合交通政策課
自転車利用の推進	総合交通政策課、公園・施設課、観光推進課
自動車利用の低炭素化	環境政策課
施策の柱 1-4 気候変動への適応	
気候変動と関連する災害による影響の低減	危機管理課
気候変動の中で健康の維持	健康増進課
気候変動から農業を守る	農業政策課
水資源に関する適応	水道監視センター
基本目標 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ	
施策の柱 2-1 生き物・生態系の保全	
重要な生き物の生息・生育状況の把握	環境保全課
森林の維持・保全	農業政策課
水辺の生き物の生息・生育環境の保全	環境保全課
外来種対策の推進	環境保全課
生物多様性つくば戦略（仮称）の策定	環境保全課
施策の柱 2-2 里地里山景観の保全	
筑波山の景観の保全	環境保全課
山・川などの眺望の維持	都市計画課
里地景観の維持	農業政策課
施策の柱 2-3 都市の緑を増やし、質を高める	
都市公園・緑の管理	公園・施設課
都市域の緑の確保	産業振興課、公園・施設課、教育施設課
市民参加による緑化活動	公園・施設課、市民活動課
開発に伴う緑地の減少を抑制	都市計画課

施策	主な担当課・室
施策の柱 2 - 4 自然とふれあう	
自然体験施設の活用・運営	観光推進課、農業政策課
水辺の活用	環境政策課
筑波山地域ジオパークの活用	ジオパーク室
グリーンツーリズムの推進	農業政策課
基本目標 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく	
施策の柱 3 - 1 3Rの推進	
循環型社会形成に係る普及啓発	環境衛生課
市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進	環境衛生課
事業者によるごみの減量化の促進	環境衛生課
資源の有効活用を推進	環境衛生課
施策の柱 3 - 2 廃棄物の適正処理	
一般廃棄物の適正な処理	サステナスクエア管理課
産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発	環境衛生課
クリーンセンターの安定稼働	サステナスクエア管理課
基本目標 4 安心して快適な生活環境で暮らす	
施策の柱 4 - 1 清潔で静かな生活環境の確保	
市民・事業者による美化活動	環境保全課
ごみの散乱防止	環境保全課、環境衛生課
野焼き対策	環境衛生課、農業政策課
騒音・振動の防止	環境保全課
施策の柱 4 - 2 安全な生活環境の確保	
良好な大気・水・土の確保	環境保全課
上下水道の維持・管理	環境保全課、水道工務課、 下水道整備課・下水道管理課
農業における環境配慮	農業政策課
有害化学物質の適正な管理	環境保全課
基本目標 5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する	
施策の柱 5 - 1 持続可能なライフスタイルの推進	
市民の環境リテラシーの向上	環境政策課
持続可能なライフスタイルの推進	環境政策課
環境情報の集約・発信	環境政策課
施策の柱 5 - 2 将来を担う子供たちへの環境教育	
つくばスタイル科の推進	教育指導課
学校での地産地消の推進	健康教育課
学校外での環境教育の推進	環境政策課、観光推進課
施策の柱 5 - 3 環境と経済の好循環	
環境ビジネスモデルの構築	環境政策課
環境に配慮した事業者の支援	環境政策課
地産地消の推進	農業政策課、健康教育課

2 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）	
目標 1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2.	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4.	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8.	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標 9.	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10.	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11.	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12.	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16.	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 つくば市環境基本条例

平成 10 年 10 月 1 日

条例第 23 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境基本計画(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 市が講じる環境の保全のための施策(第 9 条—第 17 条)

第 4 章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組(第 18 条—第 23 条)

第 5 章 地球環境保全の推進(第 24 条・第 25 条)

附則

私たちは、筑波山を望む豊かな自然の恵みの中で、生命を育み、日々の暮らしを営んできた。

近年、社会経済構造の変化や都市化の進展に伴い、私たちの生活が便利で活力の満ちたものになってきている一方で、資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現象がもたらされ、それらが環境への負荷となって、自然の生態系にまで影響が及ぶようになり、私たちの生命や生活の基盤である恵み豊かな環境が地球的な規模で損なわれようとしている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている。

今、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じていることを認識し、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、人と自然との共生を基本として、限りある自然を維持し、失われた自然を復元し、都市化の進展をこれに融和させ、やすらぎやゆとりの感じられる社会の創造を目指して、最大限の努力を払うことが求められている。

このような考え方に立って、市民、事業者、市の機関が一体となり、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なつくば市をつくり上げていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びにつくば市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全で快適な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲に

わたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり推進されなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、事業者及び市民がその事業活動及び日常生活において環境の保全を優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の大綱について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、つくば市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

第3章 市が講じる環境の保全のための施策

(公害の防止等)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、野生動植物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、環境への負荷への低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査、研究等の推進)

第14条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(環境白書の作成等)

第17条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしたつくば市環境白書を作成し、公表するものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境の保全に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第20条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者の自発的な活動の支援)

第21条 市は、市民及び事業者が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収に係る活動その他環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(経済的措置)

第22条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第23条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことを目的とした環境管理に関する制度の導入の促進に関し必要な措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 計画改定の経緯

時期		主な実施事項
平成30年 (2018年)	11月	平成30年度第1回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第2次つくば市環境基本計画の概要について ・第3次つくば市環境基本計画改定の方針及びスケジュールについて
	12月	つくば市環境基本計画の改定に向けた市民アンケートを実施
	12月～ 翌2月	第2次つくば市環境基本計画に基づく施策実施状況の検証
平成31年 (2019年)	2月	環境審議会委員への意見照会（メール） <主な内容> ・第2次つくば市環境基本計画の検証結果について ・市民アンケートの結果について
	3月	環境未来カフェ（市民ワークショップ） <グループ討議の主な内容> ・つくば市の過去の環境の振り返り ～つくば市の環境の良いところ・悪いところ～ ・将来のつくば市の環境～2030年のつくば市の環境～
		平成30年度第2回つくば市環境審議会 <主な内容> ・環境未来カフェの結果について ・第3次計画体系・骨子について
令和元年 (2019年)	5月	令和元年度第1回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第3次環境基本計画の骨子について ・第3次環境基本計画における将来像について
	8月	令和元年度第3回つくば市環境審議会 <主な内容> ・環境基本計画における基本目標の記載内容について ・環境基本計画の進捗管理手法について
	10月	令和元年度第4回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第3次つくば市環境基本計画（素案）について
	11月	令和元年度第5回つくば市環境審議会 <主な内容> ・第3次つくば市環境基本計画（原案）について
令和2年 (2020年)	1月	パブリックコメントの実施
	●月	令和元年度第6回つくば市環境審議会 <主な内容> ・○○○○○○○○○○について
	●月	第3次つくば市環境基本計画策定

5 つくば市環境審議会名簿

氏名（敬称略）	役職	備考
田邊 潔	会長	学識経験者（国立研究開発法人 国立環境研究所）
田瀬 則雄	副会長	学識経験者（国立大学法人 筑波大学）
野中 勝利		学識経験者（国立大学法人 筑波大学）
吉野 邦彦		学識経験者（国立大学法人 東京大学）
丸井 敦尚		学識経験者（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
杉田 文		学識経験者（学校法人千葉学園 千葉商科大学）
井本 由香利		学識経験者（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
加茂 徹		学識経験者（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
松橋 啓介		学識経験者（国立研究開発法人 国立環境研究所）
五頭 泰誠		市議会議員
長浜 輝之		産業界（大和リース株式会社 水戸支店） （平成31年3月まで）
野田 義光		産業界（大和リース株式会社 水戸支店） （令和元年5月から）
山関 重人		市民（株式会社山関工務店） （令和元年7月まで）
山谷 憲司		市民（筑波電気工事株式会社） （令和元年8月から）
村上 義孝		市民（公募）
石川 幸子		市民（公募）